

様式第五号の二 (第三条の二関係)

様式第五号の二(表面)を次のように改める。

※※第 号	(表 面)		
※経 由 町 村 名	※市 区 町 村 受付年月日	令和 年 月 日	
※町 村 令和 年 月 日 提 出 第 号	※町 村 令和 年 月 日 再 提 出 第 号		
児童扶養手当支給停止関係 } 発生 消滅 変更 届			
(ふりがな) ----- 氏 名		証 書 番 号	第 号
住 所			
① 支給停止事由発生(変更) 令和 年 月 日 イ 所得の高い扶養義務者に扶養されるようになった。 ロ 所得の高い人と婚姻した。 ハ 法第9条の児童(孤児等)の養育者とその児童と養子縁組をした。 ニ 法第9条の児童(孤児等)の養育者とその児童を養育しなくなった。 ホ 法第9条の児童(孤児等)が死亡した。 ヘ 養育している児童のすべてが法第9条の児童(孤児等)に該当しなくなった。 ト その他 ()			
② 支給停止事由消滅(変更) 令和 年 月 日 イ 所得の高い扶養義務者に扶養されなくなった。 ロ 所得の高い扶養義務者が死亡した。 ハ 所得の高い配偶者と婚姻を解消した。 ニ 所得の高い配偶者が死亡した。 ホ 法第9条の児童(孤児等)を養育するようになった。 ヘ 養育している児童が法第9条の児童(孤児等)に該当するようになった。 ト その他 ()			
扶養義務者又は 配偶者の氏名 及び個人番号	(氏名) ----- (個人番号) -----	扶養義務者又は 配偶者の氏名 及び個人番号	(氏名) ----- (個人番号) -----
上記のとおり、児童扶養手当支給停止 } 発生 消滅 変更 について届け出ます。 令和 年 月 日 氏 名 都道府県知事(福祉事務所長) 市町村長(福祉事務所長) } 殿			
※※ 通知 令和 年 月 日			
備 考			

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。
- ◎ ※、※※の欄には記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではつきりと書いて下さい。

様式第五号の三 (第三条の三関係)

様式第五号の三(表面)を次のように改める。

※※第	号	(表 面)							
※経	由	※市 区 町 村		令和	年	月	日		
町 村	名	受付年月日							
※町	村	令和	年	月	日	※町	村	令和	年
提	出	第			号	再	出	第	月
									日
<u>公的年金給付等受給届</u>									
(ふりがな) -----						証 書 番 号	第 号		
氏 名									
住 所									
① 公的年金給付等受給事由発生 令和 年 月 日 イ 児童が父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるようになった。 ロ 児童が父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象になった。 ハ 児童が父又は母の死亡について遺族補償等を受けることができるようになった。 ニ 受給資格者が公的年金給付を受けることができるようになった。 ホ 受給資格者が遺族補償等を受けることができるようになった。									
② 公的年金給付等受給事由消滅 令和 年 月 日 イ 児童が父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができなくなった。 ロ 児童が父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象でなくなった。 ハ 児童が父又は母の死亡について遺族補償等を受けることができなくなった。又は、受けることができるようになってから6年を経過した。 ニ 受給資格者が公的年金給付を受けることができなくなった。 ホ 受給資格者が遺族補償等を受けることができなくなった。又は、受けることができるようになってから6年を経過した。									
③ 公的年金給付等受給額変更 令和 年 月 日 イ 児童が受け取ることができる父又は母の死亡について支給される公的年金給付の額が変更になった。 ロ 児童が対象となっている父又は母に支給される公的年金給付の額の加算額が変更になった。 ハ 児童が受けることができる父又は母の死亡について遺族補償等の額が変更になった。 ニ 受給資格者が受けることができる公的年金給付の額が変更になった。 ホ 受給資格者が受けることができる遺族補償等の額が変更になった。									
上記のとおり、公的年金給付等の受給状況について届け出ます。 令和 年 月 日 都道府県知事 (福祉事務所長) 氏 名 市 町 村 長 (福祉事務所長) 殿									
※※ 通知	令和 年 月 日								
備 考									

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。
- ◎ ※、※※の欄には記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではっきりと書いて下さい。

様式第五号の四 (第三条の四関係)

(表 面)

様式第五号の四(表面)を次のように改める。

※※第	号
※経 由 町村名	※市 区 町 村 受付年月日 令和 年 月 日
※町 村 令和 年 月 日号 提 出 第	※町 村 令和 年 月 日号 再 提 出 第
<u>児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書</u>	
(ふりがな) 氏 名 -----	証書番号 第 号
住 所	
<p>次の(1)から(4)までの中から該当する児童扶養手当の一部支給停止適用除外事由を○で囲み、その事実を明らかにできる書類を添えてください。</p> <p>(1) 就業していること又は求職活動等の自立を図るための活動をしている。</p> <p>(2) 障害の状態にある。</p> <p>(3) 疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由 () により就業することが困難である。</p> <p>(4) 監護する児童又は親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由 () により、これらの者の介護を行う必要があり就業等が困難である。</p>	
<p>上記のとおり、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由について届け出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>都道府県知事 (福祉事務所長) 殿</p> <p>市 町 村 長 (福祉事務所長)</p>	
※※ 通 知	令和 年 月 日 第 号
備 考	

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。
- ◎ ※、※※の欄には記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。

様式第八号（第十条関係）

※※第 号		（表 面）	
※経 由 町 村 名		※市 区 町 村 受 付 年 月 日 令和 年 月 日	
※町 村 令 和 年 月 日 提 出 第 号		※町 村 令 和 年 月 日 再 提 出 第 号	
<u>児童扶養手当証書亡失届</u>			
① (ふりがな) 氏 名		② 証 書 番 号	第 号
③ 住 所			
④ 証 書 を 失 っ た 日		令 和 年 月 日	
⑤ 証 書 を 失 っ た と き の 事 情			
上記のとおり、児童扶養手当証書を失ったので届け出ます。 令和 年 月 日 氏 名 都道府県知事（福祉事務所長） 市 町 村 長（福祉事務所長） } 殿			
※※証書作成		令 和 年 月 日	

様式第八号（表面）を次のように改める。

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではっきり書いて下さい。

様式第九号（第十一条関係）

※※第 号		(表 面)	
※経 由 町 村 名		※市 区 町 村 受付年月日 令和 年 月 日	
※町 村 令和 年 月 日 提 出 第 号		※町 村 令和 年 月 日 再 提 出 第 号	
<u>児童扶養手当資格喪失届</u>			
(ふりがな) 氏 名	-----	証 書 番 号	第 号
住 所			
受給資格が なくなつた 理 由	イ ホ リ ワ	ロ ヘ ヌ	ハ ト ル ニ チ ヲ
理由が発生 した 日	令和 年 月 日		
<p>上記のとおり、児童扶養手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>都道府県知事（福祉事務所長） } 市 町 村 長（福祉事務所長） } 殿</p>			
※※通 知		令和 年 月 日 第 号	
※ 備 考 欄			

様式第九号（表面）を次のように改める。

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではつきり書いて下さい。

様式第十号（第十二条の四関係）

※※第 号		(表 面)			
※経 由 町 村 名		※市 区 町 村 令和 年 月 日 受付年月日			
※町 村 令和 年 月 日 提 出 第 号		※町 村 令和 年 月 日 再 提 出 第 号			
<u>未支払児童扶養手当請求書</u>					
① 死 亡 者	(ふりがな) 氏 名	-----	証 書 番 号	第 号	
	住 所		死 亡 した 日	令和 年 月 日	
② 請 求 者 児 童	(ふりがな) 氏 名	-----	支 払 希 望 金 融 機 関	名 称	口座番号
	住 所			-----	-----
備考					
児童扶養手当法に基づき、上記のとおり請求します。 令和 年 月 日 請求者氏名 都道府県知事（福祉事務所長） 市 町 村 長（福祉事務所長） } 殿					
※※資格喪失 令和 年 月 日 通 知 第 号			※※未支払手当 令和 年 月 日 支 給 通 知		

様式第十号（表面）を次のように改める。

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではっきり書いて下さい。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正)

第四十一条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則(昭和三十八年厚生省令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第六条 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第七条 第五条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第八条 第五条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項に規定する請求者の氏名の記載については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより行うものとする。</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第六条 前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第七条 第五条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第八条 第五条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

様式第一号

(表面)

様式第一号を次のように改める。

戦没者等の妻に対する特別給付金請求書					1 -		
戦没者等	フリガナ			生 年 日 月 日	※ 1 明治 2 大正 3 昭和		
	氏 名	(姓)	(名)		年 月 日		
	① もとの身分				死 亡 年 月 日	※ 1 昭和 2 平成 3 令和 年 月 日	
	② 除籍時の本籍等	都 道 府 県					
③ 請求者	フリガナ			生 年 日 月 日	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和		
	氏 名	(姓)	(名)		年 月 日		
	住 所	〒 都 道 府 県					
④ 被相続人	フリガナ			死 亡 年 月 日	1 平成 年 月 日		
	氏 名	(姓)	(名)		2 令和		
⑤ 代理人等	フリガナ			区 分	※ 1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等		
	氏 名	(姓)	(名)				
	住 所	〒 都 道 府 県					
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名							
⑥ 国債の償還金の希望支払場所	名 称				所 在 地	都 道 府 県	市 区 町 村
	戦没者等の妻が受けている給付の種別	※ 01 公務扶助料	21 遺族給与金	33 日本鉄道共済組合殉職年金			
		02 特例扶助料	31 旧令共済組合殉職年金	34 日本電信電話共済組合殉職年金			
	11 遺族年金	32 郵政省共済組合殉職年金					
これまで戦没者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けたか受けないかの別				※ 1 受けた 2 受けない			
⑦これまで戦没者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けた場合							
第 回特別給付金国庫債券 号	裁定通知書 記号番号	第 号	請 求 当 時 の 住 所	都 道 府 県	市 区 町 村		
上記により、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。							
令和 年 月 日				電話			
厚生労働大臣 殿				氏名			
裁定都道府県知事							

(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)

(市区町村使用欄)

国債交付取扱店名	
----------	--

(裏面)

記載上の注意

- 1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 ①の欄は、例えば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属(徴用工)」等のように記載してください。
- 3 ②の欄は、戦没者等のもとの身分により次の区分に従って記載してください。
 - (1) 軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地
 - (2) 準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者等の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出動していた工場、事業場等の名称及び所在地
- 4 戦没者等の妻の相続人が請求者である場合は、③の欄に相続人の氏名、生年月日及び住所を記載するとともに、④の欄に戦没者等の妻の氏名及び死亡年月日を記載してください。
- 5 ⑤の欄は、請求者が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき (1 代理人)
 - (2) 未成年者のために親権を行う方又は未成年後見人が代わって請求するとき (2 親権者等)
 - (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき (3 成年後見人等)
- 6 ⑥の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称及び所在地を記載してください。
- 7 ⑦の欄は、前回受けた戦没者等の妻に対する特別給付金国庫債券の名称、裁定通知書記号番号及び請求当時の住所を記載してください。
- 8 最下欄の氏名は、請求者の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。

様式第一号の二

(表面)

様式第一号の二を次のように改める。

戦没者等の妻に対する特別給付金請求書						1 -	
戦没者等	フリガナ			生 年 月 日	※ 1 明治 2 大正 3 昭和		
	氏 名	(姓)	(名)		年	月	日
	① もとの身分			死 亡 年 月 日	※ 1 昭和 2 平成 3 令和	年	月 日
② 除籍時の本籍等	都 道 府 県						
③ 請求者	フリガナ			生 年 月 日	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和		
	氏 名	(姓)	(名)		年	月	日
	住 所	〒		個人番号			
④ 被相続人	フリガナ			死 亡 年 月 日	1 平成 2 令和		
⑤ 代理人等	フリガナ			区 分	※ 1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等		
氏 名	(姓)	(名)					
住 所	〒 都 道 府 県						
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名							
⑥ 国債の償還金の希望支払場所	名 称		所在地	都 道 府 県 市 区 町 村			
戦没者等の妻が受けている給付の種別	※ 01 公務扶助料 21 遺族給与金 33 日本鉄道共済組合殉職年金 02 特例扶助料 31 旧令共済組合殉職年金 34 日本電信電話共済組合殉職年金 11 遺族年金 32 郵政省共済組合殉職年金						
⑦ これまで戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けたか受けないかの別							
※ 1 受けた	第 回特別給付金国庫債券	号	裁 定 通 知 書 記 号 番 号	第 号	請 求 当 時 の 住 所	都 道 府 県	市 区 町 村
2 受けない	戦傷病者等が受けていた給付の種別		※ 01 増加恩給 02 傷病年金 03 特例傷病恩給 04 傷病賜金	11 障害年金 12 障害一時金 31 旧令共済組合公務傷病年金 41 その他 ()			
上記により、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。							
令和 年 月 日				電話			
厚生労働大臣 殿 裁定都道府県知事				氏名			

(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)

(市区町村使用欄)	国債交付取扱店名	
-----------	----------	--

(裏面)

記載上の注意

- 1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 ①の欄は、例えば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属(徴用工)」等のように記載してください。
- 3 ②の欄は、戦没者等のもとの身分により次の区分に従って記載してください。
 - (1) 軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地
 - (2) 準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者等の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出動していた工場、事業場等の名称及び所在地
- 4 戦没者等の妻の相続人が請求者である場合は、③の欄に相続人の氏名、生年月日、個人番号及び住所を記載するとともに、④の欄に戦没者等の妻の氏名及び死亡年月日を記載してください。
- 5 ⑤の欄は、請求者が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき (1 代理人)
 - (2) 未成年者のために親権を行う方又は未成年後見人が代わって請求するとき (2 親権者等)
 - (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき (3 成年後見人等)
- 6 ⑥の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称及び所在地を記載してください。
- 7 ⑦の欄は、「1 受けた」を○で囲んだ場合は、前回受けた戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券の名称、裁定通知書記号番号及び請求当時の住所を記載してください。また、「2 受けない」を○で囲んだ場合のうち、「41 その他」を○で囲んだ場合は、次の給付の中から該当するものを選んで括弧の中に記載してください。

郵政省共済組合障害年金	日本鉄道共済組合障害年金
日本電信電話共済組合障害年金	旧陸軍共済組合障害一時金
旧海軍共済組合公傷病一時金	旧逓信部内職員共済組合傷疾給与金又は疾病給与金
旧逓信共済組合公傷一時金	旧国有鉄道共済組合公傷一時金又は障害一時金
- 8 最下欄の氏名は、請求者の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。

様式第1号 (第1条関係)

戦傷病者手帳交付請求書				
ふりがな		明治 大正 昭和	年 月 日生	もとの 身分等
氏 名				
本 籍	()	現住所		
公務上の 傷 病 名				
障害の有無	有・無	障 害 名		
療養の要否	要・否	療養を必要とする傷病名		
療養を受けようとする医療機関の所在地及び名称		療養を必要とする期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	{入院 入院外}
傷病恩給等の裁定状況	受給 有無	種 別 法	等 項・款・目症 級 級	無期 有期(年月まで) 一時金
身体障害者手帳番号等	No.		第	級
<p>戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳を交付されたく、関係書類を添えて請求します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>氏 名</p> <p>都道府県知事 殿</p>				

様式第一号を次のように改める。

改 正

後

改

正

前

(傍線部分は改正部分)

(戦傷病者特別援護法施行規則の一部改正)
 第四十二条 戦傷病者特別援護法施行規則(昭和三十八年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

<p>(フレキシブルディスクによる手続) 第十九条 (略) (削る)</p> <p>2 次の表の上欄に掲げる規定により、前項の表の下欄に掲げる書類に添えて提出することとされている次の表の下欄に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を同項の規定により提出されるフレキシブルディスクに併せて記録することにより行うことができる。 (表略)</p>	<p>(フレキシブルディスクによる手続) 第十九条 (略) (削る)</p> <p>2 前項に規定する請求者又は届出者の氏名の記載については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより行うものとする。 3 次の表の上欄に掲げる規定により、第一項の表の下欄に掲げる書類に添えて提出することとされている次の表の下欄に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を第一項の規定により提出されるフレキシブルディスクに併せて記録することにより行うことができる。 (表略)</p>
--	---

注 意

- 1 本籍欄の()内には、退職時の本籍を記載してください。
 - 2 障害の有無欄、療養の要否欄及び傷病恩給等の裁定状況欄は、該当する文字を○で囲んでください。
 - 3 傷病恩給等の裁定状況欄のうち、種別欄には、根拠法令を記載し、等級欄の無期、有期、一時金の別は該当する文字を○で囲み、有期の場合は、その終期を記載してください。
- 備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第3号の1 (第6条関係)

療 養 給 付 請 求 書			
ふりがな 氏 名			戦傷病者
	明治 大正 昭和	年 月 日生	手帳番号
療養の給付を必要とする傷病名			
原傷病名 (当初の公務上の傷病名)			
※ 既に認定を受けた傷病名	(1) (2) (3)	(初・併) (初・併) (初・併)	※ 認定を受けた年月日 (1) 年 月 日 (2) 年 月 日 (3) 年 月 日
療養を必要とする期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		入 院 入 院 外 訪問看護等
療養を受けようとする医療機関の所在地及び名称			
<p>戦傷病者特別援護法による療養の給付（併発症の認定）を受けたく、関係書類を添えて請求します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">現住所 氏 名</p> <p>都道府県知事 殿</p>			

様式第三号の一を次のように改める。

注意

- ※印欄は、併発症の認定を請求する場合のみ記入すること。
- 「既に認定を受けた傷病名」欄は、療養給付開始当初に認定を受けた傷病又はその後認定を受けた併発症の別に応じて「初」又は「併」のいずれかを○印で囲むこと。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第11号 (第9条関係)

療 養 手 当 支 給 請 求 書			
氏 名		生年 月 日	明治 大正 年 月 日生 昭和
戦傷病者手帳 第 号			
入院中の病院 又は診療所の 所在地・名称			
傷 病 名			
最近一年間 における療養の 状況	病院又は診療所の名称	入 院 期 間	備 考
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		最 寄 の 郵便局名	
<p>戦傷病者特別援護法第18条の規定により療養手当の支給を受けたく請求します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">現住所 氏 名</p> <p>都道府県知事 殿</p>			

様式第三号の二中「㊸」を削る。
様式第十一号から様式第十三号までを次のように改める。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第12号（第11条関係）

葬 祭 費 支 給 請 求 書				
死 亡 し た 者	氏 名		生 年 月 日	明治 大正 昭和 年 月 日生
	戦傷病者手帳 第 号			
	死亡年月日			
	死亡した場所			
	死亡した原因			
			最 寄 の 郵便局名	
<p>戦傷病者特別援護法第19条の規定による葬祭費の支給を受けたく、関係書類を添えて請求します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>現 住 所</p> <p>死亡した者 との続柄</p> <p>氏 名</p> <p>都道府県知事 殿</p>				

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第13号 (第12条関係)

更 生 医 療 給 付 請 求 書			
氏 名		生 年 月 日	明治 大正 年 月 日生 昭和
戦傷病者手帳 第 号			
障 害 名		障害の程度	
<p style="text-align: center;">戦傷病者特別援護法第20条の規定による更生医療の給付を受けたく、関係書類を添えて請求します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">現住所</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">氏 名</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">都道府県知事 殿</p>			

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第15号 (第14条関係)

補装具支給（修理）請求書			
氏名		生年 月日	明治 大正 年 月 日生 昭和
戦傷病者手帳 第 号			
障 害 名		障害の程度	
支給(修理)を受けたい補装具の名称		修理を要する部位	
希望する製作修理業者住所・氏名			
製作・修理上特に希望する事項			
<p>戦傷病者特別援護法第21条の規定により補装具の支給（修理）を受けたく、請求します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>現住所</p> <p>氏 名</p> <p>都道府県知事 殿</p>			

様式第十五号を次のように改める。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第16号 (第15条関係)

様式第十六号を次のように改める。

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">補 装 具 交 付 券 修 理</p>						
戦傷病者手帳の 番 号	第 号	交付年月日	令和 年 月 日			
氏 名		生年月日	明治 大正 昭和 年 月 日			
現 住 所						
補装具の名称			修 理 部 位			
処 方						
委託する業者名			委託する業 者の住所			
委託報酬予定額						
<p>上記のとおり決定する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>都道府県知事 氏 名 印</p>						
この券の有効 期 限		受給者が業者に提示する期限		令和 年 月 日		
		業者の支払請求期限		令和 年 月 日		
判定 検査	判 定 年月日	令和 年 月 日	判定員職氏名			
受領	受 領 年月日	令和 年 月 日	受領者氏名		本人と の関係	

注意

- 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第18号（附則第4項関係）

療養給付認定票交付請求書			
ふりがな		生年月日	明治 大正 昭和 年 月 日
氏 名			
本 籍		現 住 所	
もとの身分		復員年月日	昭和 平成 令和 年 月 日
負傷又は疾病 の名称		負傷又は疾 病の発生年 月	昭和 平成 令和 年 月 日
負傷又は疾病 の発生した場 所		療養の給付 を必要とす る期間	令和 年 月 日から（入院） 令和 年 月 日まで（入院外）
療養の給付を 受けようとする医療機関の 名称及び所在地			
<p>戦傷病者特別援護法附則第11項の規定により療養の給付を受けたく、関係書類を添えて請求します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>都道府県知事 殿</p>			

様式第十八号を次のように改める。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正)

第四十三条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和三十九年厚生省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(届書等の記載事項)</p> <p>第十二条の二 第五条から第九条まで及び前条の届書又は申請書には、届出人又は申請者の氏名及び住所並びに届出又は申請の年月日を記載しなければならない。</p> <p>(口頭による請求)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の請求書、届書又は申請書の様式に従つて聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせたうえで、陳述者とともに氏名を記載しなければならない。</p>	<p>(届書等の記載事項)</p> <p>第十二条の二 第五条から第九条まで及び前条の届書又は申請書には、届出人又は申請者の氏名、住所及び届出又は申請の年月日を記載し、押印しなければならない。ただし、届出人又は申請者の氏名を自署により記載する場合には、押印を省略することができる。</p> <p>(口頭による請求)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の請求書、届書又は申請書の様式に従つて聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせたうえで、陳述者とともに記名押印しなければならない。</p>

様式第四号(第二条関係)

(表 面)

様式第四号(表面)を次のように改める。

※※第 号			
※経 由 市町村名		※市区町村 令和 . . 受付年月日	
※市区町村 令和 . . 提 出 第 号		※市区町村 令和 . . 再 提 出 第 号	
<u>特別児童扶養手当額改定請求書</u>			
あとなに たのい こて	①(ふりがな) 氏 名	-----	②証 書 の 記号・番号
	③住所		④個人番号
障害児の ことにつ いて	⑤支給対象障害児の氏名 (生年月日)	[平成 年 月 日生] [令和	[平成 年 月 日生] [令和
	⑥個人番号		
	⑦請求者との続柄 (同居・別居の別)		
	⑧父の氏名		
	⑨母の氏名		
	⑩障害による年金の受給状 況	支給されている } 種類 支給停止 } () 申請中 } 支給されていない	支給されている } 種類 支給停止 } () 申請中 } 支給されていない
	⑪身体障害者手帳の番号及 び障害等級		
⑫障害名			
関係書類を添えて、特別児童扶養手当の受給資格の認定を請求します。 令和 年 月 日 知事 氏 名 市長 殿			
※※ 改定・却下	改定年月 年 月	対象障害児数 (1級) 人 (2級) 人	証 書 作成・改訂 令和 . . 第 号

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷
書ではつきり書いてください。

(A列4番)

様式第五号(第三条関係)

(表 面)

※※第 号			
※経 由 市区町村名		※市区町村 令和 . . . 受付年月日	
※市区町村 令和 . . . 提 出 第 号		※市区町村 令和 . . . 再 提 出 第 号	
<u>特別児童扶養手当額改定届</u>			
(ふりがな) 受給者の氏名	-----		証 書 の 記号・番号 第 号
受給者の住所			個人番号
支給対象障害児でなくなった障 害児又は障害の程度が低下した 支給対象障害児の氏名・生年月日	改定の理由	理由の発生した年月日	
(平成 令和 年 月 日生)	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ	令和 年 月 日	
(平成 令和 年 月 日生)	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ	令和 年 月 日	
上記のとおり、特別児童扶養手当の額の改定について届け出ます。 令和 年 月 日 氏 名 知事 殿 市長			
改定年月	対象障害児数	証書作成・改訂	
※※ 年 月	(1級) 人	令和 . . . 第 号	
	(2級) 人		

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎字は楷書ではつきり書いてください。

(A列4番)

様式第五号(表面)を次のように改める。

様式第八号(第十条関係)

(表 面)

※※第 号			
※経 由 市区町村名		※市区町村 受付年月日 令和 年 月 日	
※市区町村 提 出 第 令和 年 月 日 号		※市区町村 再 提 出 令和 年 月 日 令和 年 月 日	
<u>特別児童扶養手当証書亡失届</u>			
①(ふりがな) 氏 名	-----	②証 書 の 記号・番号	第 号
③住所		④個人番号	
⑤証書を失った日			
⑥証書を失ったときの事情			
上記のとおり、特別児童扶養手当証書を失ったので届け出ます。 令和 年 月 日 <div style="text-align: right;">氏名</div> 知事 殿 市長			
※※証書作成 令和 年 月 日			

様式第八号(表面)を次のように改める。

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎ 字は楷書^{かい}ではつきり書いて下さい。

(A列4番)

様式第九号(第十一条関係)

(表 面)

※※第 号			
※経 由 市区町村名		※市区町村 令和 . . . 受付年月日	
※市区町村 令和 年 月 日 提 出 第 号		※市区町村 令和 . . . 再 提 出 第 号	
<u>特別児童扶養手当資格喪失届</u>			
(ふりがな) 受給者の氏名	-----	証 書 の 記号・番号	第 号
受給者の住所		個人番号	
受給資格がなくなった理由	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ		
理由が発生した日	令和 年 月 日		
<p>上記のとおり、特別児童扶養手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>知事 殿 市長</p>			
※※ 通知 令和 . . . 第 号			

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎ 字は楷書^{かい}ではつきり書いて下さい。

(A列4番)

様式第九号(表面)を次のように改める。

様式第十号(第十三条関係)

(表 面)

様式第十号を次のように改める。

※※第 号					
※経 由 市区町村名		※市区町村 受付年月日		令和 年 月 日	
※市区町村 提 出 第 号		令和 年 月 日		※市区町村 再 提 出	
		令和 年 月 日		令和 年 月 日	
		令和 年 月 日		令和 年 月 日	
<u>未 支 払 特 別 児 童 扶 養 手 当 請 求 書</u>					
① 死亡者	(ふりがな) 氏 名	-----		証 書 号 記号・番号	第 号
	個人番号				
	住所			死亡した日	令和 年 月 日
② 請求者である障害児	(ふりがな) 氏 名	-----		名称	口座番号
	個人番号			支払希望 金融機関	
	住所				
備考					
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、上記のとおり請求します。 令和 年 月 日 <div style="text-align: right;">請求者氏名</div> 知事 殿 市長					
※※ 資格喪失 通 知 第 号			令和 年 月 日		
※※未支払手当 支 給 通 知 第 号			令和 年 月 日		

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではつきり書いて下さい。

(A列4番)

注意

- 1 ②の欄の「支払希望金融機関」の欄は、支払を受けるのに最も便利な金融機関をえらんで、その正しい名称及び口座番号を記入して下さい。
- 2 請求者である障害児に代わって支払金融機関で未支払の手当を受けとる人があるときは、備考欄にその人の氏名、住所及び請求者である障害児との続柄その他の関係を記入して下さい。

様式第1号(第2条関係)(1)(裏面)

注 意

- 1 □□□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字読取装置(OCR)で直接読取を行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当番号を記入し、※印の付いた欄又は記入枠には記載しないこと。
- 3 記入枠の部分は、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字の標準字体により明りように記載すること。
- 4 事業主の住所及び氏名欄には、事業主が法人の場合は、主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載するとともに、代表者の氏名を付記すること。
- 5 ⑤欄には、休業の事実のあつた年月日の前日を記載すること。なお、年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載すること。
- 6 ⑨欄には、休業後の住所又は居所が明らかであるときは、その住所又は居所を記載し、その住所又は居所が明らかでないときは、休業時の住所又は居所を記載すること。
- 7 ⑩欄には、「休業者氏名」欄に印字されている者の⑤欄に記載した年月日現在の1週間の所定労働時間を記載すること。

様式第1号(第2条関係)(2)

雇用保険被保険者休業証明書-2(賃金支払状況)

①被保険者番号		-		③フリガナ		④休業年月日		元号	年	月	日	
②事業所番号		-		休業者氏名		⑥休業者の住所又は居所		〒				
⑤名称 事業所所在地 電話番号				⑧休業期間		電話番号() -						
⑦(休業理由).....具体的な事情を記載すること。						年 月 日から 年 月 日まで						
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。 事業主 住所 氏名						※休業票交付 (交付番号		年 月 日 番)				
休業の前日以前1年間の賃金支払状況等												
⑨被保険者期間算定対象期間			⑩の期間における賃金支払基礎日数		⑪賃金支払対象期間		⑫の基礎日数		⑬賃金額			⑭備考
①一般被保険者等		②短期雇用特例被保険者	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
休業の日	月	日	最後の就業月	日	月	日	月	日	日	日	日	日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
⑮賃金に関する特記事項						⑯上記の休業の確認を請求する。 (休業者氏名)						
※公共職業安定所記載欄												

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則の一部改正)

第四十五条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則(昭和四十年厚生省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
<p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第五条 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第六条 第四条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第七条 第四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項に規定する請求者又は申請者の氏名の記載については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより行うものとする。</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第五条 前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第六条 第四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第七条 第四条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	

様式第一号 (第一条関係)

(表面)

様式第一号(表面)を次のように改める。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書				4-61	
戦没者等	フリガナ 氏名	(姓) (名)	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	
	除籍時の本籍等 もとの身	都道府県	死亡年月日	昭和・平成・令和 年 月 日	
		陸軍(軍人・軍属) ・ 海軍(軍人・軍属) ・ 準軍属			
請求者	フリガナ 氏名	(姓) (名)	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
	戦没者等との続柄	配偶者・子・父・母・孫・兄・姉・弟・妹・甥・姪・その他()			
	住所	〒 都道府県			
	電話番号	自宅・携帯 - -			
区分	前回受給者 ・ 前回は別の者が受給 ・ 新規請求者で以下のいずれか(※) 1.平成27.4.1~令和2.3.31に年金受給者が失権 2.上記以外で過去に遺族のいずれも請求していない				
被相続人	フリガナ 氏名	(姓) (名)	死亡年月日	令和 年 月 日	
			戦没者等との続柄	配偶者・子・父・母・孫・兄・姉・弟・妹・甥・姪・その他()	
成年後見人等	フリガナ 氏名	(姓) (名)	区分	成年後見人等 ・ 親権者等 ・ 国外居住請求者の代理人	
	住所	〒 都道府県			
	電話番号	自宅・携帯 - -			
国債の償還金希望支払場所	金融機関の所在地	金融機関の名称		国債の受領を市区町村長に委任する場合はその市区町村名	
	都道府県			市区町村	
<p>上記により、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」の特別弔慰金を請求します。</p> <p>なお、同順位者が数人ある場合は、次の事項を承諾の上、全ての同順位者を代表して特別弔慰金を請求します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利の裁定は全ての同順位者に対してしたものとみなされるため、他の同順位者は権利の裁定を受けた者に対し、各々の持分を主張することができます。 ・ 他の同順位者から各々の持分を主張された場合は、権利の裁定を受けた者の責任で調整を行います。 ・ 本請求書の請求者の氏名及び連絡先は、特別弔慰金の請求又は審査請求を行った他の同順位者に教示されます。下記の記載欄に記載の氏名が請求者の氏名と異なる場合は、請求者の氏名並びに下記記載欄の氏名及び連絡先が教示されます。 <p>令和 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 裁定都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p>					

(A列4番)

(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)

第四十六条 (理学療法士及び作業療法士法施行規則の一部改正)
 理学療法士及び作業療法士法施行規則(昭和四十年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号の二 (第1条の2関係)

特別弔慰金順位変更申請書		
戦 没 者	(ふ り が な) 氏 名 生 年 月 日	年 月 日
生死不明者	(ふ り が な) 氏 名	
	戦没者等との身分関係	
	従 前 の 居 住 地	
	生死不明の理由及び期間	
	(ふ り が な) 氏 名	
	戦没者等との身分関係	
	従 前 の 居 住 地	
	生死不明の理由及び期間	
申 請 者 (同順位者を含む。)	(ふ り が な) 氏 名	
	戦没者等との身分関係	
	居 住 地	
	(ふ り が な) 氏 名	
	戦没者等との身分関係	
	居 住 地	
<p>上記のとおり、先順位者が生死不明でありますから、申請者を戦没者等の遺族とみなすよう、申請します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名</p> <p>厚生労働大臣 殿</p>		

様式第一号の二を次のように改める。

様式第五号（第十条関係）

理学療法士（作業療法士）国家試験願書

収入
印紙

受験地

上記により、理学療法士（作業療法士）国家試験を受験したいので申請します。

令和 年 月 日

本籍（国籍）

住所

電話（ ）

ふりがな
氏 名

年 月 日生

厚生労働大臣 殿

- (注意) 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
2 字は、インク、ボールペン等(黒又は青に限る。)を用い、かい書ではつきりと書くこと。
3 収入印紙には、消印をしないこと。

様式第六号（附則第五項関係）

理学療法士（作業療法士）国家試験科目免除申請書

受験地

免除を希望する試験科目名

上記により、理学療法士（作業療法士）国家試験の受験に際し、試験科目の免除を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

本籍（国籍）

住所 電話（ ）

ふりがな
氏名

年 月 日生

厚生労働大臣 殿

- (注意) 1 用紙の大きさは、A4とすること。
2 字は、インク、ボールペン等(黒又は青に限る。)を用い、かい書ではつきりと書くこと。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正)

第四十七条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則(昭和四十一年厚生省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第五条 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第六条 第四条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第七条 第四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項に規定する請求者の氏名の記載については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより行うものとする。</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第五条 前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第六条 第四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第七条 第四条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

様式第一号

(表面)

様式第一号を次のように改める。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求書					2 - 28						
戦傷病者等	フリガナ	(姓)	(名)	生年月日	※ 1 明治		2 大正	3 昭和			
	氏名				年		月	日			
	① もとの身分										
	② 退職時の本籍等	都道府県									
	③ 平成28年4月1日において受けていた年金等又は受けたことがある一時金等の種別	※ 01 増加恩給		11 障害年金							
	02 傷病年金		12 障害一時金								
	03 特例傷病恩給		31 旧令共済組合公務傷病年金								
	04 傷病賜金		41 その他 ()								
④ 平成28年4月1日における障害の程度			項 症 証 記 号	証 書 記 号 番 号							
⑤ 請求者	フリガナ	(姓)	(名)	生年月日	※ 1 明治		2 大正	3 昭和	4 平成	5 令和	
	氏名				年		月	日			
	住所	〒 都道府県									
	⑥ これまで戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けたか受けないかの別	※ 1 受けた		2 受けない							
	⑦ 平成28年4月1日において欠格事由(裏面7参照)に該当するか	※ 1 該当する		2 該当しない							
⑧ 被相続人	フリガナ	(姓)	(名)	死亡年月日	1 平成		年 月 日				
	氏名				2 令和						
⑨ 代理人等	フリガナ	(姓)	(名)	区分	※ 1 代理人		2 親権者等		3 成年後見人等		
	氏名										
	住所	〒 都道府県									
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名											
⑩ 国債の償還金の希望支払場所	名称				所在地	都道府県		市区町村			
	上記により、「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。										
令和 年 月 日				電話							
厚生労働大臣 殿				氏名							
裁定都道府県知事											

(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)

(市区町村使用欄)

国債交付取扱店名	
----------	--

(裏面)

記載上の注意

- 1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 ①の欄は、障害の原因となった傷病の発生当時の身分を、例えば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」「陸軍軍属(雇員)」、「徴用工」等のように記載してください。
- 3 ②の欄は、もとの身分により次の区分に従って記載してください。
 - (1) 戦傷病者等が軍人又は軍属(内地勤務の軍属で旧令共済組合公務傷病年金等を受けていなかった者を除きます。)であった場合は、退職時の本籍地
 - (2) 戦傷病者等が徴用工、動員学徒、国民勤労報国隊員、戦闘参加者、国民義勇隊員、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者、内地勤務の軍属(旧令共済組合公務傷病年金等を受けていなかった者に限りません。)、防空従事者等であった場合は、初めて障害年金等を請求した当時の居住地
- 4 ③の欄の「41 その他」を○で囲んだ場合は、次の給付の中から該当するものを選んで括弧の中に記載し、給付を受けたことがわかる年金証書等の写しを添付してください。

郵政省共済組合障害年金	日本鉄道共済組合障害年金
日本電信電話共済組合障害年金	旧陸軍共済組合障害一時金
旧海軍共済組合公傷病一時金	旧通信部内職員共済組合傷痍給与金又は疾病給与金
旧通信共済組合公傷一時金	旧国有鉄道共済組合公傷一時金又は障害一時金
- 5 ④の欄は、例えば「第3(項症)」(増加恩給等の場合)、「第3(款症)」(傷病年金等の場合)又は「3(級)」(旧令共済組合公務傷病年金等の場合)のように記載してください。
- 6 ⑥の欄は、前回受けた戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券の名称、裁定通知書記号番号及び請求当時の住所を記載してください。
- 7 ⑦の欄の「欠格事由」は、これまで戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けたことがあるかどうかによって異なります。(1)又は(2)の区分に従って、次の欠格事由に該当するかしないかについて、番号を○で囲んでください。
 - (1) これまでに戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けたことがある方(継続支給対象者)
戦傷病者等と離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあること
 - (2) これまでに戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けたことがない方(新規支給対象者)
禁錮以上の刑に処せられていること 若しくは
戦傷病者等と離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあること
- 8 戦傷病者等の妻の相続人が請求者である場合は、⑤の欄に相続人の氏名、生年月日、個人番号及び住所、⑥の欄に戦傷病者等の妻が前回受けた特別給付金国庫債券の名称等を記載するとともに、⑧の欄に戦傷病者等の妻の氏名及び死亡年月日を記載してください。
- 9 ⑨の欄は、請求者が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(1代理人)
 - (2) 未成年者のために親権を行う方又は未成年後見人が代わって請求するとき(2親権者等)
 - (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(3成年後見人等)
- 10 ⑩の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称及び所在地を記載してください。
- 11 最下欄の氏名は、請求者の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。

様式第一号の二

(表面)

様式第一号の二を次のように改める。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求書					2 - 13
戦傷病者等	フリガナ			生年月日	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 年 月 日
	氏名	(姓)	(名)		
	① もとの身分			死亡年月日	1 平成 2 令和 年 月 日
	② 退職時の本籍等	都道府県			
③ 受けていた年金等又は受けたことがある一時金等の種別			※ 01 増加恩給 11 障害年金 02 傷病年金 12 障害一時金 03 特例傷病恩給 31 旧令共済組合公務傷病年金 04 傷病賜金 41 その他 ()		
請求者	フリガナ			生年月日	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 年 月 日
	④ 氏名	(姓)	(名)	個人番号	
	住所	〒 都道府県			
	これまで戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けたか受けないかの別			※ 1 受けた 2 受けない	
	⑤ これまで戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けた場合				
	第 回特別給付金国庫債券 号	裁定通知書 記号番号	第 号	請求当時の住所	都道府県
⑥ 欠格事由 (裏面6参照) に該当するか			※ 1 該当する 2 該当しない		
⑦ 被相続人	フリガナ			死亡年月日	1 平成 2 令和 年 月 日
	氏名	(姓)	(名)		
⑧ 代理人等	フリガナ			区分	※ 1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等
	氏名	(姓)	(名)		
住所 〒 都道府県					
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名					
⑨ 国債の償還金の希望支払場所	名称		所在地	都道府県	市区町村
	上記により、「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。				
令和 年 月 日			電話		
厚生労働大臣 殿 裁定都道府県知事			氏名		

(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)

(市区町村使用欄)

国債交付取扱店名	
----------	--

(裏面)

記載上の注意

- 1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 ①の欄は、障害の原因となった傷病の発生当時の身分を、例えば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」「陸軍軍属（雇員）」、「徴用工」等のように記載してください。
- 3 ②の欄は、もとの身分により次の区分に従って記載してください。
 - (1) 戦傷病者等が軍人又は軍属（内地勤務の軍属で旧令共済組合公務傷病年金等を受けていなかった者を除きます。）であった場合は、退職時の本籍地
 - (2) 戦傷病者等が徴用工、動員学徒、国民勤労報国隊員、戦闘参加者、国民義勇隊員、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者、内地勤務の軍属（旧令共済組合公務傷病年金等を受けていなかった者に限ります。）、防空従事者等であった場合は、初めて障害年金等を請求した当時の居住地
- 4 ③の欄の「41 その他」を○で囲んだ場合は、次の給付の中から該当するものを選んで括弧の中に記載し、給付を受けていたことがわかる年金証書等の写しを添付してください。

郵政省共済組合障害年金	日本鉄道共済組合障害年金
日本電信電話共済組合障害年金	旧陸軍共済組合障害一時金
旧海軍共済組合公傷病一時金	旧通信部内職員共済組合傷痕給与金又は疾病給与金
旧通信共済組合公傷一時金	旧国有鉄道共済組合公傷一時金又は障害一時金
- 5 ⑤の欄は、前回受けた戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券の名称、裁定通知書記号番号及び請求当時の住所を記載してください。
- 6 ⑥の欄の「欠格事由」は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合は「1」、(1)、(2)のいずれにも該当しない場合は「2」の番号を○で囲んでください。
 - (1) 戦傷病者等の死亡前に戦傷病者等と離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあったこと
 - (2) 戦傷病者等の死亡後から平成28年9月30日までに、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあったこと
- 7 戦傷病者等の妻の相続人が請求者である場合は、④の欄に相続人の氏名、生年月日、個人番号及び住所、⑤の欄に戦傷病者等の妻が前回受けた特別給付金国庫債券の名称等を記載するとともに、⑦の欄に戦傷病者等の妻の氏名及び死亡年月日を記載してください。
- 8 ⑧の欄は、請求者が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき（1 代理人）
 - (2) 未成年者のために親権を行う方又は未成年後見人が代わって請求するとき（2 親権者等）
 - (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき（3 成年後見人等）
- 9 ⑨の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称及び所在地を記載してください。
- 10 最下欄の氏名は、請求者の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。

様式第 2 号 (第 9 条関係) (表面)

大 量 離 職 届

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 27 条第 1 項の規定により、下記のとおり届けます。

令和 年 月 日

事業主 住 所
氏 名

公共職業安定所長 殿

(事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。)

様式第二号(表面)を次のように改める。

① 下記の離職に係る事業所	㊦ 名称		㊧ 事業の種類		② 下記の離職が生じる年月日又は期間	年 月 日から
	㊨ 所在地		㊩ 従業員の数			年 月 日まで
③ 雇用形態	年 齢	④ 離 職 者 数		⑤ 職 種	年 齢	⑥ 離 職 者 数
計		うち雇用保険被保険者数				
	45歳以上 60歳未満				45歳以上 60歳未満	
うち 正規職員		うち雇用保険被保険者数				
					45歳以上 60歳未満	
うち パート・アルバイト・契約社員・嘱託・期間工等		うち雇用保険被保険者数				
					45歳以上 60歳未満	
うち 派遣労働者		うち雇用保険被保険者数				
					45歳以上 60歳未満	
⑦ 再就職の援助のための措置						
⑧ 再就職先の確保の状況		事業所 人				

(日本産業規格 A 列 4)

様式第3号(裏面)

注意

- 1 雇入れに係る外国人雇用状況届出書として使用する場合の注意
 - (1) 表面標題中「離職」の文字を抹消すること。
 - (2) ①欄には、外国人の氏名を、姓、名、ミドルネームの順にローマ字で記載し、フリガナをカタカナで記載すること(ミドルネームがない場合は姓名のみ記載)。
 - (3) ②～④、⑥欄には、該当事項を記載すること。なお、②欄には、①の者が特定技能の在留資格をもって在留する者である場合には、法務大臣が①の者について指定する特定産業分野を、①の者が特定活動の在留資格をもって在留する者である場合には、法務大臣が①の者について特に指定する活動を、該当事項に加えて括弧書で記載すること(「特定技能(介護)」、「特定活動(ワーキングホリデー)」等)。
 - (4) ⑤欄には、①の者の性別について、該当するものの番号を○で囲むこと。
 - (5) ⑦欄には、①の者が資格外活動の許可(出入国管理及び難民認定法第19条第2項の許可)を受けべき者(「留学」の在留資格の者等)である場合に、当該許可の有無について、該当するものの番号を○で囲むこと。
 - (6) ⑧欄には、①の者が在留カードを所持する者である場合に、①の者の在留カードの番号(※)を記載すること(令和2年3月1日以降に新たに雇い入れた場合に記載)。
※在留カードの右上に記載されている英字2桁+数字8桁+英字2桁。
 - (7) 表面中部に雇入れ年月日を記載すること。
- 2 離職に係る外国人雇用状況届出書として使用する場合の注意
 - (1) 表面標題中「雇入れ」の文字を抹消すること。
 - (2) ①～⑥、⑧欄について、1と同様とすること(⑧欄については、令和2年3月1日以降に離職した場合に記載)。
 - (3) ⑦欄は記載不要であること。
 - (4) 表面中部に離職年月日を記載すること。
- 3 雇入れ及び離職の双方に係る外国人雇用状況届出書として使用する場合の注意
 - (1) ①～⑧欄について、1と同様とすること(⑧欄については、令和2年3月1日以降に新たに雇い入れた場合又は令和2年3月1日以降に離職した場合に記載)。
 - (2) 表面中部に雇入れ年月日及び離職年月日を記載すること。
 - (3) その他1及び2に従うこと。
- 4 同一の者について、複数回にわたり雇入れ又は離職が生じた場合は、表面中部にそれぞれの雇入れ年月日又は離職年月日を記載すること。
- 5 この様式は、届出の対象となる外国人1人につき1枚を使用すること。
- 6 表面の記載に当たっては、在留カードを所持する者については①～⑧欄は在留カードにより確認し、記載することとし、在留カードを所持しない者については①～⑥欄は旅券又は在留資格証明書、⑦欄は旅券、在留資格証明書、資格外活動許可書又は就労資格証明書により確認し、記載すること。また、特定技能の在留資格をもって在留する者については法務大臣が指定する特定産業分野を、特定活動の在留資格をもって在留する者については法務大臣が特に指定する活動を、指定書により確認し、記載すること。
- 7 事業所の名称、所在地、電話番号等欄には、雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地、電話番号、雇用保険適用事業所番号並びに事業主が法人の場合は、法人の名称及びその主たる事務所の所在地、電話番号を記載すること。また、①の者が派遣労働者又は請負労働者として主として他の事業所で就労する場合は□にチェックすること。
- 8 氏名欄には、事業主の氏名(法人にあっては代表者の氏名)を記載すること。
- 9 雇入れに係る届出にあっては、雇い入れた日の翌月の末日までに、離職に係る届出にあっては、離職した日の翌月の末日までに届け出ること。なお、届出の対象となる外国人が雇用保険の被保険者である場合の届出期限と異なるので注意すること。
- 10 本届出は電子申請による手続も可能であること。

様式第3号 (第7条関係)

介 護 料 支 給 申 請 書

第 回

①労働保険番号	府 県	所 掌	管 轄	基幹番号	枝 番 号
② 氏 名					
労働者の 生年月日	年 月 日 (歳)				
住 所					
③療養の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間 介護日数 日				
④一酸化炭素中毒症 の経過の概要					

上記により介護料の支給を申請します。

年 月 日

申請人の 住所
氏 名

労働局長殿

様式第五号(第一面)中「㊸」を削る。
 (炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正)
 第四十九条 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則(昭和四十二年労働省令第二十八号)の一部を次のように改正する。
 様式第三号を次のように改める。

様式第五号中「三」を削る。

(社会保険労務士法施行規則の一部改正)

第五十条 社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

(開業社会保険労務士等による書類への氏名の記載等)

(開業社会保険労務士等による書類への記名押印等)

第十六条 他人の求めに応じ報酬を得て法第二条に規定する事務を業として行う社会保険労務士(社会保険労務士法人の社員を除く。以下「開業社会保険労務士」という。)若しくはその使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士は、同条第一項第一号に規定する申請書等(以下この条において「申請書等」という。)を作成した場合には、作成した書類に作成の年月日を記載し、かつ、当該申請書等の作成に係る社会保険労務士の名称を冠してその氏名を記載しなければならない。

第十六条 他人の求めに応じ報酬を得て法第二条に規定する事務を業として行う社会保険労務士(社会保険労務士法人の社員を除く。以下「開業社会保険労務士」という。)若しくはその使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士は、同条第一項第一号に規定する申請書等(以下この条において「申請書等」という。)を作成した場合には、作成した書類に作成の年月日を記載し、かつ、当該申請書等の作成に係る社会保険労務士の名称を冠して記名押印しなければならない。

2 開業社会保険労務士若しくはその使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士は、法第二条第一項第一号の二の規定により申請書の提出に関する手続を代わつてする場合には、当該申請書等に「提出代行者」と表示し、かつ、当該申請書等の提出に係る社会保険労務士の名称を冠してその氏名を記載しなければならない。

2 開業社会保険労務士若しくはその使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士は、法第二条第一項第一号の二の規定により申請書の提出に関する手続を代わつてする場合には、当該申請書等に「提出代行者」と表示し、かつ、当該申請書等の提出に係る社会保険労務士の名称を冠して記名押印しなければならない。

(事務代理等に係る書類への氏名の記載等)

(事務代理等に係る書類への記名押印等)

第十六条の三 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、事務代理等をする場合において、申請書等を行政機関等に提出するときは、当該社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対して事務代理等の権限を与えた者(以下「本人」という。)の氏名又は名称を記載した申請書等に「事務代理者」又は「紛争解決手続代理者」と表示し、かつ、当該事務代理等に係る社会保険労務士の名称を冠してその氏名を記載しなければならない。

第十六条の三 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、事務代理等をする場合において、申請書等を行政機関等に提出するときは、当該社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対して事務代理等の権限を与えた者(以下「本人」という。)の記名押印又は署名をした申請書等に「事務代理者」又は「紛争解決手続代理者」と表示し、かつ、当該事務代理等に係る社会保険労務士の名称を冠して記名押印しなければならない。

様式第4号(第5条関係)

社会保険労務士試験試験科目免除申請書

ふりがな ① 氏 名	② 生年 月 日	年 月 日生
③ 住 所		
④ 免除を申請する 試験科目	1 労働基準法及び労働安全衛生法 2 労働者災害補償保険法 3 雇用保険法 4 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 5 健康保険法 6 厚生年金保険法 7 国民年金法 8 労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識	
⑤ 免除申請事由		
⑥ 添付書類名	計 通	
<p>私は、上記により社会保険労務士の試験科目について試験の免除を受けたいので申請します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>氏 名</p> <p>厚生労働大臣 殿</p>		

様式第一号、様式第二号及び様式第三号中「三」を削る。
 様式第四号を次のように改める。

(注意)

- ④については、申請する科目の番号を○で囲むこと。
- ⑤については、例えば「○○労働基準監督署において労災保険金の給付決定の事務に○年間従事した」、「社会保険事務所において保険給付の決定の事務に○年間従事した」等と記入すること。

備考 用紙の大きさは、A4とする。

様式第 5 号(第 6 条関係)

社会保険労務士試験受験申込書

収入印紙
(消印しては
ならない)

様式第五号を次のように改める。

ふりがな ① 氏 名		② 生年 月 日	年 月 日生
③ 住 所			
④ 受 験 資 格			
⑤ 受 験 希 望 地			
⑥ 添 付 書 類 名 (除免除申請書)	1 写真票 2		
⑦ 試験免除科目	併せて免除申請を行う試験科目	既に免除決定を受けた試験科目	免除決定通知書番号
	1 労働基準法及び労働安全衛生法 2 労働者災害補償保険法 3 雇用保険法 4 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 5 健康保険法 6 厚生年金保険法 7 国民年金法 8 労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識	1 労働基準法及び労働安全衛生法 2 労働者災害補償保険法 3 雇用保険法 4 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 5 健康保険法 6 厚生年金保険法 7 国民年金法 8 労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識	
私は、上記により社会保険労務士試験を受けたいので申し込みます。 令和 年 月 日 氏 名 厚生労働大臣 殿			

(注意)

- 1 受験手数料を納付するため、受験手数料に相当する額の収入印紙を貼り付けること。
- 2 ④については、例えば「〇〇大学〇〇学部を〇年〇月に卒業した」等のように記入すること。
- 3 添付する写真は、申込み前3月以内に撮影したものであつて、脱帽、正面、縦5センチメートル、横4センチメートルの大きさのものとすること。
- 4 ⑥の2については、「卒業証明書」のように、添付した証明書等の名称を記入すること。
- 5 ⑦については、この申込書に添付して免除申請を行う試験科目又は既に免除決定を受けた試験科目の番号(既に免除決定を受けた試験科目が失業保険法である場合には3、健康保険法及び日雇労働者健康保険法である場合には5、国民年金法又は通算年金通則法である場合には7、労働及び社会保険に関する一般常識である場合には8)を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、A4とする。

様式第5号の2(第9条の5関係)

収入印紙
(消印しては
ならない)

紛争解決手続代理業務試験受験申込書

① 氏名	ふりがな	② 生年 月日	年 月 日生
③ 住所			
④ 登録番号	第 号	⑤ 受験 希望地	
私は、上記により紛争解決手続代理業務試験を受けたいので申し込みます。 令和 年 月 日 氏 名 厚生労働大臣 殿			

(注意)

- 1 受験手数料を納付するため、受験手数料に相当する額の収入印紙を貼り付けること。
 - 2 写真及び紛争解決手続代理業務研修修了証明書を添付すること。
 - 3 添付する写真は、申込み前3ヶ月以内に撮影したものであつて、脱帽、正面、縦5センチメートル、横4センチメートルの大きさのものとすること。
- 備考 用紙の大きさは、A4とする。

様式第五号の二を次のように改める。

様式第一号（第二十三条関係及び第二十七条関係）

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）
 第五十一条 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。
 様式第一号を次のように改める。

教 材 認 定 承 認 申 請 書

教 材 の 種 類	職業訓練の種類及び訓練課程名
1 教科書 2 視聴覚教材 3 その他 ()	
教 材 名	使用目的（改定に伴う申請の場合は改定の概要及びその理由）
定 価（教科書その他の著作物に限る。）	
著 作 者 又 は 製 作 者 の 氏 名	教 材 等 の 体 裁
発 売 者 名	
著 作 者、製 作 者 又 は 発 売 者 の 同 意	本件申請について同意します。 住所 氏名
備 考	

上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

電 話

連絡担当者氏名

厚生労働大臣 殿

- 注意
- 1 表題の「認定」及び「改定承認」のうち、該当するものを○で囲むこと。
 - 2 「教材の種類」については、該当するものの番号を○で囲むこと。
 - 3 「使用目的」欄には、教材の内容、使用範囲及び使用目的を記載すること。
 - 4 改定に伴う申請の場合には、「備考」欄に認定年月日及び認定番号を記入すること。

様式第四号(第三十条及び第三十一条関係)

職業訓練認定申請書(事業主・団体)

職業能力開発促進法第24条第1項の認定を受けたいので申請します。

年 月 日

申請者 事業所(又は団体)の名称

事業所(又は団体の事務所)の所在地

事業主の氏名又は名称(又は団体の名称)及び代表者の氏名

都道府県知事 殿

1 事業の概要

(1) 事業主

事業の種類	事業の内容	常用労働者数

(2) 団体

団体の種類	団体設立年月日	団体構成員数
		()

2 職業訓練の概要

職業訓練の種類	訓練課程名	訓練科名	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	訓練開始日 年 月 日	訓練生数
()	()				()
()	()				()
()	()				()
()	()				()
()	()				()

様式第四号を次のように改める。

5 訓練実施方法及び試験

職業訓練の種類・訓練課程名 及び訓練科名	訓練実施方法		試 験	
	学 科	実 技	学 科	実 技

6 職業訓練の実施を他に委託する場合の訓練委託先

職業訓練の種類・訓練課程名 及び訓練科名	委託先の施設、 事業所又は団体の 名称	認定年月日及び 認定番号	所 在 地

7 職業訓練施設の概要

職業訓練施設の名 称	職業訓練施設の所 在地	自己所有、借 用の別及び借 用の場合は、 借用施設の名 称	職業訓練施 設の長の氏 名	構造設備 の概要	職業訓練の種 類、訓練課程 名、訓練科目 及び教科の科 目	設 置 年 月 日

8 労働基準法第71条の規定による都道府県労働局長の許可(要・不要)

注意

1 認定の申請について

標題中(事業主・団体)については、認定職業訓練の実施主体に応じ、該当するものを○印で囲むこと。

2 「事業の概要」関係

事業主又は団体のいずれか該当する項目について、次により記入すること。

(1) 「事業主」関係

① 「事業の種類」欄には、日本標準産業分類中分類による産業名を記入すること。

② 「事業の内容」欄には、資本金の額、主たる製品名、年間生産高又は売上高等事業活動の概況を簡潔に記入すること。

(2) 「団体」関係

① 「団体の種類」欄には、法人でない団体、職業訓練法人、中央職業能力開発協会、都道府県職業能力開発協会、民法法人、労働組合又はその他の法人(設立根拠法名付記)の別を記入すること。

② 「団体設立年月日」欄には、法人でない団体にあつては設立年月日を、職業訓練法人、中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会にあつては設立年月日及び認可番号を、民法法人、労働組合及びその他の法人にあつては登記年月日及び登記番号を記入すること。

③ 「団体構成員数」欄の()内には、団体構成員のうち訓練生を置く予定のもの数を記入すること。

3 「職業訓練の概要」関係

(1) 「職業訓練の種類」欄には、普通職業訓練及び高度職業訓練の区分を記入し、学科について通信制により実施する場合には()内に「通信制」と記入すること。

(2) 「訓練課程名」欄には、普通課程の普通職業訓練を実施する場合であつて中学校卒業者等を対象とするときには()内に「中卒等」と記入し、管理監督者コース、一級技能士コース、二級技能士コース又は単一等級技能士コースの短期課程の普通職業訓練を実施する場合には()内に当該コースの区分を記入すること。

(3) 「訓練科名」欄には、短期課程の普通職業訓練並びに専門短期課程及び応用短

期課程の高度職業訓練については、当該訓練の目的又は内容を示す名称を記入すること。

- (4) 「訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲」欄には、それぞれの訓練課程において標準として行われるもの並びに一級技能士コース、二級技能士コース及び単一等級技能士コースの短期課程にあつては(標)と記入し、これらの訓練課程以外のものにあつては訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲の概要を簡潔に記入すること。
- (5) 「訓練生数」欄には、訓練期間が1年を超えるものにあつては初年度において実施を予定している訓練生の数を、訓練期間が1年未満のものにあつては1年間において実施を予定している訓練生の総数を記入すること。

なお、職業訓練の実施を他に委託する場合にはその対象となる訓練生の数を()内に内数として記入すること。

4 「訓練期間、教科及び訓練時間」関係

- (1) 「訓練期間」欄には、訓練期間が1年未満のものについては日数又は月数で記入すること。
- (2) 「科目」欄には、学科について通信制により実施する場合には、その旨も記入すること。
- (3) 「科目の内容」欄には、「訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲」欄に(標)と記入した訓練科にあつては記入は要しないこと。
- (4) 「訓練時間」欄には、学科について通信制により実施する場合には、各科目の面接指導時間を記入すること。

なお、()内には、職業訓練の実施を他に委託する訓練時間数を内数として記入すること。

5 「設備及び職業訓練指導員」関係

- (1) 「設備」欄には、訓練生に使用させる施設、装置、機械器具等について記入すること。
- (2) 「職業訓練指導員」欄には、事業所(団体にあつては、団体又は構成員の事業所。)に所属しないで訓練を担当する者がある場合には、()内にその数を外数として記入すること。

6 「訓練実施方法及び試験」関係

- (1) 「訓練実施方法」欄には、学科及び実技の別に訓練を行う期間及び時間について、1日何時間、週又は月何日、1年何月間のように記入するとともに、学科の欄には、1教室において同時に訓練を受ける訓練生の数を記入すること。
また、学科について通信制により訓練を実施する場合には、面接指導を行う時期、添削指導を行う回数をそれぞれ教科の科目ごとに記入すること。
- (2) 「試験」欄には、学科及び実技の別に、訓練期間中における実施予定回数及び実施予定時期等を具体的に記入すること。

7 「職業訓練の概要」関係

「構造、設備の概要」欄には、建物の構造、教室、実習場別の面積等の概要を記入すること。

様式第七号(第三十五条の五、第三十五条の八関係)(第 4 面)

(記載要領)

1. 実施計画の認定を申請しようとする場合、表題中の「変更認定」及び「実施計画変更届出書」の文字並びに 2 及び 3 の全文を抹消すること。
2. 実施計画の変更の認定を申請しようとする場合、表題中の「認定」及び「実施計画変更届出書」の文字並びに 1 及び 3 の全文を抹消すること。
3. 実施計画の軽微な変更を届け出ようとする場合、表題中の「実施計画認定申請書」及び「実施計画変更認定申請書」の文字並びに 1 及び 2 の全文を抹消すること。
4. 実施計画認定申請書の各欄の記載方法
 - (1) 「年月日」欄は、厚生労働大臣に実施計画認定申請書(以下「申請書」という。)を提出する年月日を記載すること。
 - (2) 「事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所及び電話番号」欄は、申請を行う事業主の氏名(法人の場合にあつてはその名称及び代表者の氏名)、住所(法人の場合にあつては主たる事務所の所在地)及び電話番号(法人の場合にあつては主たる事務所の電話番号)を記載すること。
 - (3) 「第 1 (1)①実習併用職業訓練の期間」欄は、認定を受けようとする実習併用職業訓練の開始日及び末日を記載すること。
 - (4) 「第 1 (1)②実習併用職業訓練を行う上で必要となる実習及び講習を実施する期間」欄は、実習併用職業訓練を行う上で必要となる実習及び講習を行う場合、その開始日及び末日(実習併用職業訓練の期間は含まない。)を記載すること。
 - (5) 「第 1 (1)③実習併用職業訓練並びにこれを行う上で必要となる実習及び講習の総時間数」欄は、実習併用職業訓練並びに実習併用職業訓練の開始前にこれと密接不可分に実施される実習及び講習の総時間数を記載すること。
 - (6) 「第 1 (2)④実習等の時間数」欄は、業務の遂行の過程内において行われる職業訓練の時間数と、実習等を実施する事業所において実習併用職業訓練の開始前にこれと密接不可分に実施される実習の時間数をそれぞれ記載すること。
 - (7) 「第 1 (3)④座学等の時間数」欄は、職業能力開発促進法第十条の二第二項各号に掲げる職業訓練又は教育訓練の時間数と、座学等を実施する教育訓練機関等において実習併用職業訓練の開始前にこれと密接不可分に実施される実習及び講習の時間数をそれぞれ記載すること。
 - (8) 「第 3 職業能力の評価の方法」欄は、技能検定、社内検定等の労働者の有する職業能力の程度を評価するものを記載すること。
5. 実施計画変更認定申請書及び実施計画変更届出書の記載方法
 - (1) 変更に係る欄のみを記載すること。
 - (2) 各欄には、変更後の内容を記載すること。変更前の内容については、別紙(様式任意)に記載して添付すること。
 - (3) 変更が必要な理由は、変更事項ごとに「第 5 備考」欄に記載すること。

様式第七号(第一面)中「四」を削る。
様式第七号(第四面)を次のように改める。

様式第十二号の二(第四十八条の六関係)

登録試験機関登録申請書		年 月 日
厚生労働大臣 殿		
申請者 法人の名称及び代表者の氏名		
職業能力開発促進法第30条の5第1項の登録を受けたいので申請します。		
法人の名称		
代表者の氏名		
住所		郵便番号() 都道 府県 電話番号()
事業所	名称	
	所在地	郵便番号() 都道 府県 電話番号()

様式第十二号の二を次のように改める。

注意

- 1 「事業所」欄には、業務を行う事業所の名称及び所在地を記載すること。業務を行う事業所が複数ある場合には、全て記載すること。
- 2 この用紙は、A4のつづり込式とすること。
- 3 この申請書の提出部数は、正本及び副本各1通とすること。
- 4 この申請書の正本には、職業能力開発促進法施行規則第48条の6第1項各号に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。
- 5 裏面に登録免許税納付書又は領収証書を貼り付けること。

(裏)

登録免許税納付書・領収証書貼り付け欄

様式第十二号の三(第四十八条の十関係)

試験業務規程認可申請書	
年 月 日	
厚生労働大臣 殿	
申請者 法人の名称及び代表者の氏名	
職業能力開発促進法第30条の9第1項前段の認可を受けたいので申請します。	
業務開始予定年月日	

様式第十二号の三を次のように改める。

注意

- 1 この用紙は、A4のつづり込式とすること。
- 2 この申請書には、試験業務規程を添えること。

様式第十二号の四(第四十八条の十関係)

試験業務規程変更認可申請書	
年 月 日	
厚生労働大臣 殿	
申請者 法人の名称及び代表者の氏名	
職業能力開発促進法第30条の9第1項後段の認可を受けたいので申請します。	
変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	
変更理由	

様式第十二号の四を次のように改める。

注意

- 1 この用紙は、A4のつづり込式とすること。
- 2 この申請書には、試験業務規程(変更に係る部分に限る。)を添えること。

様式第十二号の五(第四十八条の十二関係)

資格試験業務休止(廃止)許可申請書 年 月 日 厚生労働大臣 殿 申請者 法人の名称及び代表者の氏名 職業能力開発促進法第30条の10の許可を受けたいので申請します。	
休止(廃止)しようとする業務の範囲	
休止(廃止)しようとする年月日	
休止(廃止)しようとする理由	

様式第十二号の五を次のように改める。

注意

この用紙は、A4のつづり込式とすること。

様式第十二号の七(第四十八条の十六関係)

様式第十二号の七を次のように改める。

キャリアコンサルタント登録申請書

キャリアコンサルタントの登録を受けたいので、職業能力開発促進法施行規則第48条の16第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

フリガナ			生年月日	1. 大正	年	月	日
氏名				2. 昭和			
			性別	1. 男	2. 女		
勤務先	名称						
	所在地	郵便番号()					
		都道府県					
		電話番号()					
自宅住所		郵便番号()					
		都道府県					
		電話番号()					
試験に合格した年月日					試験合格証書番号		
その他	<input type="checkbox"/> 精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者						
	<input type="checkbox"/> 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者						
	<input type="checkbox"/> 法又は法に基づく命令以外の法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者						
	<input type="checkbox"/> 法第30条の22第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者						

厚生労働大臣

年 月 日

殿

指定登録機関代表者

氏名

収入印紙
(消印しない
こと。)

又は領収書を貼ること。

注意

- 1 該当する□は、☑と記入すること。
- 2 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収書を貼ること。
- 3 指定登録機関が行うキャリアコンサルタントの登録を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
- 4 用紙の大きさは、A4とすること。
- 5 この申請書には、キャリアコンサルタント試験の合格証の写し(試験に合格した年月日から5年を経過した日以降に登録申請を行う場合は、キャリアコンサルタント試験の合格証の写し及び講習の修了証又はこれに代わるべき書面)を添えること。

様式第十二号の十二(第四十八条の二十四関係)

指定登録機関指定申請書 厚生労働大臣 殿 申請者 法人の名称及び代表者の氏名 職業能力開発促進法第30条の24第1項の指定を受けたいので申請します。		年 月 日
法人の名称		
代表者の氏名		
住所		郵便番号() 都 道 府 県 電話番号()
事業所	名称	
	所在地	郵便番号() 都 道 府 県 電話番号()

様式第十二号の八中「三」を削る。
様式第十二号の十二を次のように改める。

注意

- 1 「事業所」欄には、業務を行う事業所の名称及び所在地を記入すること。業務を行う事業所が複数ある場合には、全て記載すること。
- 2 この用紙は、A4のつづり込式とすること。
- 3 この申請書の提出部数は、正本及び副本各1通とする。
- 4 この申請書の正本には、職業能力開発促進法施行規則第48条の24各号に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。
- 5 裏面に登録免許税納付書又は領収証書を貼り付けること。

(裏)

登録免許税納付書・領収証書貼り付け欄

様式第十二号の十三(第四十八条の二十六関係)

登録事務規程認可申請書	
年 月 日	
厚生労働大臣 殿	
申請者 法人の名称及び代表者の氏名	
職業能力開発促進法第30条の26の規定により準用する同法第30条の9第1項前段の認可を受けたいので申請します。	
業務開始予定年月日	

様式第十二号の十三を次のように改める。

注意

- 1 この用紙は、A4のつづり込式とすること。
- 2 この申請書には、登録事務規程を添えること。

様式第十二号の十四(第四十八条の二十六関係)

登録事務規程変更認可申請書	
年 月 日	
厚生労働大臣 殿	
申請者 法人の名称及び代表者の氏名	
職業能力開発促進法第30条の26の規定により準用する同法第30条の9第1項後段の認可を受けたいので申請します。	
変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	
変更理由	

様式第十二号の十四を次のように改める。

注意

- 1 この用紙は、A4のつづり込式とすること。
- 2 この申請書には、登録事務規程(変更に係る部分に限る。)を添えること。

様式第十二号の十五(第四十八条の二十八関係)

登録事務休止(廃止)許可申請書	
年 月 日	
厚生労働大臣 殿	
申請者 法人の名称及び代表者の氏名	
職業能力開発促進法第30条の26の規定により準用する同法第30条の10の許可を受けたいので、申請します。	
休止(廃止)しようとする業務の範囲	
休止(廃止)しようとする年月日	
休止(廃止)しようとする理由	

注意

この用紙は、A4のつづり込式とすること。

様式第十二号の十五を次のように改める。

(家内労働法施行規則の一部改正)
 第五十二条 家内労働法施行規則(昭和四十五年労働省令第二十三号)の一部を次のように改正する。
 様式第二号を次のように改める。
 様式第 2 号

委 託 状 況 届

(A列4)

事業の種類	営業所の名称	営業所の所在地		家内労働者数			補助者数			代理人数				
		電話番号		うち18歳未満	男	女	計	うち18歳未満	男		女	計	うち18歳未満	
委託業務の内容	委託地域		都道府県	()	男									
			都道府県	()	女									
			都道府県	()	計									
			都道府県	()	うち18歳未満									
			都道府県	()	うち18歳未満									
備考														

年 月 日

労働局長殿

委託者 氏名

注 意

- 「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入すること。
- 「家内労働者数」、「補助者数」及び「代理人数」は、都道府県別に記入し、「委託地域」欄の()内には、当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入すること。

様式第三号を次のように改める。

様式第三号

家内労働死傷病届

(A列4)

死傷病者 (家内労働者 補助者)	氏名		性別	年齢	住	所	委託 業務の 内容	託務 内容	
	姓	名							
委託者	営業所 名称	所在地	(電話番号)						事業の種類
死傷病	発生 年月日 時	傷病名又は死因	傷 害 の 部 位	症 状 及 び 程 度	休業日数又は 死亡の日時				
死傷病の原因 及び発生状況									

年 月 日

委託者 氏名

労働局長殿

注 意

- 1 「死傷病者」欄の()内は、該当しない事項を消すこと。
- 2 「死傷病の原因及び発生状況」欄には、死傷病の原因となった機械、器具その他の設備、原材料その他の物品の名称及び発生状況を具体的に記入すること。

様式第五号（第十条関係）

視能訓練士国家試験願書

収入
印紙

様式第五号を次のように改める。

受験地

上記により、視能訓練士国家試験を受験したいので申請します。

令和 年 月 日

本籍（国籍）

住 所

電話（ ）

ふりがな
氏 名

年 月 日生

厚生労働大臣 殿

- (注意) 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
2 字は、インク、ボールペン等(黒又は青に限る。)を用い、かい書ではつきりと書くこと。
3 収入印紙には、消印をしないこと。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正)
第五十五条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和四十七年労働省令第八号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(事業主の代理人) 第七十三条 (略)</p> <p>2 事業主は、前項の代理人を選任し、又は解任したときは、次に掲げる事項を記載した届書により、その旨を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に届け出なければならない。当該届書に記載された事項であつて代理人の選任に係るものに変更を生じたときも、同様とする。</p> <p>一七七 (略)</p>	<p>(事業主の代理人) 第七十三条 (略)</p> <p>2 事業主は、前項の代理人を選任し、又は解任したときは、次に掲げる事項を記載した届書により、その旨及び当該代理人が使用すべき認印の印影を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に届け出なければならない。当該届書に記載された事項であつて代理人の選任に係るものに変更を生じたときも、同様とする。</p> <p>一七七 (略)</p>

様式第一号を次のように改める。

様式第一号(第42条関係)(表紙)

労働保険 年度用 雇用保険印紙購入通帳

有	効	期	限
年	月	末	日

交付番号	第 号					
	府	県	所	掌	管	轄
労働保険番号	基					
	幹					
事業主	番					
	号					
住所	枝					
	番					
氏名 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)	号					
	支					
住所	番					
	号					
交付年月日	年	月	日			

交付公共職業安定所

公共職業安定所



様式第1号(第42条関係)

雇用保険印紙購入票(事業主控)

第1級 (176円) 枚 _____ 円

第2級 (146円) 枚 _____ 円

第3級 (96円) 枚 _____ 円

計 購入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 円

雇用保険印紙購入 日付欄

申込書は切り離さずに 窓口に提出すること。

(第1片から第12片まで)

雇用保険印紙購入申込書 雇用保険印紙販売報告書

種別 修正項目番号

事業主 住所氏名

労働保険番号 府県 所掌管轄(1) 基幹番号 枝番号(項1) 購入枚数 第1級(176円) 第2級(146円) 第3級(96円) 購入年月日 年 月 日 修正項目 入力可否コード(項6)

※印のついた欄には記載しないこと。 各級ごとの購入枚数は999枚までとする。

日付欄

様式第1号(第42条関係)(裏表紙)

〔注意〕

- 1 事業主は、雇用保険印紙を購入しようとするときは、雇用保険印紙購入票(事業主控)及び雇用保険印紙購入申込書・雇用保険印紙販売報告書に購入しようとする雇用保険印紙の種類別枚数、購入年月日、労働保険番号並びに事業主の住所及び氏名を記入した上で、雇用保険印紙購入通帳から雇用保険印紙購入申込書・雇用保険印紙販売報告書を切り離さずに雇用保険印紙販売機関に提出すること。
- 2 事業主は、当該通帳によつて購入した雇用保険印紙を他に譲り渡してはならない。
- 3 事業主は、日雇労働被保険者を雇用した場合、その者に支払う賃金の日額が11,300円以上ときは第1級の雇用保険印紙を、8,200円以上11,300円未満のときは第2級の雇用保険印紙を、8,200円未満のときは第3級の雇用保険印紙を、賃金を支払う都度、その雇用した日数に相当する枚数分を日雇労働被保険者の所持する被保険者手帳に貼り、これに消印すること。
- 4 事業主は、消印のために使用すべき認印をあらかじめ、その事業場の所在地を管轄する公共職業安定所(その公共職業安定所が2以上ある場合には、厚生労働省組織規則第792条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所)に届け出ること。その認印を変更したときも同様である。
- 5 事業主は、毎月その月において購入した印紙、使用した印紙及び月末保有高について種類別枚数を翌月末までに印紙保険料納付状況報告書によつて都道府県労働局に報告すること。
- 6 事業主は、その保有する印紙の買戻しを請求しようとするときは、雇用保険印紙販売機関に申し出ること。
- 7 事業主が、雇用保険印紙を貼らず若しくはこれに消印せず又は印紙保険料納付状況の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、事業主は6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられること。

別記様式(甲) (表面)

労働者災害補償保険

特例による保険給付申請書(業務災害及び複数業務要因災害用)

①労働保険番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
②保険関係成立 年 月 日					
③事業の所在地					
④事業の名称					
⑤申請に係る労働 者に関する事項	(裏面のとおり)				

上記により特例による業務災害に関する保険給付又は複数業務要因災害に関する保険給付を申請します。

年 月 日

(郵便番号 —)電 局 番

住 所 _____

事業主の

氏 名 _____
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

労働基準監督署長 殿

(日本産業規格A列4)

様式第二号(表紙)中「㉔」を削る。
 (失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令の一部改正)
 第五十六条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働者災害補償保険法の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令(昭和四十七年労働省令第九号)の一部
 を次のように改正する。
 別記様式(甲)を次のように改める。

(裏面)

① 労 氏 名 働 生 年 月 日 者 住 所 の 職 種	(男・女) 年 月 日(歳)	
② 負傷又は発病の年月日 及 び 時 刻	年 月 日 午 前 後 時 分頃	
③ 傷病の部位及び傷病名		
④ 現 認 者 の 職 名 ・ 氏 名	(職 名)	(氏 名)
⑤ 平 均 賃 金	円 銭	
⑥ 災 害 の 原 因 及 び 発 生 状 況		
⑦ 療 養 補 償 の 実 施 経 過		

- [注意]
- ④欄は、災害発生の事実を確認した者(確認した者が多数あるときは最初に発見した者)を記載すること。
 - ⑤欄の平均賃金については、その算定内訳を休業補償給付又は複数事業労働者休業給付の請求の例により別紙を付して記載すること。

別記様式(乙) (表面)

労働者災害補償保険

特例による保険給付申請書(通勤災害用)

別記様式(乙)を次のように改める。

①労働保険番号	府 県	所 轄	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号

②保険関係成立日 年 月 日					
③事業の所在地					
④事業の名称					
⑤申請に係る労働者に関する事項	(裏面のとおり)				

上記により特例による通勤災害に関する保険給付を申請します。

_____年 月 日

(郵便番号 _____)電 局番

住 所 _____

事業主の

氏 名 _____
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

_____労働基準監督署長 殿

(日本産業規格A列4)

(裏面)

① 労 氏 名	(男・女)
働 生 年 月 日	年 月 日(歳)
者 住 所	
の 職 種	
② 平 均 賃 金	円 銭
③ 負傷又は発病の年月日 及 び 時 刻	年 月 日 午 前後 時 分頃
④ 災 害 発 生 の 場 所	
⑤ 災 害 発 生 の 日 の 就 業 の 場 所	
⑥ 災害発生の日の就業開始 の予定時刻又は就業終了 の時刻	午 前後 時 分頃
⑦ 住居又は就業の場所 を 離 れ た 時 刻	午 前後 時 分頃
⑧ 通常通勤の経路及び方 法並びに災害発生の日に 住居又は就業の場所から 災害発生の場所に至った 経路、方法、所要時間そ 他の状況	
⑨ 災害の原因及び発生状況	
⑩ 傷病の部位及び傷病名	
⑪ 療 養 の 経 過	

- [注意]
- ②の平均賃金については、その算定内訳を休業給付の請求の例により別紙を付して記載すること。
 - ⑥は、災害が出勤の際に生じたものである場合には就業開始の予定時刻を、災害が退勤の際に生じたものである場合には就業終了の時刻を記載すること。
 - ⑦は、災害が出勤の際に生じたものである場合には住居を離れた時刻を、災害が退勤の際に生じたものである場合には就業の場所を離れた時刻を記載すること。
 - ⑧は、通常通勤の経路を図示し、災害の発生場所及び災害の発生の日に住居又は就業の場所から災害発生の場所に至った経路を朱線等を用いてわかりやすく記載するとともに、その他の事項についてもできるだけ詳細に記載すること。
 - ⑨は、どのような場所を、どのような方法で往復している際に、どのような物で又はどのような状況において、どのようにして災害が発生したかを簡明に記載すること。

様式第1号（第1条関係）

共同企業体代表者（変更）届

事業の種類	※共同企業体の名称	※共同企業体の主たる事務所の所在地及び仕事を行う場所の地名番号	
		電話 ()	
発注者名		工事請負金額	
工事の概要		工事の開始及び終了予定年月日	
※代表者職氏名	新	※変更の年月日	
	旧（変更の場合のみ記入）		
※変更の理由			
仕事を開始するまでの連絡先	電話 ()		

※ 年 月 日

※ 労働局長殿

※共同企業体を構成する事業者職氏名

備考

- 共同企業体代表者届にあつては、表題の（変更）の部分~~を抹消し~~、共同企業体代表者変更届にあつては、※印を付してある項目のみ記入すること。
- 「事業の種類」の欄には、次の区分により記入すること。
水力発電所建設工事 ずい道建設工事 地下鉄建設工事 鉄道軌道建設工事 橋梁^{りょう}建設工事 道路建設工事 河川土木工事 砂防工事 土地整理土木工事 その他の土木工事 鉄骨鉄筋コンクリート造家屋建築工事 鉄骨造家屋建築工事 その他の建築工事又は設備工事
- この届は、仕事を行う場所を管轄する労働基準監督署長に提出すること。

第五十七条（労働安全衛生規則の一部改正）
労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。
様式第一号を次のように改める。

様式第3号(第2条、第4条、第7条、第13条関係)(裏面)

備考

- 1 □□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとして記入すること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明瞭に記入すること。
なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「パ」等と記入すること。
- 4 二人以上の選任報告を行う場合に「総ページ」の欄は、報告の総合計枚数を記入し、「ページ」の欄は総枚数のうち当該用紙が何枚目かを記入すること。
なお、2枚目以降は、「事業場の名称」、「事業の種類」、「事業場の所在地」、「電話番号」、「労働者数」、「坑内労働又は有害業務(労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務)に従事する労働者数」、「坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数」及び「産業医の場合は、労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する労働者数」の欄は、記入を要しないこと。
- 5 「事業の種類」の欄は、総括安全衛生管理者の場合は労働安全衛生法施行令第2条各号に掲げる業種を、安全管理者の場合は同条第1号又は第2号に掲げる業種を、衛生管理者又は産業医の場合は日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 6 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番及び番号をそれぞれ「-」(ダッシュ)で区切り記入すること。

- 7 「安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務」の欄は、安全管理者又は衛生管理者ごとに職務区分が分かれている場合はその分担を記入すること。
- 8 「総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要」の欄は、総括安全衛生管理者又は安全管理者の資格に関する学歴、職歴、勤務年数等を記入すること。
- 9 「産業医の場合は医籍番号等」の種別は、別表に掲げる種別の区分に応じて該当コードを記入すること。
- 10 「参考事項」の欄は、次のとおりとすること。
 - (1) 初めて総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者又は産業医を選任した場合は「新規選任」と記入すること。
 - (2) 安全管理者選任報告にあつては、労働安全衛生規則第4条第1項第3号に規定する事業場である場合は「指定事業場」と記入すること。
 - (3) 産業医選任報告にあつては、産業医の専門科名及び開業している場合はその旨を記入すること。
- 11 安全管理者選任報告の場合(労働安全衛生規則第5条第2号に掲げる者を選任した場合を除く。)は、同条第1号の研修その他所定の研修を修了した者であること又は平成18年10月1日において安全管理者としての経験年数が2年以上であることを証する書面(又は写し)を、衛生管理者選任報告の場合は、衛生管理者免許証の写し又は資格を証する書面(又は写し)を、産業医選任報告の場合は、医師免許証の写し及び別表コード1から7までのいずれかに該当することを証明する書面(又は写し)を、添付すること。

別表

種 別	コード	種 別	コード
労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣の指定する者(法人に限る。)が行うものを修了した者	1	大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師の職にあり又はあつた者	4
		労働安全衛生規則第14条第2項第5号に規定する者	5
産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であつて、その大学が行う実習を履修したもの	2	平成8年10月1日以前に厚生労働大臣が定める研修の受講を開始し、これを修了した者	6
		上のいずれにも該当しないが、平成10年9月30日において産業医としての経験年数が3年以上である者	7
労働衛生コンサルタントで試験区分が保健衛生である者	3		

様式第 4 号の 3 (第 34 条の 4 関係)

新 規 化 学 物 質 製 造 輸 入 届

事 業 の 種 類	事業場の名称	労 働 者 数				男	女	計
		新規化学物質を製造し、又は取り扱う労働者数						
所 在 地	電 話 ()							
新規化学物質の名称								
新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明の場合は、その製法の概略)								
新規化学物質の物理化学的性状	外 観	分 子 量	融 点	沸 点	そ の 他			
			℃	℃				
新規化学物質の製造又は輸入の開始後 3 年間における毎年の製造予定量又は輸入予定量								
新規化学物質の用途								
新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名								
参 考 事 項								

労働安全衛生規則第 34 条の 4 の規定により、関係書類を添えて、上記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

事業者職氏名

厚生労働大臣 殿

様式第四号の三から様式第四号の五までを次のように改める。

備考

- 1 表題の「製造」及び「輸入」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。
- 3 「新規化学物質の名称」の欄は、新規化学物質の名称を国際純正及び応用化学連合が制定した命名法（IUPAC命名法）に準拠して記入すること。
- 4 「新規化学物質の物理化学的性状」の欄中「その他」の欄は、新規化学物質が昇華性、潮解性、揮発性等特徴的な性状を有するときは、その旨を記入すること。
- 5 新規化学物質が製造中間体である場合には、「新規化学物質の用途」の欄にその旨を記入し、かつ、同欄に最終製品の名称及び用途を記入すること。
- 6 特許出願等の理由により、新規化学物質の名称の公表について要望がある場合には、「参考事項」の欄にその旨を記入すること。

なお、新規化学物質について特許出願がなされている場合で、当該特許出願に係る拒絶をすべき旨の査定、出願公告又は出願公開がなされたときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出ること。
- 7 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和49年厚生省・通商産業省令第1号。以下「新規化学物質省令」という。）第2条の規定に基づき、新規化学物質省令様式第1の届出書を提出した場合であつて、当該届出書の写しを添付したときには、「所在地」、「新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）」、「新規化学物質の物理化学的性状」、「新規化学物質の製造又は輸入の開始後3年間における毎年の製造予定量又は輸入予定量」、「新規化学物質の用途」及び「新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名」の欄の記入を要しないこと。

ただし、輸入の場合については、「所在地」の欄の記入を要すること。
- 8 新規化学物質省令第3条又は第4条の規定に基づき、新規化学物質省令様式第2、様式第4、様式第6又は様式第9のいずれかの申出書を提出した場合であつて、当該申出書の写しを添付したときには、「所在地」、「新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）」、「新規化学物質の物理化学的性状」及び「新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名」の欄の記入を要しないこと。

ただし、輸入の場合については、「所在地」の欄の記入を要すること。

様式第 4 号の 4 (第 34 条の 5、第 34 条の 8、第 34 条の 10 関係) (表面)

確認申請書

事業の種類	事業場の名称	労働者数				男	女	計
		新規化学物質を製造し、又は取り扱う労働者数						
所在地	電話 ()							
新規化学物質の名称								
新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明の場合は、その製法の概略)								
新規化学物質の物理化学的性状	外 観	分子 量	融 点	沸 点	そ の 他			
			℃	℃				
確認を受けようとする期間	1 年 目	年 月 日から		年 月 日まで				
	2 年 目	年 月 日から		年 月 日まで				
製造量又は輸入量								
新規化学物質の用途								
新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名								
参 考 事 項								

労働安全衛生規則第 34 条の の規定に基づき、上記のとおり申請します。

令和 年 月 日

事業者職氏名

厚生労働大臣 殿

様式第4号の4(第34条の5、第34条の8、第34条の10関係)(裏面)

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。
- 2 「新規化学物質の名称」の欄は、新規化学物質の名称を国際純正及び応用化学連合が制定した命名法(IUPAC命名法)に準拠して記入すること。
- 3 「新規化学物質の物理化学的性状」の欄中「その他」の欄は、新規化学物質が昇華性、潮解性、揮発性等特徴的な性状を有するときは、その旨を記入すること。
- 4 「確認を受けようとする期間」の欄は、労働安全衛生規則第34条の10の規定に基づく申請の場合に記入するものとし、他の規定に基づく申請の場合には記入を要しないものであること。

なお、1年間の製造量又は輸入量について確認を受けようとする場合には「1年目」の欄に、連続する2年間の製造量又は輸入量について確認を受けようとする場合には「1年目」及び「2年目」の欄に、それぞれ確認を受けようとする期間を記入すること。

- 5 「製造量又は輸入量」の欄は、労働安全衛生規則第34条の5及び第34条の8の規定に基づく申請の場合には、当該新規化学物質の製造又は輸入開始後3年間における毎年の製造予定量又は輸入予定量(当該新規化学物質を製造し、及び輸入しようとする場合にあつては、これらを合計した量)を記入すること。また、同規則第34条の10の規定に基づく申請の場合には、当該確認を受けようとする期間における予定量を記入すること(連続する2年間の製造量又は輸入量について確認を受けようとする場合にあつては、1年目及び2年目における予定量をそれぞれ記入すること)。
- 6 新規化学物質が製造中間体である場合には、「新規化学物質の用途」の欄にその旨を記入し、かつ、同欄に最終製品の名称及び用途を記入すること。
- 7 労働安全衛生規則第34条の8の規定に基づく申請の場合で、特許出願等の理由により、新規化学物質の名称の公表について要望があるときは、「参考事項」の欄にその旨を記入すること。

なお、新規化学物質について特許出願がなされている場合で、当該特許出願に係る拒絶をすべき旨の査定、出願公開又は特許法第66条第3項の規定による特許公報への掲載がなされたときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出ること。

- 8 労働安全衛生規則第34条の10の規定に基づく確認を受けたことがある新規化学物質について、当該確認の有効期間満了後引き続き当該新規化学物質について同条の規定に基づく確認を受けるため、同条の規定に基づく申請を行う場合には、「新規化学物質の構造式又は示性式(いずれも不明の場合は、その製法の概略)」の欄は、当該新規化学物質の化学式のみを記入すれば足りること。

また、この場合、「新規化学物質の物理化学的性状」の欄は、記入を要しないものとし、「参考事項」の欄に、同条の規定に基づく前回の確認を受けたときに通知された確認通知書の番号を記入すること。

- 9 一の事業場に関し二以上の新規化学物質について申請を行うときには、一の新規化学物質についてのみこの様式に記入することとし、他の新規化学物質については、別紙に「新規化学物質を製造し、又は取り扱う労働者数」、「新規化学物質の名称」、「新規化学物質の構造式又は示性式(いずれも不明の場合は、その製法の概略)」、「新規化学物質の物理化学的性状」、「確認を受けようとする期間」、「製造量又は輸入量」、「新規化学物質の用途」、「新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名」及び「参考事項」を記載して添付すれば足りること。

なお、8の場合であつて、一の事業場に関し二以上の新規化学物質について申請を行うときには、別紙に記載すべき項目のうち、「新規化学物質の物理化学的性状」は記載を要しないこと。

- 10 新規化学物質省令第4条の規定に基づき、新規化学物質省令様式第9の申出書を提

出した場合であつて、当該申出書の写しを添付したときには、「所在地」、「新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）」、「新規化学物質の物理化学的性状」、「新規化学物質の用途」及び「新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名」の欄の記入を要しないこと。

ただし、輸入の場合については、「所在地」の欄の記入を要すること。

- 11 10の方法による申請を行う場合であつて、一の事業場に関し二以上の新規化学物質について申請を行うときには、一の新規化学物質についてのみこの様式に記入することとし、他の新規化学物質については、別紙に「新規化学物質を製造し、又は取り扱う労働者数」、「新規化学物質の名称」、「確認を受けようとする期間」、「製造量又は輸入量」及び「参考事項」を記載して添付すれば足りること。

安全衛生教育実施結果報告

年 月 日から 年 月 日まで

事業場の名称	事業場の所在地		(電話)					
	性別	男	女	計	教育を省略した理由			
教育の種類 イ 雇入れ時の教育 ハ 特別の教育 ロ 作業内容変更時の教育 ニ 職長等の教育	労働者数					教育を省略できる労働者数		
	全労働者数 教育の対象となる労働者数							
教育実施月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	教育を実施した労働者数			
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日				
教育内容等								
科目又は事項	教育方法	教育内容の概要	教育時間	使用教材等	氏名	職名	担当者	資格

事業者職氏名

年 月 日

労働基準監督署長殿

備考

- 1 この報告は、教育の種類ごとに作成すること。
- 2 「教育の種類」の欄は、該当事項を○で囲むこと。
- 3 「教育内容等」及び「教育実施担当者」の欄は、報告に係る期間中に実施された教育の全ての科目又は事項について記入すること。
- 4 「教育方法」の欄は、学科教育、実技教育、討議等と記入すること。
- 5 労働安全衛生規則第40条の3第1項の規定により作成した安全衛生教育の計画を添付すること。

様式第 6 号 (第 52 条関係) (裏面)

備考

- 1 □□□で表示された枠 (以下「記入枠」という。) に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置 (OCIR) で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記入すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1 年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の (月 ~ 月分) にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の (報告 回目) は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が 2 以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合の「在籍労働者数」は、常時使用する労働者数を記入すること。
- 10 (*) の欄は、健診年月日現在において、労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 3 号に掲げる業務に常時従事する労働者を記入することとし、2 以上の号別 (イ~カ) に該当するものについては、主として従事する業務の欄に記入すること。
- 11 「所見のあつた者の人数」の欄は、各健康診断項目の有所見者数の合計ではなく、「聴力検査 (オーディオメーターによる検査) (1000Hz)」から「心電図検査」までの健康診断項目のいずれかが有所見であつた者の人数を記入すること。
- 12 「医師の指示人数」の欄は、健康診断の結果、要医療、要精密検査等医師による指示のあつた者の数を記入すること。

様式第6号の2 (第52条の21関係) (表面)

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

80501		労働 保険 番号		<table border="1"> <tr> <td>都道府県</td><td>所管</td><td>管轄</td><td colspan="3">基幹番号</td><td colspan="3">扶番号</td><td colspan="3">被一括事業場番号</td> </tr> </table>										都道府県	所管	管轄	基幹番号			扶番号			被一括事業場番号		
都道府県	所管	管轄	基幹番号			扶番号			被一括事業場番号																
対象年	7:平成 9:令和 →	元号	年	年分	検査実施年月	7:平成 9:令和 →	元号	年	月	検査実施年月	7:平成 9:令和 →	元号	年	月											
事業の 種類					事業場の名称																				
事業場の 所在地	郵便番号 ()				電話 ()																				

		在籍労働者数	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人 右に詰めて記入する↑
検査を実施した者	<input type="checkbox"/>	1: 事業場選任の産業医 2: 事業場所属の医師 (1以外の医師に限る。)、保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師 3: 外部委託先の医師、保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師	検査を受けた労働者数 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人 右に詰めて記入する↑
面接指導を実施した医師	<input type="checkbox"/>	1: 事業場選任の産業医 2: 事業場所属の医師 (1以外の医師に限る。) 3: 外部委託先の医師	面接指導を受けた労働者数 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人 右に詰めて記入する↑
集団ごとの分析の実施の有無	<input type="checkbox"/>	1: 検査結果の集団ごとの分析を行った 2: 検査結果の集団ごとの分析を行っていない	

折り曲げる場合は、()の所を谷に折り曲げること

産 業 医	氏 名 所属機関の名称 及び所在地
-------------	-------------------------

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿



様式第 6 号の 2 (第 52 条の 21 関係) (裏面)

備考

- 1 □□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記入すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「検査」という。)の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次検査を実施した場合、その期間内の検査の実施状況をまとめて報告すること。この場合、「検査実施年月」の欄には、報告日に最も近い検査実施年月を記入すること。
- 6 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 7 「在籍労働者数」の欄は、検査実施年月の末日現在の常時使用する労働者数を記入すること。
- 8 「検査を実施した者」の欄は、労働安全衛生法第 66 条の 10 第 1 項の規定により検査を実施した医師等について該当する番号を記入すること。検査を実施した者が 2 名以上あるときは、代表者について記入すること。選択肢 2 の「事業場所属の医師(1 以外の医師に限る。)」には、同じ企業内の他の事業場所属の医師が含まれること。選択肢 3 の「外部委託先」には、健康診断機関や外部専門機関が含まれること。
- 9 「検査を受けた労働者数」の欄は、報告対象期間内に検査を受けた労働者の実人数を記入することとし、複数回検査を受けた労働者がいる場合は、1 名として数えて、記入すること。
- 10 「面接指導を実施した医師」の欄は、労働安全衛生法第 66 条の 10 第 3 項の規定により面接指導を実施した医師について、該当する番号を記入すること。
- 11 「面接指導を受けた労働者数」の欄は、労働安全衛生規則第 52 条の 15 の規定により医師等が面接指導を受けることが必要と認めたもののうち、申出をして実際に医師による面接指導を受けた者の数を記入すること。
- 12 「集団ごとの分析の実施の有無」の欄は、労働安全衛生規則第 52 条の 14 の規定に基づき検査結果の集団ごとの分析の実施の有無について、該当する番号を記入すること。

様式第7号 (第53条関係)

健康管理手帳交付申請書

手帳の種類	ベンジジン等、じん肺、クロム酸等、砒素、コールタール、ビス(クロロメチル)エーテル、ベリリウム、ベンゾトリクロリド、塩化ビニル、石綿、1・2-ジクロロプロパン、オルト-トルイジン		
(ふりがな) 氏名		性別	男・女
生年月日	(明治・大正・昭和・平成・令和) 年 月 日生		
住所	郵便番号 _____ 都道 府県 電話 ()		

労働安全衛生法第67条の規定により、健康管理手帳を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者

労働局長 殿

備考 労働安全衛生規則第53条第3項の書類を添付すること。

様式第10号 (第58条、第59条関係)

様式第十号を次のように改める。

健康管理手帳 書替再交付申請書

手帳の種類	ベンジジン等、じん肺、クロム酸等、砒素、 ^ひ コールタール、ビス(クロロメチル)エーテル、ベリリウム、ベンゾトリクロリド、塩化ビニル、石綿、1・2-ジクロロプロパン、オルト-トルイジン		
(ふりがな)氏名	-----	性別	男・女
生年月日	(明治・大正・昭和・平成・令和) 年 月 日生		
住所	郵便番号 _____ 都道府県 _____ 電話 () _____		
本籍地	都道府県 _____		
書替え又は再交付申請の理由			

労働安全衛生規則 第58条 第59条 の規定により、上記のとおり 書替再交付 を申請します。

年 月 日

氏名
申請者
住所

労働局長 殿

備考

- 1 不要な文字は、抹消すること。
- 2 書替え申請のときは、旧健康管理手帳及び記載事項の異同を証する書類を、損傷による再交付の申請のときは、旧健康管理手帳を添付すること。

様式第 19 号の 3 (第 84 条の 2 関係)

特別安全衛生改善計画変更届

年 月 日

厚生労働大臣 殿

事業者職氏名

労働安全衛生法第 78 条第 4 項の規定により変更指示のあった特別安全衛生改善計画について、次のとおり変更いたしましたので別添のとおり提出します。

変更箇所及び内容	
----------	--

備考 変更後の特別安全衛生改善計画を添付すること。

様式第20号 (第86条関係)

機 械 等 設 置 ・ 移 転 ・ 変 更 届

事業の種類		事業場の 名称		常時使用する 労働者数	
設 置 地			主たる事務所の 所在地	電話 ()	
計 画 の 概 要					
製造し、又は取 り扱う物質等及 び当該業務に従 事する労働者数	種 類 等	取 扱 量		従事労働者数	
				男	女
					計
参画者の氏名			参 画 者 の 経 歴 の 概 要		
工 事 着 手 予 定 年 月 日			工 事 落 成 予 定 年 月 日		

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長 殿

備考

- 1 表題の「設置」、「移転」及び「変更」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 3 「設置地」の欄は、「主たる事務所の所在地」と同一の場合は記入を要しないこと。
- 4 「計画の概要」の欄は、機械等の設置、移転又は変更の概要を簡潔に記入すること。
- 5 「製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数」の欄は、別表第7の13の項から25の項まで(22の項を除く。)の上欄に掲げる機械等の設置等の場合に記入すること。

この場合において、以下の事項に注意すること。

- イ 別表第7の21の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「種類等」及び「取扱量」の記入は要しないこと。
- ロ 「種類等」の欄は、有機溶剤等にあつてはその名称及び有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第3号から第5号までに掲げる区分を、鉛等にあつてはその名称を、焼結鉍等にあつては焼結鉍、煙灰又は電解スライムの別を、四アルキル鉛等にあつては四アルキル鉛又は加鉛ガソリンの別を、粉じんにあつては粉じんとなる物質の種類を記入すること。
- ハ 「取扱量」の欄には、日、週、月等一定の期間に通常取り扱う量を記入し、別表第7の14の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、鉛等又は焼結鉍の種類ごとに記入すること。
- ニ 「従事労働者数」の欄は、別表第7の14の項、15の項、23の項及び24の項の上欄

様式第二十号を次のように改める。

に掲げる機械等の設置等の場合は、合計数の記入で足りること。

- 6 「参画者の氏名」及び「参画者の経歴の概要」の欄は、型枠支保工又は足場に係る工事の場合に記入すること。
- 7 「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する職歴、勤務年数等を記入すること。
- 8 別表第7の22の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「事業場の名称」の欄には建築物の名称を、「常時使用する労働者」の欄には利用事業場数及び利用労働者数を、「設置地」の欄には建築物の住所を、「計画の概要」の欄には建築物の用途、建築物の大きさ（延床面積及び階数）、設備の種類（空気調和設備、機械換気設備の別）及び換気の方式を記入し、その他の事項については記入を要しないこと。
- 9 この届出に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。

様式第20号の2 (第87条の5 関係)

計画届免除認定申請書 (新規認定・更新)

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名			
住 所	電話 ()		
事 業 の 種 類		認定又は更新を受けようとする事業場の名称	
認定又は更新を受けようとする事業場の所在地	電話 ()		

様式第二十号の二を次のように改める。

令和 年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長 殿

備考

- 1 表題の「新規認定」又は「更新」のうち該当しない文字は、抹消すること。
- 2 認定又は更新を受けようとする事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出すること。なお、更新の場合は、認定証を添付すること。
- 3 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 4 次に掲げる書面を添付すること。
 - ①労働安全衛生規則第87条の3に規定する欠格事項に該当しないことを説明した書面
 - ②労働安全衛生規則第87条の措置を適切に実施していると評価されたことを証する書面及び評価結果の概要
 - ③②の評価について監査を受けたことを証する書面
 - ④労働安全衛生規則第87条の4第2号及び第3号に掲げる要件に該当することを証する書面 (当該書面がない場合には、当該事実についての申立書)
- 5 4②及び③の書面は、評価又は監査を実施した者が労働安全衛生規則第87条の5第2項又は第3項に該当する者であることを明らかにする書面を併せて添付すること。

様式第20号の4 (第87条の7関係)

実施状況等報告書

様式第二十号の四を次のように改める。

認 定 番 号	認 定 年 月 日	機 械 等 の 設 置 等 の 状 況			
		機 械 等 の 種 類	設 置	移 転	変 更
氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名					
住 所	電話 ()				
事 業 の 種 類	認定事業場の名称				
認定事業場の所在地	電話 ()				
労働安全衛生規則第87条の措置の実施状況について監査を行つた年月日					

令和 年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長 殿

備考

- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 「機械等の設置等の状況」の欄は、免除認定後に設置、移転又は変更した機械等について、下表の機械等のうちから該当する番号を「機械等の種類」の欄に、設置、移転又は変更の件数を「設置」、「移転」又は「変更」のそれぞれの欄に記載すること（記載しきれない場合は別葉として差し支えない）。
- 次に掲げる書面を添付すること。
 - 労働安全衛生規則第87条の措置の実施状況について行つた監査の結果を記載した書面
 - 労働安全衛生規則第87条の9各号に該当しないことを説明する書面
 - 認定証の記載事項に変更が生じた場合には、変更の事実を証する書面
 - 下表の左欄に掲げる機械等ごとに設置等の年月日及び右欄に掲げる事項を記載した書面

番号		機械等の種類	記載事項
1	(1)労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(同令第85条第1号及び第2号に定める機械)	動力プレス(機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限る。)	①種類、②圧力能力、③安全措置の概要
2		金属その他の鉋物の溶解炉(容量が1トン以上のものに限る。)	①炉の種類、②取り扱う金属その他の鉋物の種類
3		化学設備(製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の量が厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く。)	①種類、②製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の名称及びその量
4		乾燥設備(労働安全衛生法施行令第6条第8号イ又はロの乾燥設備に限	①種類、②能力、③乾燥物の種類

	等を除く。)	る。)	
5		アセチレン溶接装置(移動式のものを除く。)	①発生器の種類
6		ガス集合溶接装置(移動式のものを除く。)	①貯蔵するガスの名称、②最大ガス貯蔵量
7		機械集材装置(原動機の定格出力が7.5キロワットを超えるものに限る。)	①最大使用荷重、②支間の斜距離
8		運材索道(支間の斜距離の合計が350メートル以上のものに限る。)	①最大使用荷重、②支間の斜距離の合計及び最長の支間の斜距離
9		軌道装置	①軌道の長さ
10		型枠支保工(支柱の高さが3.5メートル以上のものに限る。)	—
11		架設通路(高さ及び長さがそれぞれ10メートル以上のものに限る。)	(仮設のもの以外のものに限る。) ①設置地、②架設通路の種類
12		足場(つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが10メートル以上の構造のものに限る。)	—
13		有機溶剤中毒予防規則第5条又は第6条(特定化学物質障害予防規則第38条の8においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置(移動式のものを除く。)	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
14		鉛中毒予防規則第2条、第5条から第15条まで及び第17条から第20条までに規定する鉛等又は焼結鉛等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
15		労働安全衛生法施行令別表第5第2号に掲げる業務に用いる機械又は装置	①設備又は装置の種類、②業務の概要
16		特定化学物質障害予防規則第2条第1項第1号に掲げる第一類物質又は同令第4条第1項の特定第二類物質等を製造する設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称及びその量、③業務の概要
17		特定化学設備及びその附属設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称及びその量、③業務の概要
18		特定第二類物質又は特定化学物質障害予防規則第2条第1項第5号に掲げる管理第二類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備(特定化学物質障害予防規則第2条の2第2号又は第4号に掲げる業務のみに係るものを除く。)	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
19		特定化学物質障害予防規則第10条第1項の排ガス処理装置であつて、アクロレインに係るもの	①排気の処理方式、②取り扱う物質の名称、③業務の概要

20		特定化学物質障害予防規則第11条第1項の排液処理装置	①排液の処理方式、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
21		特定化学物質障害予防規則第38条の17に規定する1,3-ブタジエン等に係る発散抑制の設備(屋外に設置されるものを除く。)	①設備又は装置の種類、②作業の概要
22		特定化学物質障害予防規則第38条の18に規定する硫酸ジエチル等に係る発散抑制の設備(屋外に設置されるものを除く。)	①設備又は装置の種類、②作業の概要
23		特定化学物質障害予防規則第38条の19に規定する1,3-プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備及びその附属設備	①設備又は装置の種類、②業務の概要
24		電離放射線障害防止規則第15条第1項の放射線装置(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の5第2項に規定する表示付認証機器又は同条第3項に規定する表示付特定認証機器を除く。)	①種類、②用途、③性能
25		事務所衛生基準規則第5条の空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの	①換気能力、②送風機又は排風機の種類及び能力
26		粉じん障害防止規則別表第2第6号及び第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第14号の型ばらし装置	①種類、②名称、③能力、④台数、⑤粉じんの発散を防止する方法
27		粉じん障害防止規則第4条又は第27条第1項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
28		石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
29	(2)特定機械等	ボイラー	ア 設置の場合(移動式ボイラーの場合に限る。) ①設置地、②ボイラー検査証(添付) イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
30		第一種圧力容器	ア 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
31		クレーン	ア 変更の場合(クレーン等安全規則第44条第1項第1号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。) ①変更した部分、②クレーン検査証(添付)

			イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
32	移動式クレーン		ア 設置の場合 ①設置地、②移動式クレーン検査証（添付） イ 変更の場合（クレーン等安全規則第85条第1項第1号又は第7号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②変更の理由、③移動式クレーン検査証（添付） ウ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
33	デリック		ア 変更の場合（クレーン等安全規則第129条第1項第1号又は第7号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②デリック検査証（添付） イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
34	エレベーター		ア 設置の場合（建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物のエレベーターを設置した場合であつて、かつ、同法第7条第5項（同法第87条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の写しを提出している場合に限る。） ①設置地、②種類及び型式、③積載荷重、④昇降路高さ、⑤エレベーター検査証（添付） イ 変更の場合（クレーン等安全規則第163条第1項第1号又は第5号に該当する部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②エレベーター検査証（添付） ウ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
35	建設用リフト		ア 変更の場合（クレーン等安全規則第197条第1項第1号又は第2号に該当する部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②建設用リフト検査証（添付）
36	ゴンドラ		ア 設置の場合 ①設置地、②種類及び形式（可搬型又は常設型の区分）、③固定方法、④ゴンドラ検査証（添付） イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨

37	(3)その他の機械等	小型ボイラー	①設置地、②種類、③使用圧力、④伝熱面積、⑤個別検定合格番号
38		クレーン（つり上げ荷重が0.5トン以上3トン未満(スタッカー式クレーンにあつては、0.5トン以上1トン未満のもの)	①設置地、②種類及び形式、③つり上げ荷重
39		デリック（つり上げ荷重が0.5トン以上2トン未満のもの)	①設置地、②種類及び形式、③つり上げ荷重
40		エレベーター(積載荷重が0.25トン以上1トン未満のもの)	①設置地、②種類及び形式、③積載荷重
41		簡易リフト	①設置地、②種類及び形式、③積載荷重

様式第21号 (第91条、第92条関係)

建設工事
土石採取計画届

様式第二十一号を次のように改める。

事業の種類	事業場の名称		仕事を行う場所の地名番号	
			電話 ()	
仕事の範囲		採取する土石の種類		
発注者名		工事請負金額		
仕事の開始予定年月日		仕事の終了予定年月日		
計画の概要				
参画者の氏名		参画者の経歴の概要		
主たる事務所の所在地			電話 ()	
使用予定労働者数		関係請負人の予定数	関係請負人の使用する労働者の予定数の合計	

年 月 日

事業者職氏名

厚生労働大臣 殿
労働基準監督署長

備考

- 1 表題の「建設工事」及び「土石採取」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、次の区分により記入すること。

建設業 水力発電所等建設工事 ずい道建設工事 地下鉄建設工事 鉄道軌道建設工事 橋梁^{りょう}建設工事 道路建設工事 河川土木工事 砂防工事 土地整理土木工事 その他の土木工事 鉄骨鉄筋コンクリート造家屋建築工事 鉄筋造家屋建築工事 建築設備工事 その他の建築工事 電気工事業 機械器具設置工事 その他の設備工事

土石採取業 採石業 砂利採取業 その他土石採取業

- 3 「仕事の範囲」の欄は、労働安全衛生規則第90条各号の区分により記入すること。
 - 4 「発注者名」及び「工事請負金額」の欄は、建設工事の場合に記入すること。
 - 5 「計画の概要」の欄は、届け出る仕事の主な内容について、簡潔に記入すること。
 - 6 「使用予定労働者数」の欄は、届出事業者が直接雇用する労働者数を記入すること。
 - 7 「関係請負人の使用する労働者の予定数の合計」の欄は、延数で記入すること。
 - 8 「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する学歴、職歴、勤務年数等を記入すること。
-

様式第21号の7 (第95条の6関係) (裏面)

備考

1 記入上の注意

- (1) □□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置(OCCIR)で直接読み取りを行うので、この用紙が汚れたり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- (2) 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとする。
- (3) 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記入すること。
- (4) 「対象物等の用途」が9以上ある場合は、2枚目を使用すること。この場合に「総ページ」の欄には、報告の総計枚数を記入し、「ページ」の欄には、総枚数のうち当該用紙が何枚目を記入すること。
なお、「対象年」の欄は、記入を要しないこと。

2 入力上の注意

- (1) 入力すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとする。
- (2) 選択肢が示されている場合は、選択肢の番号を選択すること。
- 3 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類に応じて記入し、又は入力すること。
- 4 「ばく露作業報告対象物の名称」の欄は報告を行う物(以下「ばく露作業報告対象物」という。)の名称を、「コード」の欄は労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等(平成18年厚生労働省告示第25号)に掲げる区分に応じて該当コードを、それぞれ記入し、又は入力すること。
- 5 「対象物等の用途」の欄は、ばく露作業報告対象物又はこれを含有する製剤その他の物(以下「ばく露作業報告対象物等」という。)の用途ごとに、別表1に掲げる区分に応じて該当コードを記入し、又は入力すること。
- 6 「ばく露作業の種類」の欄は、ばく露作業報告対象物等を製造し、又は取り扱うことによりばく露するおそれのある作業(以下「ばく露作業」という。)について、別表2に掲げる区分に応じて該当コードを記入し、又は入力すること。ただし、コードが30から49までに掲げるばく露作業の種類はいずれにも該当しない場合は、コード50に該当するものとし、具体的なばく露作業の種類を記入し、又は入力すること。
- 7 「対象物等の名称」の欄は、ばく露作業報告対象物等の名称を記入し、又は入力すること。
なお、「ばく露作業報告対象物を含有する製剤その他の物(以下「対象物含有製剤」という。)の名称については、事業者が当該対象物含有製剤の用途、一般名等に基づき、「めつき液」、「ソルナー」、「接着剤」等と適当な名称を記入し、又は入力すること。
- 8 「年間製造・取扱い量」の欄は、報告の対象年におけるばく露作業報告対象物の製造量又は取扱い量について、次に掲げるものうち該当するものを記入し、又は入力すること。

なお、対象物含有製剤を製造し、又は取り扱う場合におけるばく露作業報告対象物の製造量又は取扱い量は、当該対象物含有製剤ごとの製造量又は取扱い量にばく露作業報告対象物の含有率を乗じて算出すること。

- 1. 500kg未満 2. 500kg以上1t未満 3. 1t以上10t未満 4. 10t以上100t未満 5. 100t以上1000t未満 6. 1000t以上
- 9 「作業1回当たりの製造・取扱い量」の欄は、作業1回当たりのばく露作業報告対象物の製造量又は取扱い量について、固体にあつては質量を、液体にあつては体積を、気体にあつては当該物質が液化する温度における当該物質の体積を、それぞれ算出し、次に掲げるものうち該当するものを記入し、又は入力すること。
なお、対象物含有製剤を製造し、又は取り扱う場合におけるばく露作業報告対象物の作業1回当たりの製造量又は取扱い量は、当該対象物含有製剤ごとの作業1回当たりの製造量又は取扱い量にばく露作業報告対象物の含有率を乗じて算出すること。
- 10 「対象物等の物理的性状」の欄は、ばく露作業を開始してから当該ばく露作業を中断し、又は終了するまでの間をいうこと。

- 1. ペレット状の固体 2. 結晶又は粒状の固体 3. 微細・軽量パウダー状の固体 4. 液体(懸濁液及び液状混合物を含む。) 5. 気体
- 11 「対象物等の温度」の欄は、ばく露作業時のばく露作業報告対象物の温度について、次に掲げるものうち該当するものを記入し、又は入力すること。
- (1) 摂氏0度未満 2. 摂氏0度以上25度未満 3. 摂氏25度以上50度未満 4. 摂氏50度以上100度未満 5. 摂氏100度以上150度未満 6. 摂氏150度以上
- 12 「1日当たりの作業時間」の欄は、当該ばく露作業に従事していた全ての労働者の一人当たりの1日間の平均のばく露作業時間数について、次に掲げるものうち該当するものを記入し、又は入力すること。
- (1) 15分/日未満 2. 15分/日以上30分/日未満 3. 30分/日以上1時間/日未満 4. 1時間/日以上3時間/日未満 5. 3時間/日以上5時間/日未満 6. 5時間/日以上
- 13 「ばく露作業従事者数」の欄は、当該ばく露作業に従事していた1日当たりの労働者数について、次に掲げるものうち該当するものを記入し、又は入力すること。
- (1) 5人未満 2. 5人以上10人未満 3. 10人以上20人未満 4. 20人以上
- 14 「発散抑制措置の状況」の欄は、発散抑制措置の状況について、次に掲げるものうち該当するものを記入し、又は入力すること。ただし、選択肢1から4までのいずれにも該当しない場合は、選択肢5に該当するものとし、具体的な発散抑制措置の状況を記入し、又は入力すること。
なお、2以上の選択肢に該当する場合は、当該選択肢のうち、その番号が小さいものから順に2つ選択すること。
- (1) 密閉設備の設置 2. 扇形排気装置の設置 3. フォンデュアル型換気装置の設置 4. 全体換気装置の設置 5. その他
- 15 用途が同一であるばく露作業報告対象物等について、備考6から14まで(備考8及び13を除く。)に規定する報告事項に関するいずれかの報告の内容が異なる場合又は成分が異なる場合は、これらのばく露作業報告対象物等の用途は、それぞれ別の用途として段を分けて記入し、又は入力すること。

別表1

コード	用	途
01	ばく露作業報告対象物の製造	
02	ばく露作業報告対象物を含有する製剤その他の物の製造を目的とした原料としての使用(コード11に掲げるものを除く。)	
03	製剤等の性状等を安定させ、又は変化させることを目的とした、触媒として、又は安定剤、可塑剤、硬化剤、難燃剤、乳化剤、可溶化剤、分散剤、加硫剤等の添加剤としての使用	
04	溶剤、希釈又は溶媒としての使用	
05	洗浄を目的とした使用	
06	表面処理又は防錆を目的とした使用	
07	顔料、染料、塗料又は印刷インキとしての使用	
08	除草、殺菌、殺虫、防藻、漂白、脱臭、剥離等を目的とした使用	
09	試薬としての使用	
10	接着を目的とした使用	
11	建材の製造を目的とした原料としての使用	
12	その他	

別表2

コード	ばく露作業の種類
30	印刷の作業
31	掻き落とし、剥離又は回収の作業
32	乾燥の作業
33	計量、配合、注入、投入又は小分けの作業
34	サンプリング、分析、試験又は研究の作業
35	充填又は袋詰め作業
36	消毒、滅菌又は燻蒸の作業
37	成型、加工又は発泡の作業
38	清掃又は廃棄物処理の作業
39	接着の作業
40	染色の作業
41	洗浄、拭拭、浸漬又は脱脂の作業
42	吹付け塗装以外の塗装又は塗布の作業
43	鋳造、溶融又は溶出しの作業
44	破砕、粉砕又はふるい分けの作業
45	はんだ付けの作業
46	吹付けの作業
47	保守、点検、分解、組立又は修理の作業
48	めつき等の表面処理の作業
49	ろ過、混合、攪拌、混練又は加熱の作業
50	その他

様式第22号 (第96条関係)

事 故 報 告 書

事業の種類		事業場の名称 (建設業にあつては工事名併記のこと)						労働者数			
事業場の所在地		発 生 場 所									
(電話)											
発 生 日 時		事 故 を 発 生 し た 機 械 等 の 種 類 等									
年 月 日 時 分											
構内下請事業の場合は親事業場の名称 建設業の場合は元方事業場の名称											
事故の種類											
人 的 被 害	区 分	死亡	休業4 日以上	休業1 ~3日	不休	計	物 的 被 害	区 分	名称、規模等	被害金額	
	事故発生 事業場の 被災労働 者数	男						建 物	m ²	円	
		女						その他の建設物		円	
	その他の被災者の概数								機 械 設 備		円
									原 材 料		円
									製 品		円
									そ の 他		円
					()	合 計		円			
事故の発生状況											
事故の原因											
事故の防止対策											
参考事項											
報告書作成者職氏名											

年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業者職氏名

備考

- 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 「事故を発生した機械等の種類等」の欄には、事故発生の原因となつた次の機械等について、それぞれ次の事項を記入すること。
 - ボイラー及び圧力容器に係る事故については、ボイラー、第一種圧力容器、第二種圧力容器、小型ボイラー又は小型圧力容器のうち該当するもの。
 - クレーン等に係る事故については、クレーン等の種類、型式及びつり上げ荷重又は積載荷重。
 - ゴンドラに係る事故については、ゴンドラの種類、型式及び積載荷重。
- 「事故の種類」の欄には、火災、鎖の切断、ボイラーの破裂、クレーンの逸走、ゴンドラの落下等具体的に記入すること。
- 「その他の被災者の概数」の欄には、届出事業者の事業場の労働者以外の被災者の数を記入し、() 内には死亡者数を内数で記入すること。
- 「建物」の欄には構造及び面積、「機械設備」の欄には台数、「原材料」及び「製品」の欄にはその名称及び数量を記入すること。
- 「事故の防止対策」の欄には、事故の発生を防止するために今後実施する対策を記入すること。
- 「参考事項」の欄には、当該事故において参考になる事項を記入すること。
- この様式に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第23号(第97条関係)(表面)

労働者死傷病報告

労働保険番号(建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。)										事業の種類										
81001		<table border="1"> <tr> <td>都道府県</td><td>所管</td><td>管轄</td><td colspan="2">基幹番号</td><td colspan="2">枝番号</td><td colspan="2">被一括事業場番号</td> </tr> </table>								都道府県	所管	管轄	基幹番号		枝番号		被一括事業場番号			
都道府県	所管	管轄	基幹番号		枝番号		被一括事業場番号													
事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。)																				
カナ																				
漢字																				
工事名																				
職員記入欄																				
派遣先の事業の労働保険番号		都道府県		所管		管轄		基幹番号		枝番号		被一括事業場番号		派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の郵便番号						
事業場の所在地				構内下請事業の場合は親事業場の名称、建設業の場合は元方事業場の名称				派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の名称				提出事業者の区分								
												派遣先								
郵便番号				労働者数				発生日時(時間は24時間表記とすること。)				元								
				人				7:平成 9:令和				元号 年 月 日 時 分								
被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること。)						生年月日						性別								
カナ						1:明治 3:大正 5:昭和 7:平成 9:令和						元号 年 月 日 () 歳 男 女								
漢字						職種						経験期間								
												年 月								
休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○)				傷病名				傷病部位				被災地の場所								
休業見込				死亡																
月 週 日																				
災害発生状況及び原因						略図(発生時の状況を図示すること。)														
①どのような場所で②どのような作業をしているときに③どのような物又は環境に④どのような不安全又は有害な状態があつて⑤どのような災害が発生したかを詳細に記入すること。						略図														
労働者が外国人である場合のみ記入すること。						国籍・地域コード														
() ()						在留資格コード														
報告書作成者						職 員 記 入 欄														
氏 名						起 因 物														
						店 社 コード														
						業 種 分 類														
						自由設定項目														
						1:該当 2:非該当														

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

様式第23号 (第97条関係) (裏面)

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（O C I R）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄、記入枠及び職員記入欄は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明瞭に記入すること。
なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「バ」等と記入すること。
- 4 「性別」、「休業見込」及び「死亡」の欄は、該当する項目に○印を付すこと。
- 5 「事業場の名称」の欄の漢字が記入枠に書ききれない場合は、下段に続けて記入すること。
- 6 派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、「提出事業者の区分」の欄の該当する項目に○印を付した上、それぞれ所轄労働基準監督署長に提出すること。
- 7 「経験期間」の欄は、当該職種について1年以上経験がある場合にはその経験年数を記入し、1年未満の場合にはその月数を記入し、該当する項目に○印を付すこと。
- 8 「国籍・地域」及び「在留資格」の欄は、第97条の労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者を除く。）である場合に、入管法第2条第5号に規定する旅券、入管法第19条の3に規定する在留カード又は入管法第20条第4項に規定する在留資格証明書により確認し、記入すること。
なお、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条第1項の規定による外国人雇用状況の届出と同様の国籍・地域及び在留資格を記入すること。

様式第24号 (第97条関係)

労働者死傷病報告

年 月 から 年 月 まで

事業の種類	事業場の名称 <small>(建設業にあつては工 事を併記のこと。)</small>	事業場の所在地	電話番号 <small>()</small>	労働者数	被災労働者の氏名	性別	年齢	職種	派遣労働者の場合 は欄に○	発生日	傷病名及び 傷病の部位	休業 日数	災害発生状況 <small>(派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場名を併記のこと。)</small>	報告書作成者職氏名	
														年	月
						男・女	歳			月 日					
						男・女	歳			月 日					
						男・女	歳			月 日					
						男・女	歳			月 日					
						男・女	歳			月 日					
						男・女	歳			月 日					
						男・女	歳			月 日					
						男・女	歳			月 日					

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考 派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、それぞれ所轄労働基準監督署に提出すること。

（ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正）
第五十八条 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

（傍線部分は改正部分）

<p>（構造検査） 第五条（略） 2・3（略） 4 登録製造時等検査機関は、構造検査に合格したボイラーに様式第四号による刻印を押し、そのボイラー明細書を申請者に交付する。 5（略） （溶接検査） 第七条（略） 2（略） 3 登録製造時等検査機関は、溶接検査に合格したボイラーに様式第九号による刻印を押し、そのボイラー溶接明細書を申請者に交付する。 （使用検査） 第十二条（略） 2・4（略） 5 登録製造時等検査機関は、使用検査に合格したボイラーに様式第四号による刻印を押し、そのボイラー明細書を申請者に交付する。 6（略） （構造検査） 第五十一条（略） 2・3（略） 4 登録製造時等検査機関は、構造検査に合格した第一種圧力容器に様式第四号による刻印を押し、その第一種圧力容器明細書を申請者に交付する。 （溶接検査） 第五十三条（略） 2（略） 3 登録製造時等検査機関は、溶接検査に合格した第一種圧力容器に様式第九号による刻印を押し、その第一種圧力容器溶接明細書を申請者に交付する。 （使用検査） 第五十七条（略） 2・4（略） 5 登録製造時等検査機関は、使用検査に合格した第一種圧力容器に様式第四号による刻印を押し、その第一種圧力容器明細書を申請者に交付する。</p> <p>（設置報告） 第九十一条 事業者は、小型ボイラーを設置したときは、遅滞なく、小型ボイラー設置報告書様式第二十六号）に機械等検定規則第一条第一項第一号の規定による構造図及び同項第二号の規定による小型ボイラー明細書並びに当該小型ボイラーの設置場所の周囲の状況を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。</p>	<p>（構造検査） 第五条（略） 2・3（略） 4 登録製造時等検査機関は、構造検査に合格したボイラーに様式第四号による刻印を押し、かつ、そのボイラー明細書に様式第五号による構造検査済の印を押し、申請者に交付する。 5（略） （溶接検査） 第七条（略） 2（略） 3 登録製造時等検査機関は、溶接検査に合格したボイラーに様式第九号による刻印を押し、かつ、そのボイラー溶接明細書に様式第十号による溶接検査済の印を押し、申請者に交付する。 （使用検査） 第十二条（略） 2・4（略） 5 登録製造時等検査機関は、使用検査に合格したボイラーに様式第四号による刻印を押し、かつ、そのボイラー明細書に様式第十四号による使用検査済の印を押し、申請者に交付する。 6（略） （構造検査） 第五十一条（略） 2・3（略） 4 登録製造時等検査機関は、構造検査に合格した第一種圧力容器に様式第四号による刻印を押し、かつ、その第一種圧力容器明細書に様式第五号による構造検査済の印を押し、申請者に交付する。 （溶接検査） 第五十三条（略） 2（略） 3 登録製造時等検査機関は、溶接検査に合格した第一種圧力容器に様式第九号による刻印を押し、かつ、その第一種圧力容器溶接明細書に様式第十号による溶接検査済の印を押し、申請者に交付する。 （使用検査） 第五十七条（略） 2・4（略） 5 登録製造時等検査機関は、使用検査に合格した第一種圧力容器に様式第四号による刻印を押し、かつ、その第一種圧力容器明細書に様式第十四号による使用検査済の印を押し、申請者に交付する。</p> <p>（設置報告） 第九十一条 事業者は、小型ボイラーを設置したときは、遅滞なく、小型ボイラー設置報告書様式第二十六号）に機械等検定規則第一条第一項第一号の規定による構造図及び同項第二号の規定による小型ボイラー明細書（同規則第四条の合格の印が押されているものに限る。）並びに当該小型ボイラーの設置場所の周囲の状況を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。</p>
<p>（構造検査） 第五条（略） 2・3（略） 4 登録製造時等検査機関は、構造検査に合格したボイラーに様式第四号による刻印を押し、そのボイラー明細書を申請者に交付する。 5（略） （溶接検査） 第七条（略） 2（略） 3 登録製造時等検査機関は、溶接検査に合格したボイラーに様式第九号による刻印を押し、そのボイラー溶接明細書を申請者に交付する。 （使用検査） 第十二条（略） 2・4（略） 5 登録製造時等検査機関は、使用検査に合格したボイラーに様式第四号による刻印を押し、そのボイラー明細書を申請者に交付する。 6（略） （構造検査） 第五十一条（略） 2・3（略） 4 登録製造時等検査機関は、構造検査に合格した第一種圧力容器に様式第四号による刻印を押し、その第一種圧力容器明細書を申請者に交付する。 （溶接検査） 第五十三条（略） 2（略） 3 登録製造時等検査機関は、溶接検査に合格した第一種圧力容器に様式第九号による刻印を押し、その第一種圧力容器溶接明細書を申請者に交付する。 （使用検査） 第五十七条（略） 2・4（略） 5 登録製造時等検査機関は、使用検査に合格した第一種圧力容器に様式第四号による刻印を押し、その第一種圧力容器明細書を申請者に交付する。</p> <p>（設置報告） 第九十一条 事業者は、小型ボイラーを設置したときは、遅滞なく、小型ボイラー設置報告書様式第二十六号）に機械等検定規則第一条第一項第一号の規定による構造図及び同項第二号の規定による小型ボイラー明細書（同規則第四条の合格の印が押されているものに限る。）並びに当該小型ボイラーの設置場所の周囲の状況を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。</p>	<p>（構造検査） 第五条（略） 2・3（略） 4 登録製造時等検査機関は、構造検査に合格したボイラーに様式第四号による刻印を押し、かつ、そのボイラー明細書に様式第五号による構造検査済の印を押し、申請者に交付する。 5（略） （溶接検査） 第七条（略） 2（略） 3 登録製造時等検査機関は、溶接検査に合格したボイラーに様式第九号による刻印を押し、かつ、そのボイラー溶接明細書に様式第十号による溶接検査済の印を押し、申請者に交付する。 （使用検査） 第十二条（略） 2・4（略） 5 登録製造時等検査機関は、使用検査に合格したボイラーに様式第四号による刻印を押し、かつ、そのボイラー明細書に様式第十四号による使用検査済の印を押し、申請者に交付する。 6（略） （構造検査） 第五十一条（略） 2・3（略） 4 登録製造時等検査機関は、構造検査に合格した第一種圧力容器に様式第四号による刻印を押し、かつ、その第一種圧力容器明細書に様式第五号による構造検査済の印を押し、申請者に交付する。 （溶接検査） 第五十三条（略） 2（略） 3 登録製造時等検査機関は、溶接検査に合格した第一種圧力容器に様式第九号による刻印を押し、かつ、その第一種圧力容器溶接明細書に様式第十号による溶接検査済の印を押し、申請者に交付する。 （使用検査） 第五十七条（略） 2・4（略） 5 登録製造時等検査機関は、使用検査に合格した第一種圧力容器に様式第四号による刻印を押し、かつ、その第一種圧力容器明細書に様式第十四号による使用検査済の印を押し、申請者に交付する。</p> <p>（設置報告） 第九十一条 事業者は、小型ボイラーを設置したときは、遅滞なく、小型ボイラー設置報告書様式第二十六号）に機械等検定規則第一条第一項第一号の規定による構造図及び同項第二号の規定による小型ボイラー明細書（同規則第四条の合格の印が押されているものに限る。）並びに当該小型ボイラーの設置場所の周囲の状況を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。</p>

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

様式第一号 (第3条、第49条関係)

() 製造許可申請書

事業場の名称		電話 ()
事業場の所在地		
製造予定のボイラー又は第一種 ※圧力容器の種類及び最高使用圧力		
ボイラー又は圧力容器の概要 製造に関する経歴の要		

収入印紙

年 月 日

申請者 氏 名

労働局長殿

備考

- 1 表題の () 内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。
- 2 第一種圧力容器にあつては、※の欄にその形式 (円筒形、ジャケット付、角形等) を併記すること。
- 3 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第2号 (第5条、第51条関係)

() 構造検査申請書

種 類			
最 高 使 用 圧 力	MPa	伝熱面積又は内容積	m ² ・m ³
製造許可年月日及び製造許可番号	年 月 日	第	号
溶 接 検 査 刻 印 番 号			
受 検 地			
受 検 希 望 日	年 月 日	年 月 日	

年 月 日

収入印紙

申請者 住氏所名

殿

備考

- 1 表題の () 内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。
- 2 「受検地」の欄は、当該ボイラー又は第一種圧力容器の所在地を記入し、かつ、申請者の連絡先(電話番号)を併記すること。
- 3 使用を廃止したボイラー又は第一種圧力容器を改修して製造したときには、その旨を「種類」の欄に併記すること。
- 4 都道府県労働局長に申請するときは、収入印紙を貼付し、この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第3号 (第5条、第10条—第12条関係) 甲
(鋼製ボイラー)

ボ イ ラ ー 明 細 書

種類							
最高使用圧力						MPa	
最大蒸発量						ton/hr	
ボイラー積積	伝熱面積積					m ²	
	火格子面積積					m ²	
イ ラ ー	胴	材	料	形	状	すみの丸みの内半径	板の厚さ
						mm	mm
		長			最大の内径	板の厚さ	
					mm	mm	
の 構 造	炉筒又は火室	材	料	形	状	最大の内径	板の厚さ
						mm	mm
		種	類	材	料	径 (ガセットスチーにあつては、板の厚さ)	胴、鏡板等との取付方法
ス テ ー ー					mm		
					mm		
					mm		

胴の長手継手の種類及び効率		種類		大きさ	数
マンホール、掃除穴又は検査穴	種	種類	材料	外径	厚さ
	マンホール	マンホール	形式	mm × mm	mm
	掃除穴	掃除穴	材料	mm	mm
水管又は煙管	種	種類	材料	外径	厚さ
	水管	煙管	形式	mm	mm
管寄せ	種	種類	材料	外径	厚さ
	管寄せ	管寄せ	形式	mm	mm
過熱器	種	種類	材料	外径	厚さ
	過熱器	過熱器	形式	mm	mm
節炭器	種	種類	材料	外径	厚さ
	節炭器	節炭器	形式	mm	mm
安全弁、逃がし弁又は逃がし管	種	種類	材料	呼び径 (逃がし管にあつては、その内径)	個数
	安全弁	逃がし管	形式	mm	mm
水面測定装置	種	種類	材料	数	管の内径
	水面測定装置	水面測定装置	形式	mm	mm

自動制御装置があるときはその概要				mm
製造者名及び製造年月		年	月	
工 作 責 任 者 氏 名				
※構造検査又は使用検査の別 (いづれかを○で囲む)	構造検査	・	使用検査	
※ 水 圧 試 験 圧 力				MPa
※ 検査場所及び検査年月日			年	月 日
※ 刻 印 番 号				
※ 検査者の所属及び氏名				
※ 摘 要				

備考

- 1 「胴の長手継手の種類及び効率」の欄は、管穴があるときは、管穴部の効率を併記すること。
- 2 「安全弁、逃がし弁又は逃がし管」の欄の「種類」の項には、ばね安全弁、逃がし弁等の別を、同欄の「形式」の項には、揚程式、全量式等の別を記入するものとし、安全弁にあつてはその構造を示す図面を添付すること。
- 3 ※印を付してある欄は、申請者において記入しないこと。
- 4 ボイラーの構造を示す図面を添付すること。

安全弁、逃がし弁又は逃がし管	種	類	形	式	呼び径 (逃がし管にあつては、その内径)	個	数
					mm mm		
自動制御装置の概要							
製造者名及び製造年月							
年 月							
工 作 責 任 者 氏 名							
※構造検査又は使用検査の別 (いずれかを○で囲む)							
構造検査 ・ 使用検査							
※ 水 圧 試 験 圧 力							
MPa							
※ 検査場所及び検査年月日							
年 月 日							
※ 刻 印 番 号							
※ 検査者の所属及び氏名							
※ 摘 要							

備考

- 1 「安全弁、逃がし弁又は逃がし管」の欄の「種類」の項には、ばね安全弁、逃がし弁等の別を、「形式」の項には、揚程式、全量式等の別を記入するものとし、安全弁にあつてはその構造を示す図面を添付すること。
- 2 ※印を付してある欄は申請者において記入しないこと。
- 3 ボイラーの構造を示す図面を添付すること。

様式第3号(第5条、第10条—第12条関係) 丙
(鑄鉄製ボイラー)

ボイラー明細書

形式										
最高使用圧力	MPa									
伝熱面積積	m ²									
火格子面積積	m ²									
ボイラ材	ねずみ鑄鉄品									
イ ラ ー の 一 部 の 構 造	セクションの数及び組合せ後の大きさ	セクションの数		組合せ後の寸法						行
				幅	高さ	長さ	奥	数	m	
	セクションの最小肉厚	mm		検査穴	呼び径(逃がし管にあつては、その内径)	大きさ	数	個	個	数
					mm	mm				
① 安全弁(温水ボイラーにあつては、逃がし弁)その他の安全装置	種	類	形	式	mm		個	数	ガラス管の内径	mm
	種	類		個	数	ガラス管の内径	mm	mm	mm	
水面測定装置	mm									

製造者名及び製造年月	年 月
工 作 責 任 者 氏 名	
※構造検査又は使用検査の別 (いずれかを○で囲む)	構造検査 ・ 使用検査
※ 水 圧 試 験 圧 力	MPa
※ 検査場所及び検査年月日	年 月 日
※ 刻 印 番 号	
※ 検査者の所属及び氏名	
※ 摘 要	

備考

- ①の欄は、ばね安全弁、逃がし弁等の別を記入すること。
- ※印を付してある欄は、申請者において記入しないこと。
- ボイラーの構造を示す図面を添付すること。

様式第 6 号 (第 5 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 60 条関係) (表面)

第 号			
() 検 査 証			
事業場の所在地			
事業場の名称			
種 類			
最高使用圧力		MPa	
伝熱面積又は内容積		m ² ・m ³	
構造検査又は使用検査の刻印番号			
有 効 期 間	検 査 者 氏 名	有 効 期 間	検 査 者 氏 名
自 年 月 日 至 年 月 日		自 年 月 日 至 年 月 日	
自 年 月 日 至 年 月 日		自 年 月 日 至 年 月 日	
自 年 月 日 至 年 月 日		自 年 月 日 至 年 月 日	
自 年 月 日 至 年 月 日		自 年 月 日 至 年 月 日	
自 年 月 日 至 年 月 日		自 年 月 日 至 年 月 日	
年 月 日			
交付者名			

様式第五号を次のように改める。
様式第六号から様式第八号までを次のように改める。
様式第五号 削除

様式第 7 号 (第 7 条、第 53 条関係)

() 溶 接 検 査 申 請 書

種 類		
最 高 使 用 圧 力	MPa	伝熱面積又は内容積
製 造 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日	第 号
受 検 地		
溶 接 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	()

収 入 印 紙

年 月 日
殿

申請者 住 氏 所 名

備考

- 1 表題の () 内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。
- 2 「溶接着手予定年月日」の欄の () 内には、溶接期間が 1 月以上の場合に溶接完了予定年月日を付記すること。
- 3 都道府県労働局長に申請するときは、収入印紙を貼付し、この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第 8 号 (第 7 条、第 53 条関係)

() 溶 接 明 細 書

種 類				
最 高 使 用 圧 力				MPa
伝 熱 面 積 又 は 内 容 積				m ² ・m ³
材 料 及 び 板 の 厚 さ	部 分	洞	材	料 板 の 厚 さ
		鏡 板 又 は 管 板		mm
		炉 筒 又 は 火 室		mm
		ふ た		mm
		洞 の 長 手 継 手 の 効 率		
洞 の 長 手 継 手 の 種 類 及 び 開 先 の 形 状				
洞 の 周 継 手 (鏡 板 と の 取 付 継 手 を 含 む) の 種 類 及 び 開 先 の 形 状				
鏡 板、管 板、ふ た 板 等 に 溶 接 継 手 が あ る と き は、当 該 継 手 の 種 類 及 び 開 先 の 形 状				
溶 接 材 料 の 種 類				
余 盛 り の 削 り 方	十分削る	軽く削るか又は削らない		

溶接後熱処理の方法	炉内加熱	局部加熱	保持温度	℃			
製造者名及び製造年月	年 月						
工作責任者氏名	ボイラー溶接士の種類及び氏名						
※機械試験の成績	引張試験	引張強さ		N/mm ²			
	曲げ試験	表面	裏面	側面	長手	曲げ	
		合	否	合	否	合	否
	衝撃試験	溶接金属部		熱影響部			
		合	否	合			否
※非破壊試験の成績	放射線検査	合					否
	超音波探傷試験	合					否
	磁粉探傷試験	合					否
	浸透探傷試験	合					否
※刻印番号							
※溶接検査年月日	年 月 日						
※検査者の所属及び氏名							

※ 摘

要

備考

- 1 表題の () 内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。
- 2 「余盛りの削り方」及び「溶接後熱処理の方法」の欄は、該当する事項に○印を付すること。
- 3 ※印を付してある欄は、申請者において記入しないこと。
- 4 溶接継手の位置、開先の形状を示す図面を添付すること。

様式第十号を次のように改める。
 様式第十号 削除
 様式第十一号から様式第十三号までを次のように改める。
 様式第十一号 (第10条関係)

ボイラー設置届

① 事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地			
		電話 ()					
使用の目的							
位置		一階	二階	その他			
ボイラー室	② 位置	鉄骨造 その他		延	m ²		
	③ 構造	木造 鉄筋コンクリート造		積	m		
	④ ボイラーの外側と天井 (天井がない場合は屋根裏) との距離	m		⑤ ボイラーの外側とボイラー室の壁との間の最短距離	m		
⑥ 出入口の構造		外開き式 引戸式					
⑦ 燃焼室炉壁の構造	普れんが壁 空冷 水冷壁		⑧ 燃焼方式	手だき	ストーカ燃焼	バーナ燃焼	
	⑨ 燃料	石炭	微粉炭	種類	給水能力	数	
		重油	ガス				給水能力
その他			給水能力				ton/hr
⑩ 給水加熱器		有		⑪ 連続ブロー装置		有	無

⑫ 自動制御方式	全燃そ	自焼の	動系他	⑬ 自動制御装置	低燃低そ 水位焼水 燃料安位 警の 遮全報 断装 装置他		
	有	無	無				
⑭ 空気予熱器	有	無	無	煙突	⑯ 構造 鋼鉄筋コンクリートその他	口径 m	高さ m
⑮ ストレージタンク	有	無	無				
設置工事をを行う事業場の名称（電話番号）及びその所在地					ボイラー据付け作業の指揮者の氏名		
設置工事落成予定年月日				年月日			

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

- ①の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- ②、③及び⑥から⑯までの欄は、該当する事項に○印を付すること。
- ⑤の欄は、本体を被覆したボイラーについては、記入する必要がない。

様式第12号 (第11条関係)

ボイラー設置報告書

① 事業業の種類		事業場の名称		事業場の所在地	
使用の目的		電話 ()			
② 燃焼室炉壁の構造	普通空冷壁 れんが壁 れんが壁	③ 燃焼方式	水冷壁 水冷壁	手だき	ストーブ カ燃焼 バーナ 燃焼
④ 燃料	石炭 炭油 ガ ス その他	④ 燃焼装置	微粉炭 ス 給水装置	種類	給水能力
⑤ 給水加熱器	有	⑤ 燃焼装置	給水装置	ton/hr	ton/hr
⑥ 自動制御方式	全自動 燃焼系 その他	⑥ 自動制御装置	無	ton/hr	ton/hr
煙突	⑧ 構造	⑦ 自動制御装置	製 下 他	低燃水 低燃水	位置 断 装 置 他
設置予定年月日	年 月 日	網鉄 筋コン の 板ク リ ー 他	口 径	高さ	m
			m		m

年 月 日

労働基準監督署長殿

報告者 氏

名

備考

- 1 ①の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 ②から⑧までの欄は、該当する事項に○印を付すること。

様式第13号 (第12条、第57条関係)

() 使用検査申請書

種 類			
最 高 使 用 圧 力	MPa	伝熱面積又は内容積	$m^2 \cdot m^3$
ボイラー又は第一種 圧力容器の経歴概要			
受 検 地			
受 検 希 望 日	年 月 日		

収入印紙

年 月 日
殿申請者 住 所
氏 名

備考

- 1 表題の () 内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。
- 2 「受検地」の欄は、当該ボイラー又は第一種圧力容器の所在地を記入し、かつ、申請者の連絡先（電話番号）を併記すること。
- 3 都道府県労働局長に申請するときは、収入印紙を貼付し、この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。
- 4 当該ボイラー又は第一種圧力容器について申請前に受けた検査に関する資料があるときには、当該資料を添付すること。

様式第15号 (第14条、第59条関係)

() 落成検査申請書

種 類		構造検査又は使用検査の刻印番号	
最 高 使 用 圧 力	MPa	伝熱面積又は内容積	m ² ・m ³
設 置 地			
設 置 届 出 年 月 日	年	月	日
受 検 希 望 日	年	月	日

年 月 日

申請者 氏 名

収 入
印 紙

労働基準監督署長殿

備考

- 1 表題の () には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。
- 2 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第十四号を次のように改める。
様式第十五号から様式第十七号までを次のように改める。
様式第十四号 削除

様式第16号（第15条、第44条、第60条、第79条関係）

() 検査証^{再交付}書^替申請書

事業場の所在地		検査証番号	第 号
事業場の名称			
種類			
最高使用圧力	MPa		
伝熱面積又は内容積	m ² ・m ³		
再交付又は書替えの理由			

令和 年 月 日

収 入
印 紙

申請者 氏 名

労働局長
労働基準監督署長 殿
登録製造時等検査機関

備考

- 1 表題の（ ）には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。
- 2 表題の再交付及び書替のうち、該当しない文字は、抹消すること。
- 3 申請宛先は、移動式ボイラーのボイラー検査証であって再交付に係るものにあつては、当該ボイラー検査証を交付した者、移動式ボイラーのボイラー検査証であって書替えに係るもの及びその他のボイラー検査証にあつては所轄労働基準監督署長とすること。
- 4 都道府県労働局長が行う再交付又は書替えを申請する申請者にあつては、手数料は収入印紙を申請書に貼付して納入するものとし、その収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第17号 (第25条関係)

適合自動制御ボイラー認定申請書

事業場の名称		
	電話 ()	
事業場の所在地		
認定を受けようとする自動制御装置を備えたボイラー	製造許可番号及び許可年月日	
	検査証番号	
	種類	
	伝熱面積又は内容積	
	検査証有効期間の末日	
当該自動制御装置に係る適合証明書の証明書番号及び証明年月日		

令和 年 月 日

申請者氏名

労働基準監督署長 殿

備考

認定を受けようとする自動制御装置を備えたボイラーの設置場所を示す図面及び当該自動制御装置に係る適合証明書（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令様式第4号の4）を添付すること。

様式第19号 (第39条、第74条関係)

() 性能検査申請書

種 類		検査証番号	
最 高 使 用 圧 力	MPa	伝熱面積又は内容積	m ² ・m ³
設 置 地			
有 効 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日		
受 検 希 望 日	年 月 日		

収入印紙

年 月 日 申請者 氏 名
労働基準監督署長殿

備考

- 1 表題の()内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。
- 2 「有効期間」の欄は、検査証に記載されている有効期間を記入すること。
- 3 移動式ボイラーで、設置地と受検地とが異なる場合にあつては、「受検希望日」の欄に受検地を併記すること。
- 4 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第十九号から様式第二十四号までを次のように改める。

様式第20号 (第41条、第76条関係)

() 変 更 届

事業場の名称			
事業場の所在地			
種 類		検査証番号	
最高使用圧力	MPa	伝熱面積又は内容積	m ² ・m ³
変更する部分			
変更の理由			
変更工事を行う事業場の名称(電話番号)及びその所在地			
変更工事着手予定年月日	年	月	日
変更工事完了予定年月日	年	月	日

年 月 日

労働基準監督署長殿

事業者職氏名

備考

表題の()内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。

様式第21号 (第42条、第77条関係)

() 変更検査申請書

種 類		検査証番号	
最高使用圧力	MPa	伝熱面積又は内容積	m ² ・m ³
変更届出年月日	年	月	日
受 検 地			
受 検 希 望 日	年	月	日

収入印紙

年 月 日
労働基準監督署長殿申請者 住所
氏名

備考

- 1 表題の () 内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。
- 2 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第22号 (第46条、第81条関係)

() 使用再開検査申請書

種 類		検査証番号	
最 高 使 用 圧 力	MPa	伝熱面積又は内容積	m ² ・m ³
設 置 地			
有 効 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日		
受 検 希 望 日	年 月 日		

収入印紙

年 月 日 申請者 氏 名
労働基準監督署長殿

備考

- 1 表題の()内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。
- 2 「有効期間」の欄は、検査証に記載されている最終の有効期間を記入すること。
- 3 移動式ボイラーで、設置地と受検地とが異なる場合にあつては、「受検希望日」の欄に受検地を併記すること。
- 4 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

力												
	材	料	呼	び	径	mm	数					
容	ふた板縮付けボルト				mm							
	胴の長手継手の種類及び効率											
器	の	種	類	大	き	さ	数					
								mm ×	mm			
								mm	mm			
								mm	mm			
								mm	mm			
構	造	管	材	料	外	径	厚	さ				
									mm	mm		
造	の	②	安全弁その他の安全装置	種	類	形	式	呼	び	径	個	数
製造者名及び製造年月												
工 作 責 任 者 氏 名												
※構造検査又は使用検査の別 (いずれかを○で囲む)												
構造検査 ・ 使用検査												
※ 水 圧 試 験 圧 力												
MPa												
※ 検査場所及び検査年月日												
年 月 日												

※ 刻 印 番 号	
※ 検査者の所属及び氏名	
※ 摘 要	

備考

- ①及び②の欄は、間接加熱式第一種圧力容器にあつては、上欄は被加熱物側について、下欄は熱源側について、それぞれ記入すること。
- ②の欄の「種類」の項には、ばね安全弁、逃がし弁等の別を、同欄の「形式」の項には、揚程式、全量式等の別を記入すること。
- ※印を付してある欄は、申請者において記入しないこと。
- 第一種圧力容器の構造を示す図面を添付すること。

様式第24号 (第56条関係)

第一種圧力容器設置届

① 事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
使用の目的	電話 ()	
② 加熱の方法	直火 蒸気 その他	当該容器に受け入れる又は当該容器において発生する気体の名称
圧力源の最高使用圧力	MPa	③ 圧力源と当該容器との間の減圧弁の有無
設置工事を行う事業場の名称 (電話番号) 及びその所在地		
設置工事落成予定年月日	年 月 日	
④ 参考事項		

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

- 備考
- ①の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
 - ②及び③の欄は、該当する事項に○印を付すること。
 - ④の欄は、当該圧力容器に附属するコンデンサー、液体加熱器等があるときは、その名称を記入すること。

様式第二十六号を次のように改める。
様式第26号 (第91条関係)

小型ボイラー設置報告書

① 事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地	
使用の目的		電話 ()			
ボイラー室	② 構造	木造 鉄骨造 鉄筋コンクリート造 その他	床面積	延	m ²
	③ 出入口の構造	外開き式 引戸式	出入口の数		
④ 燃焼室炉壁の構造	普通れんが壁	空冷れんが壁	⑤ 燃焼方式	手だき	ストーカ燃焼
⑥ 燃料	石炭 重油 ガス その他	給水装置	種類	給水能力	数
				kg/hr	
				kg/hr	
⑦ 給水加熱器	有	給水処理装置	形式	処理そのの内径及び長さ	処理能力
				mm×mm mm×mm	l/hr l/hr

⑧ 自動制御方式	全燃 燃そ	自 焼 の	動 系 他	⑨ イン タロ ック 装置	低水位燃焼し 失火時燃焼し その他	や 断	口	径	高	さ
⑩ ストレーディング	有		無	煙	⑪ 構 造 の	製 一 他		m		m

年 月 日
労働基準監督署長殿

事業者
職 氏 名

備考

- 1 ①の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 ②から⑩までの欄は、該当する事項に○印を付すること。

(クレーン等安全規則の一部改正)
第五十九条 クレーン等安全規則(昭和四十七年労働省令第三十四号)の一部を次のように改正する。
様式第一号を次のように改める。

様式第一号(第3条、第53条、第94条、第138条、第172条関係)
() 製造許可申請書

事業の名称		
事業の所在地	電話 ()	
製造予定のクレーン等の種類及び型式	つり上げ荷重 又は積載荷重	t
クレーン等の製造に関する経歴の概要		

年 月 日

申請者 氏 名

収入
印紙

都道府県労働局長殿

備考

- 1 表題の()内には、クレーン、デリック、エレベーター又は建設用リフトの別を記入すること。
- 2 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号 (第5条関係)

クレーン設置届

事業の種類	
事業の名称	
事業の所在地	電話 ()
設置地	
種類及び型式	つり上げ荷重 t
製造許可年月日及び番号	年 月 日 第 号 ()
設置工事を行う者の名称及び所在地	電話 ()
設置工事落成予定年月日	年 月 日

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類 (中分類) による分類を記入すること。
- 2 「製造許可年月日及び番号」の欄の () 内には、既に製造許可を受けているクレーンと型式が同一であるクレーンについて、その旨を注記すること。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号(第6条、第97条、第141条、第175条関係)

()落成検査申請書

種類及び型式			つり上げ荷重又は積載荷重	t
設置地				
設置届提出年月日	年	月	日	
受検希望日	年	月	日	参考事項

年月日

住所
申請者
氏名

収入
印紙

労働基準監督署長殿

備考

- 1 表題の()内には、クレーン、デリック、エレベーター又は建設用リフトの別を記入すること。
- 2 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
- 3 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第五号を次のように改める。

様式第五号 (第8条関係)

クレーン仮荷重試験申請書

種類及び型式	つり上げ荷重		t
製造許可年月日及び番号	年 月 日	第 号	()
設置予定地			
設置予定者	設置予定年月日	年 月 日	
受 験 地	電 話 ()		
受 験 希 望 日	年 月 日		

年 月 日

住 所

申 請 者

氏 名

都道府県労働局長殿

備考 「製造許可年月日及び番号」の欄の () 内には、既に製造許可を受けているクレーンと型式が同一であるクレーンについて、その旨を注記すること。

様式第8号(第9条、第59条、第99条、第143条、第177条関係)

() 検査証書 再交付申請書

種類及び型式			つり上げ荷重 又は積載荷重	t
設置地				
事業の名称				
検査証番号	第	号	製造検査又は使用検査の刻印番号	
再交付又は書替への理由				

年月日

住所
申請者 氏名

収入
印紙

労働基準監督署長 殿
労働局長

備考

- 1 表題の()内には、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター又は建設用リフトの別を記入すること。
- 2 表題の「再交付」及び「書替」のうち、該当しない文字は、抹消すること。
- 3 「製造検査又は使用検査の刻印番号」の欄は、移動式クレーンの場合に記入すること。
- 4 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第 9 号 (第 11 条、第 61 条関係)

() 設置報告書

事業の種類	
事業の名称	
事業の所在地	電話 ()
設置地	
種類及び型式	
つり上げ荷重	t
製造者名	設置予定年月日 製造年月日
年 月 日	年 月 日

報告者 氏 名

労働基準監督署長殿

備考

- 1 表題の () 内には、クレーン又は移動式クレーンの別を記入すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類 (中分類) による分類を記入すること。

様式第10号 (第23条、第109条関係)

() 特 例 報 告 書

種 類 及 び 型 式		検 査 証 番 号	第	号
設 置 地				
定 格 荷 重	t	つり上げ荷重		t
荷 重 試 験 実 施 年 月 日		試 験 荷 重		t
特 例 で 負 荷 し よ う と す る 荷 重		特 例 負 荷 年 月 日		
特 例 で 負 荷 し な け れ ば な ら ない 理 由		作 業 指 揮 者 名		
年 月 日		職		

報告者 氏 名

労働基準監督署長殿

備考

- 1 表題の () 内には、クレーン又はデリックの別を記入すること。
- 2 「定格荷重」の欄は、特例で負荷しようとする状態における定格荷重を記入すること。

様式第11号 (第41条、第82条、第126条、第160条関係)

() 性能検査申請書

種類及び型式	検査証番号		検査証の有効期間		つり上げ荷重又は積載荷重	t
	第	号	年	月	日から	年
検査証番号	第	号	年	月	日から	年
設置地						
受検希望日	年 月 日					
参考事項						

年 月 日

収入

印紙

申請者

住所
氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 1 表題の () 内には、クレーン、移動式クレーン、デリック又はエレベーターの別を記入すること。
- 2 「検査証の有効期間」の欄は、検査証に記載されている最後の有効期間を記入すること。
- 3 移動式クレーンで設置地と受検地が異なる場合にあつては、「受検希望日」の欄に受検地を併記すること。
- 4 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
- 5 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第12号 (第44条、第85条、第129条、第163条、第197条関係)

() 変 更 届

事業の名称			
事業の所在地	電話 ()		
設置地	検査証番号	第 号	
種類及び型式	つり上げ荷重又は積載荷重 t		
変更する部分			
変更の理由			
変更工事を行う者の名称及び所在地	電話 ()		
変更工事着手予定年月日	年 月 日	変更工事完了予定年月日	年 月 日

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考 表題の () 内には、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター又は建設用リフトの別を記入すること。

様式第13号 (第45条、第86条、第130条、第164条、第198条関係)

() 変 更 検 査 申 請 書

種 類 及 び 型 式		つり上げ荷重又は積載荷重	t
変 更 届 提 出 年 月 日	年 月 日	検 査 証 番 号	第 号
受 検 地			電話 ()
受 験 希 望 日	年 月 日	参 考 事 項	

年 月 日

住 所
申 請 者 氏 名収 入
印 紙

労働基準監督署長殿

備考

- 1 表題の () 内には、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター又は建設用リフトの別を記入すること。
- 2 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
- 3 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第14号 (第49条、第90条、第134条、第168条関係)

() 使用再開検査申請書

種類及び型式		つり上げ荷重又は積載荷重	
検査証番号	第 号	検査証の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
設置地			
受検希望日	年 月 日	日	
休止していた期間	年 月 日から	年 月 日まで	
参考事項			

年 月 日

収入
印紙

住所
申請者
氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 1 表題の () 内には、クレーン、移動式クレーン、デリック又はエレベーターの別を記入すること。
- 2 「検査証の有効期間」の欄は、検査証に記載されている最後の有効期間を記入すること。
- 3 移動式クレーンで設置地と受検地が異なる場合にあつては、「受検希望日」の欄に受検地を併記すること。
- 4 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
- 5 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第15号 (第55条関係)

移動式クレーン製造検査申請書

種類及び型式	つり上げ荷重		t
製造許可年月日及び番号	年 月 日	第 号 ()	
受 検 地	電話 ()		
受 検 希 望 日	年 月 日	参 考 事 項	

年 月 日

収 入 印 紙

住 所
申 請 者
氏 名

都道府県労働局長殿

備考

- 1 「製造許可年月日及び番号」の欄の () 内には、既に製造許可を受けている移動式クレーンと型式が同一である移動式クレーンについて、その旨を注記すること。
- 2 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
- 3 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第十九号を次のように改める。

様式第19号 (第57条関係)

移動式クレーン使用検査申請書

種 類 及 び 型 式		つり上げ荷重	t
当該移動式クレーンの経歴の概要			
受 検 地	電話 ()		
受 検 希 望 日	年 月 日	参 考 事 項	

年 月 日

収 入
印 紙

都道府県労働局長殿

備考

- 1 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
- 2 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

住 所
申 請 者
氏 名

様式第二十三号を次のように改める。

様式第23号 (第96条関係)

デ リ ッ ク 設 置 届

事業の種類	
事業の名称	
事業の所在地	電話 ()
設置地	
種類及び型式	つり上げ荷重 t
製造許可年月日及び番号	年 月 日 第 号 ()
設置工事を行う者の名称及び所在地	電話 () 設置工事落成 予定年月日 年 月 日
土木、建築等の工事の作業に用いるデリックスについて、同一の作業場において移設する必要がある場合は、その理由及び移設予定時期	

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類（中分類）による分類を記入すること。
- 2 「製造許可年月日及び番号」の欄の () の内には、既に製造許可を受けているデリックスと型式が同一であるデリックスについて、その旨を注記すること。
- 3 土木、建築等の工事の作業に用いるデリックスについて、同一の作業場内において移設する必要がある、かつ、当該移設する箇所を予定することができる場合には、当該移設に係る位置を示す図面を添えること。

様式第二十五号を次のように改める。

テリック設置報告書

様式第25号 (第101条関係)

事業の種類						
事業の名称						
事業の所在地	電話 ()					
設置地						
種類及び型式			つり上げ荷重			
ヤストの長さ	m	ゲームの長さ	m	設置予定年月日	年	月
					日	日

年 月 日

報告者 氏 名

労働基準監督署長殿

備考 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類 (中分類) による分類を記入すること。

様式第二十六号を次のように改める。

様式第26号 (第140条関係)

エレベーター設置届

事業の種類		
事業の名称		
事業の所在地	電話 ()	
設置地		
種類及び型式	積載荷重	t
製造許可年月日及び番号	年 月 日 第 号 ()	
設置工事を行う者の名称及び所在地	電話 ()	設置工事落成 予定年月日 年 月 日

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類 (中分類) による分類を記入すること。
- 2 「製造許可年月日及び番号」の欄の () 内には、既に製造許可を受けているエレベーターと型式が同一であるエレベーターについて、その旨を注記すること。

様式第29号 (第145条、第202条関係)

() 設 置 報 告 書

事 業 の 種 類			
事 業 の 名 称			
事 業 の 所 在 地			
設 置 地			
種 類 及 び 型 式			
積 載 荷 重	t	設 置 予 定 年 月 日	年 月 日
製 造 者 名	製 造 年 月 日	年 月 日	年 月 日

年 月 日

報 告 者 氏 名

労働基準監督署長殿

備考

- 1 表題の () 内には、エレベーター又は簡易リフトの別を記入すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類 (中分類) による分類を記入すること。

様式第30号 (第174条関係)

建設用リフト設置届

事業の種類							
事業の名称							
事業の所在地	電話 ()						
設置地							
種類及び型式			積載荷重	t			
製造許可年月日及び番号	年	月	日	第	号 ()		
設置工事を行う者の名称及び所在地	電話 ()						
設置工事落成予定年月日	年	月	日	廃止予定年月日	年	月	日

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類 (中分類) による分類を記入すること。
- 2 「製造許可年月日及び番号」の欄の () 内には、既に製造許可を受けている建設用リフトと型式が同一である建設用リフトについて、その旨を注記すること。

(ゴンドラ安全規則の一部改正)
第六十条 ゴンドラ安全規則(昭和四十七年労働省令第三十五号)の一部を次のように改正する。
様式第一号を次のように改める。

様式第一号 (第2条関係)

ゴンドラ製造許可申請書

事業の名称		
事業場の所在地		
製造予定のゴンドラの種類及び型式	電話	()
	積載荷重	t
ゴンドラの製造に関する経歴の概要		

年 月 日

収入印紙

申請者 氏

名

都道府県労働局長殿

備考 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号 (第4条関係)

ゴンドラ製造検査申請書

種類及び型式			積載荷重	t
製造許可年月日及び番号	年 月 日 第 号 ()			
受 検 地			電話 ()	
受 検 希 望 日	年 月 日	参考事項		
年 月 日				

住所
申請者 氏名

収入
印紙

都道府県労働局長殿

備考

- 1 「製造許可年月日及び番号」の欄の () 内には、既に製造許可を受けているゴンドラと型式が同一であるゴンドラについて、その旨を注記すること。
- 2 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
- 3 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第六号を次のように改める。

(号外第274号)

様式第6号 (第6条関係)

インターネット使用検査申請書

種類及び型式	インターネット使用検査申請書	積載荷重	t
インターネットの経歴の概要			
受検地	電話 ()		
受検希望日	年月日	参考事項	
年月日			

収入印紙

氏名住所
申請者

都道府県労働局長殿

備考

- 1 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
- 2 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第 9 号 (第 8 条関係)

コンドラ検査証 再交付申請書

種類及び型式			積載荷重	
設置地				
事業の名称				
検査証番号	第	号	製造検査又は使用検査の刻印番号	
	再交付又は書替えの理由			
年 月 日				

申請者 住所 氏名

収入印紙

都道府県労働局長殿

備考

- 1 表題の「再交付」及び「書替」のうち、該当しない文字は、抹消すること。
- 2 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第10号 (第10条関係)

ユ ン ド ラ 設 置 届

事業の種類		
事業の名称		
事業場の所在地	電話 ()	
設置地		
種類及び型式	積載荷重	t
製造検査又は使用検査の刻印番号及び検査年月日	第 号	年 月 日
使用目的		
設置工事を行う者の名称及び所在地		

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類 (中分類) による分類を記入すること。

様式第十一号中「㊸」を削る。
様式第十二号から様式第十四号までを次のように改める。

様式第12号 (第28条関係)

コ
ン
ド
ラ
変
更
届

事業場の名称			
事業場の所在地	電話 ()		
設置地	検査証番号	第	号
種類及び型式	積載荷重	t	
変更する部分			
変更の理由			
変更工事を行う者の名称及び所在地	電話 ()		

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

様式第13号 (第29条関係)

コンピュータ変更検査申請書

種類及び型式		積載荷重	t
変更届提出年月日	年 月 日	検査証番号	第 号
受 検 地			
受 検 希 望 日	年 月 日	参考事項	

年 月 日

収入印紙

労働基準監督署長殿

備考

- 1 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
- 2 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

申請者 住所氏名

様式第14号 (第33条関係)

コンピュータ使用再開検査申請書

種類及び型式		積載荷重	
検査証番号	第 号	検査証の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
設置地			
受検希望日	年 月 日		
休止していた期間	年 月 日から 年 月 日まで		
参考事項			

年 月 日

収入印紙

住所 申請者 氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 1 「検査証の有効期間」の欄は、検査証に記載されている最後の有効期間を記入すること。
- 2 設置地と受検地が異なる場合にあつては、「受検希望日」の欄に受検地を併記すること。
- 3 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
- 4 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
		電話 ()
労働者数		
申請に係る有機溶剤業務従事労働者数		
申請に係る有機溶剤業務の概要		
申請に係る有機溶剤業務において使用する有機溶剤等の種類及び量	種 類	消 費 量

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 「種類」の欄は、有機溶剤中毒予防規則第 1 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる有機溶剤等の区分により記入すること。
- 「消費量」の欄は、有機溶剤中毒予防規則第 3 条第 1 項第 1 号に該当するときは、作業時間 1 時間に消費する有機溶剤等の量を、同項第 2 号に該当するときは、一日に消費する有機溶剤等の量を記入すること。
- この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

(有機溶剤中毒予防規則の一部改正)
第六十一条 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
様式第一号から様式第二号の二までを次のように改める。

様式第2号 (第13条関係)

局所排気装置設置等特例許可申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
		電話 ()
労働者数		
申請に係る有機溶剤 業務従事労働者数		
申請に係る有機溶剤 業務の概要		
許可を受けようとする理由		
許可を受けようとする期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
参考事項		

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 「参考事項」の欄には、有機溶剤中毒予防規則第5条又は第6条第2項の規定による設備に替えて講ずる措置の概要を記入すること。

局所排気装置特例稼動許可申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
労働者数	電話 ()	申請に係る局所排気装置が設けられている作業場の有機溶剤業務従事労働者数
申請に係る局所排気装置が設けられている作業場の有機溶剤業務の概要		
申請に係る局所排気装置のフードの型式及び制御風速		
申請に係る局所排気装置が設けられている作業場の過去1年6月間の作業環境測定実施年月日及び管理区分		
申請に係る局所排気装置のフードの特例制御風速	特例制御風速における作業環境測定実施年月日及び管理区分	
第18条の2第1項第1号の確認者の氏名及び略歴	第18条の2第1項第1号イ及びロの確認結果	

申請に係る局所排気装置が設けられている作業場の有機溶剤業務において使用する有機溶剤等の名称及び量	
申請に係る局所排気装置が鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、粉じん障害防止規則又は石綿障害予防規則の規定により設けられている場合にあつては当該規則の名称	鉛中毒予防規則 特定化学物質障害予防規則 粉じん障害防止規則 石綿障害予防規則

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 「申請に係る局所排気装置のフードの型式及び制御風速」、「申請に係る局所排気装置のフードの特例制御風速」、「第18条の2第1項第1号イ及びロの確認結果」及び「申請に係る局所排気装置が設けられている作業場の有機溶剤業務において使用する有機溶剤等の名称及び量」の欄は、局所排気装置に複数のフードが設けられているときは、当該フードごとに記入すること。
- 3 「申請に係る局所排気装置が設けられている作業場の過去1年6月間の作業環境測定実施年月日及び管理区分」及び「特例制御風速における作業環境測定実施年月日及び管理区分」の欄は、局所排気装置のフードが複数の作業場に設けられているときは、当該作業場ごとに記入すること。
- 4 「第18条の2第1項第1号の確認者の氏名及び略歴」の欄中「略歴」にあつては、第18条の2第1項第1号イ及びロの事項を確認するのに必要な能力に関する資格、職歴、勤務年数等を記入すること。
- 5 「申請に係る局所排気装置が鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、粉じん障害防止規則又は石綿障害予防規則の規定により設けられている場合にあつては当該規則の名称」の欄は、該当するものに○を付すこと。
- 6 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第3号の2 (第30条の3関係) (表面)

有機溶剤等健康診断結果報告書

標準字体

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

ページ / 総ページ

8 0 3 0 2

様式第三号の二から様式第五号までを次のように改める。

労働保険番号, 在籍労働者数, 事業場の名称, 事業の種類, 事業場の所在地, 郵便番号, 電話

対象年, 元号, 年, 健診年月日, 7:平成, 9:令和

健康診断実施機関の名称

健康診断実施機関の所在地, 受診労働者数

有機溶剤業務名, 有機溶剤業務コード, 具体的業務内容, 従事労働者数

他覚所見, 実施者数, 有所見者数, 肝機能検査, 作業条件の調査人数

腎機能検査, 眼底検査, 所見のあった者の人数 (他覚所見のみを除く。)

貧血検査, 神経内科学的検査, 医師の指示人数

Table with 4 columns: 有機溶剤の名称等, 実施者数, 1, 2, 3 (rows for 1, 2, 3)

産業医, 氏名, 所属機関の名称及び所在地

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿



様式第3号の2 (第30条の3関係) (裏面)

備考

- 1 □□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の(月～月分)にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の(報告 回目)は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表1に掲げる有機溶剤業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。

- 10 「有機溶剤業務名」の欄は、別表1を参照して、該当コードを全て記入し、()内には具体的業務内容を記載すること。
- 11 「代謝物の検査」の欄の有機溶剤の名称等は、別表2を参照して、それぞれ該当する全ての有機溶剤コード及び検査内容コードを記入すること。また、「代謝物の検査」の欄の分布は、別表2を参照して、該当者数を記入すること。
- 12 「有機溶剤業務名」及び「代謝物の検査」の欄について記入枠に記入しきれない場合については、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、記入しきれないコード及び具体的業務内容のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 13 「所見のあつた者の人数」の欄は、各健康診断項目の有所見者数の合計ではなく、健康診断項目のいずれかが有所見であつた者の人数を記入すること。ただし、他覚所見のみの者は含まないこと。
- 14 「医師の指示人数」の欄は、健康診断の結果、要医療、要精密検査等医師による指示のあつた者の数を記入すること。

別表1

コード	有機溶剤業務の内容
01	有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務
02	染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのもの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務
03	有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務
04	有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務
05	有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務
06	接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務
07	接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務
08	有機溶剤等を用いて行う洗浄(コード12に掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。)又は払拭の業務
09	有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務(コード12に掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。)
10	有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務
11	有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務
12	有機溶剤等を入れたことのあるタンク(有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。)の内部における業務

別表2

有機溶剤コード	有機溶剤の名称	検査内容コード	検査内容	単位	分 布			
					1	2	3	4
11	キシレン	1	尿中のメチル馬尿酸	g/l	0.5以下	0.5超	1.5以下	1.5超
30	N・N-ジメチルホルムアミド	1	尿中のN-メチルホルムアミド	mg/l	10以下	10超	40以下	40超
35	1・1・1-トリクロロエタン	1	尿中のトリクロロ酢酸	mg/l	3以下	3超	10以下	10超
		2	尿中の総三塩化物	mg/l	10以下	10超	40以下	40超
37	トルエン	1	尿中の馬尿酸	g/l	1以下	1超	2.5以下	2.5超
39	ノルマルヘキサン	1	尿中の2・5-ヘキサンジオン	mg/l	2以下	2超	5以下	5超

様式第 4 号 (第31条関係)

有機溶剤等健康診断特例許可申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
		電話 ()
労働者数		
申請に係る有機溶剤業務従事労働者数		
申請に係る有機溶剤業務の概要		
許可を受けようとする理由		
申請に係る有機溶剤業務において使用する有機溶剤等の種類及び量		
申請に係る有機溶剤業務の作業方法及び作業時間		

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第5号 (第13条の3関係)

発散防止抑制措置特例実施許可申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地	
		電話 ()	
労働者数		申請に係る発散防止抑制措置が実施される作業場の有機溶剤業務従事労働者数	
申請に係る発散防止抑制措置が実施される作業場の有機溶剤業務の概要			
申請に係る発散防止抑制措置が実施される作業場において使用する有機溶剤の種類及び量	種類	消費量	
申請に係る発散防止抑制措置を講じた場合の当該作業場の有機溶剤濃度の測定年月日及び管理区分			
第13条の2第1項第1号の確認者の氏名及び略歴			
安全衛生管理体制の概要	安全衛生委員会等での審議	有 ・ 無	
	労働者の代表からの意見の聴取	有 ・ 無	
備考			

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長 殿

〔備考〕

- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 「第13条の2第1項第1号の確認者の氏名及び略歴」の欄中「略歴」にあつては、第13条の2第1項第1号イ及びロの事項を確認するのに必要な能力に関する資格、職歴、勤務年数等を記入すること。
- 申請に係る発散防止抑制措置が他の事業場により製造されたものである場合、「備考」の欄に当該事業場の名称、連絡先等を記入すること。
- この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

鉛業務一部適用除外認定申請書

事業の種類	
事業場の名称	
事業場の所在地	電話 ()
労働者数	
申請に係る鉛業務従事労働者数	
申請に係る鉛業務の概要	
申請に係る鉛業務に関する機械、器具その他の設備	

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 「申請に係る鉛業務の概要」の欄は、具体的に記入すること。
- この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

(鉛中毒予防規則の一部改正)
第六十二条 鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号)の一部を次のように改正する。
様式第一号を次のように改める。

様式第1号の2 (第23条の3関係)

発散防止抑制措置特例実施許可申請書

様式第一号の二を次のように改める。

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地	
		電話 ()	
労働者数		申請に係る発散防止抑制措置が実施される作業場の鉛業務従事労働者数	
申請に係る発散防止抑制措置が実施される作業場の鉛業務の概要			
申請に係る発散防止抑制措置が実施される作業場において使用する鉛等又は焼結鉍等の種類及び量	種類		消費量
申請に係る発散防止抑制措置を講じた場合の当該作業場の鉛の濃度の測定年月日及び管理区分			
第23条の2第1項の確認者の氏名及び略歴			
安全衛生管理体制の概要	安全衛生委員会等での審議 労働者の代表からの意見の聴取	有・無 有・無	
備考			

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長 殿

〔備考〕

- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 「第23条の2第1項の確認者の氏名及び略歴」の欄中「略歴」にあつては、第23条の2第1項第1号及び第2号の事項を確認するのに必要な能力に関する資格、職歴、勤務年数等を記入すること。
- 申請に係る発散防止抑制措置が他の事業場により製造されたものである場合、「備考」の欄に当該事業場の名称、連絡先等を記入すること。
- この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第3号(第55条関係)(表面)

鉛健康診断結果報告書

標準字体

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

8 0 3 0 3

ページ 総ページ

労働保険番号 在籍労働者数 事業場の名称 事業の種類 事業場の所在地 郵便番号 電話

対象年 7:平成 元号 年 9:令和 (月~ 月分) (報告 回目) 健診年月日 7:平成 元号 年 月 日 9:令和

健康診断実施機関の名称

健康診断実施機関の所在地 受診労働者数

鉛業務名 鉛業務コード 具体的業務内容 従事労働者数

他覚所見 実施者数 有所見者数 作業条件の調査人数

貧血検査 実施者数 有所見者数 所見のあった者の人数 (他覚所見のみを除く。)

神経学的検査 実施者数 有所見者数 医師の指示人数

血液中の鉛の量 尿中のデルタアミノレブリン酸の量 赤血球中のプロトポルフィリンの量

実施者数 1 2 3

産業医 氏名 所属機関の名称及び所在地

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿



様式第三号を次のように改める。

様式第3号(第55条関係)(裏面)

備考

- で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の(月～月分)にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 「対象年」の欄の(報告回数)は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。

- 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表1に掲げる鉛業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 「鉛業務名」の欄は、別表1を参照して、該当コードを全て記入し、()内には具体的業務内容を記載すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的業務内容のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 「分布」の欄中「血液中の鉛の量」、「尿中のデルタアミノレブリン酸の量」及び「赤血球中のプロトポルフィリンの量」については、別表2を参照して、それぞれ該当者数を記入すること。
- 「所見のあつた者の人数」の欄は、各健康診断項目の有所見者数の合計ではなく、健康診断項目のいずれかが有所見であつた者の人数を記入すること。ただし、他覚所見のみの者は含まないこと。
- 「医師の指示人数」の欄は、健康診断の結果、要医療、要精密検査等医師による指示のあつた者の数を記入すること。

別表1

コード	鉛業務の内容	コード	鉛業務の内容
01	鉛の製錬又は精錬を行う工程における焙焼、焼結、溶鉱又は鉛等若しくは焼結鉛等の取り扱いの業務(鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が50リットルを超えない作業場における450度以下の温度による鉛又は鉛合金の溶融又は鑄造の業務を除く。コード02から07まで、12及び16において同じ。)	08	鉛ライニングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破砕、溶接、溶断、切断、鋳打ち(加熱して行う鋳打ちに限る。)、加熱、圧延又は含鉛塗料のかき落しの業務
		09	鉛装置の内部における業務
02	銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行う工程における溶鉱(鉛を3パーセント以上含有する原料を取り扱うものに限る。)、当該溶鉱に連続して行う転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム(銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行う工程において生ずるものに限る。)の取扱いの業務	10	鉛装置の破砕、溶接、溶断又は切断の業務(コード09に掲げる業務を除く。)
		11	転写紙を製造する工程における鉛等の粉まき又は粉払いの業務
03	鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充填、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務	12	ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、釉薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の溶融、鑄込、粉碎、混合若しくはふるい分け又は被鉛若しくは剥鉛の業務
		13	自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務(臨時に行う業務を除く。コード14から16までにおいて同じ。)
04	電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務	14	鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉又は当該施釉を行った物の焼成の業務
05	鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品(鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。)を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鑄造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鑄込の業務	15	鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付け又は当該絵付けを行った物の焼成の業務(筆若しくはスタンプによる絵付け又は局所排気装置若しくは排気筒が設けられている焼成釜による焼成の業務で、厚生労働省令で定めるものを除く。)
06	鉛化合物(酸化鉛、水酸化鉛その他の厚生労働大臣が指定する物に限る。以下この表において同じ。)を製造する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、空冷のための攪拌、ふるい分け、か焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務	17	動力を用いて印刷する工程における活字の文選、植字又は解版の業務
		18	コード01から08まで又は10から17までに掲げる業務を行う作業場における清掃の業務
07	鉛ライニングの業務(仕上げの業務を含む。)		

別表2

検査内容	単位	分布		
		1	2	3
血液中の鉛の量	μg/100ml	20以下	20超 40以下	40超
尿中のデルタアミノレブリン酸の量	mg/l	5以下	5超 10以下	10超
赤血球中のプロトポルフィリンの量	μg/100ml赤血球	100以下	100超 250以下	250超

様式第3号(第24条関係)(表面)

四アルキル鉛健康診断結果報告書

標準字体

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

8 0 3 0 4

ページ / 総ページ

労働保険番号, 事業場の名称, 事業場の所在地, 在籍労働者数, 事業の種類, 郵便番号, 電話

対象年, 健康診断実施年月日

健康診断実施機関の名称

健康診断実施機関の所在地, 受診労働者数

四アルキル鉛等業務名, 四アルキル鉛等業務コード, 具体的業務内容, 従事労働者数

他覚所見, 実施者数, 有所見者数, 作業条件の調査人数

貧血検査, 実施者数, 有所見者数, 所見のあつた者の人数

神経学的検査, 実施者数, 有所見者数, 医師の指示人数

Table with 3 columns: 血液中の鉛の量, 尿中のデルタアミノレブリン酸の量, 赤血球中のプロトポルフィリンの量. Rows include 実施者数 and 分布 (1, 2, 3).

産業医, 氏名, 所属機関の名称及び所在地

年 月 日 事業者職氏名 労働基準監督署長殿



第六十三条 四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正 (昭和四十七年労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。 様式第三号を次のように改める。

様式第3号(第24条関係)(裏面)

備考

- 1 □□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の(月～月分)にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の(報告回数)は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表1に掲げる四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 10 「四アルキル鉛等業務名」の欄は、別表1を参照して、該当コードを全て記入し、()内には具体的業務内容を記載すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的業務内容のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 11 「分布」の欄「血液中の鉛の量」、「尿中のデルタアミノレブリン酸の量」及び「赤血球中のプロトポルフィリンの量」については、別表2を参照して、それぞれ該当者数を記入すること。
- 12 「所見のあつた者の人数」の欄は、各健康診断項目の有所見者数の合計ではなく、健康診断項目のいずれかが有所見であつた者の人数を記入すること。ただし、他覚所見のみの者は含まないこと。
- 13 「医師の指示人数」の欄は、健康診断の結果、要医療、要精密検査等医師による指示のあつた者の数を記入すること。

別表1

コード	四アルキル鉛等業務の内容
01	四アルキル鉛(四メチル鉛、四エチル鉛、一メチル・三エチル鉛、二メチル・二エチル鉛及び三メチル・一エチル鉛並びにこれらを含むアンチノック剤をいう。以下同じ。)を製造する業務(四アルキル鉛が生成する工程以後の工程に係るものに限る。)
02	四アルキル鉛をガソリンに混入する業務(四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む。)
03	コード01又は02に掲げる業務に用いる機械又は装置の修理、改造、分解、解体、破壊又は移動を行う業務(コード04に掲げる業務に該当するものを除く。)
04	四アルキル鉛及び加鉛ガソリン(四アルキル鉛を含むガソリンをいう。)(以下「四アルキル鉛等」という。))によりその内部が汚染されており、又は汚染されているおそれのあるタンクその他の設備の内部における業務
05	四アルキル鉛等を含む残さい物(廃液を含む。)を取り扱う業務
06	四アルキル鉛が入っているドラム缶その他の容器を取り扱う業務
07	四アルキル鉛を用いて研究を行う業務
08	四アルキル鉛等により汚染されており、又は汚染されているおそれのある物又は場所の汚染を除去する業務(コード02又は04に掲げる業務に該当するものを除く。)

別表2

検査内容	単位	分布			
		1	2	3	
血液中の鉛の量	μg/100ml	20以下	20超	40以下	40超
尿中のデルタアミノレブリン酸の量	mg/l	5以下	5超	10以下	10超
赤血球中のプロトポルフィリンの量	μg/100ml赤血球	100以下	100超	250以下	250超

様式第 1 号 (第 6 条関係)

特定化学物質障害予防規則一部適用除外認定申請書

事業の種類		
事業場の名称		
事業場の所在地	電話 ()	
労働者数		
申請に係る作業従事労働者数		
申請に係る第二類物質の名称及び製造量又は取扱量	名 称	
	製造量又は取扱量	/月
申請に係る作業の内容		
申請に係る作業場における第二類物質の濃度測定結果		

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請に係る作業場の見取図及び申請に係る装置の仕様書を添付すること。
- 第二類物質の濃度測定結果については、測定方法、測定回数及び測定者名をも記入すること。
- 申請に係る物質について特定化学物質障害予防規則第39条第1項の規定により行つた健康診断の結果を添付すること。
- この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

第六十四条 (特定化学物質障害予防規則の一部改正)
様式第一号を次のように改める。
(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

様式第1号の2 (第6条の3関係)

発散防止抑制措置特例実施許可申請書

様式第一号の二を次のように改める。

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地	
		電話 ()	
労働者数		申請に係る発散防止抑制措置が実施される作業場の第二類物質に係る作業の従事労働者数	
申請に係る発散防止抑制措置が実施される作業場の第二類物質に係る作業の概要			
申請に係る発散防止抑制措置が実施される作業場において使用する第二類物質の種類及び量	種類		消費量
申請に係る発散防止抑制措置を講じた場合の当該作業場の第二類物質の濃度の測定年月日及び管理区分			
第6条の2第1項の確認者の氏名及び略歴			
安全衛生管理体制の概要	安全衛生委員会等での審議 労働者の代表からの意見の聴取	有・無 有・無	
備考			

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長 殿

〔備考〕

- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 「第6条の2第1項の確認者の氏名及び略歴」の欄中「略歴」にあつては、第6条の2第1項第1号イ及びロの事項を確認するのに必要な能力に関する資格、職歴、勤務年数等を記入すること。
- 申請に係る発散防止抑制措置が他の事業場により製造されたものである場合、「備考」の欄に当該事業場の名称、連絡先等を記入すること。
- この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第3号(第41条関係)(裏面)

備考

- 1 □口□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならなくて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の(月～月分)にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄(報告 回目)は、当該年の何回目の報告かを記入すること。

- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表に掲げる特定化学物質業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 10 「特定化学物質業務の種別」の欄は、別表を参照して、該当コードを全て記入し、() 内には具体的業務内容を記入すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的業務内容並びに該当コードごとの従事労働者数等の項目のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。

別表

コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容
001	黄りんマツチを試験研究のため製造し、又は使用する業務	210	カドミウム及びその化合物(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	235	硫化水素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
002	ベンジジン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	211	クロム酸及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	236	硫酸ジメチル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
003	4-アミノジフェニル及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を試験研究のため製造し、又は使用する業務	212	クロメチルメチルエーテル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	237	ニツケル化合物(ニツケルカルボニルを除き、粉状のものに限る。)(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
004	4-ニトロジフェニル及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を試験研究のため製造し、又は使用する業務	213	五酸化バナジウム(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	238	塩素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
005	ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	214	コールタール(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	239	酸化プロピレン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
006	ペーターナフチルアミン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	215	削除	240	1・1-ジメチルヒドランジン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
007	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのり(希釈剤を含む。)の5%を超えるものを試験研究のため製造し、又は使用する業務	216	シアン化カリウム(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	241	インジウム化合物(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
008	削除	217	シアン化水素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	242	エチルベンゼン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
009	削除	218	シアン化ナトリウム(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	243	コバルト又はその化合物(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
101	ジクロロベンジジン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	219	3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	244	1・2-ジクロロプロパン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
102	アルブアーナフチルアミン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	220	臭化メチル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	245	クロロホルム(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
103	塩素化ビフェニル(別名PCB)(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	221	重クロム酸及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	246	四塩化炭素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
104	オルトトリジン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	222	水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	247	1・4-ジオキサン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
105	ジアニジン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	223	トリレンジイソシアネート(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	248	1・2-ジクロロエタン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
106	ベリリウム及びその化合物(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。合金にあつては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る。)を製造し、又は取り扱う業務	224	ニツケルカルボニル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	249	ジクロロメタン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
107	ベンゾトリクロリド(これをその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	225	ニトログリコール(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	250	ジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェイト(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
201	アクリルアミド(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	226	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	251	スチレン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
202	アクリロニトリル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	227	パラ-ニトロクロロベンゼン(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	252	1・1・2・2-テトラクロロエタン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
203	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基であるものに限る。)(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	228	二弗化水素(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	253	テトラクロロエチレン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
204	削除	229	ペーターブプロピオラクトン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	254	トリクロロエチレン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
205	エチレンイミン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	230	ベンゼン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	255	メチルイソブチルケトン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
206	塩化ビニル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	231	ベンタクロルフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	256	ナフタレン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
207	塩素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	232	マゼンタ(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	257	リフラクトリーセラミックファイバー(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
208	オーラミン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	233	マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	258	オルトトリイジン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
209	オルト-フタロジニトリル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	234	三臭化メチル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	259	三酸化二アンチモン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

様式第 4 号 (第46条関係)

製造等禁止物質 製造 輸入 使用 許可申請書

様式第四号を次のように改める。

物 質 の 名 称			
目 的			
製造若しくは使用の期間 又は 輸 入 年 月			製造 年 月 ~ 年 月
			使用 年 月 ~ 年 月
			輸入 年 月
物 質 の 数 量			
製造又は使用の概要			
従 事 労 働 者 数		製造 名	使用 名
製 造 設 備 等	建 概 家 要 の	床 面 積	m ²
		構造 (床を含む。)	
	製 造 設 備 の 概 要		(密閉式の構造、ドラフトチェンバーの内部に設置) 別添図面のとおり
	使 用 設 備 の 概 要		別添図面のとおり
保 管	製造等禁止物質を入れる容器の概要		
	製造等禁止物質を保管する場所		
保 護 具	不浸透性の保護前掛の種類別個数		
	不浸透性の保護手袋の種類別個数		
	その他の保護具の種類別個数		
試 験 研 究 機 関 の 名 称			
試 験 研 究 機 関 の 所 在 地			
試 験 研 究 機 関 の 代 表 者 職 氏 名			
参 考 事 項			

年 月 日

住 所
氏 名

労働局長殿

備考

- 1 表題中「製造」、「輸入」及び「使用」のうち該当しない文字は、抹消すること。
- 2 「建家の概要」の欄は、製造等禁止物質を製造し、又は使用する作業場所について記入すること。
- 3 「構造(床を含む。)」の欄は、鉄筋コンクリート造り、木造等の別及び床については、その材質を記入すること。
- 4 「製造設備の概要」の欄は、該当するものに○を付すること。また、主要な製造設備ごとの密閉状況及び配管の接続部を示す図面又はドラフトチェンバーの構造を示す図面を添付すること。
- 5 「製造等禁止物質を入れる容器の概要」の欄は、容器の材質及びその容量について記入すること。
- 6 「不浸透性の保護前掛の種類別個数」及び「不浸透性の保護手袋の種類別個数」の欄は、当該保護具の材質及びその個数を記入すること。
- 7 「その他の保護具の種類別個数」の欄は、防じんマスク、防毒マスク等の種類別にその個数を記入すること。
- 8 「参考事項」の欄は、定期の健康診断の実施予定月及び実施機関名並びに製造等禁止物質を輸入する場合にあつては輸入事務を代行する機関名及びその所在地を記入すること。
- 9 住所は、届出をしようとする者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 10 氏名は、届出をしようとする者が法人である場合にあつては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 11 許可申請書は、製造し、又は使用する試験研究機関の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して提出すること。

様式第 5 号 (第 49 条関係)

特定化学物質製造許可申請書

製造許可を受けようとする物質の名称	
製造しようとする事業場等の名称及び所在地	
製造しようとする事業場等の代表者の職氏名	

様式第五号を次のように改める。

年 月 日

収 入
印 紙

住 所
氏 名

厚生労働大臣 殿

備考

- 1 製造しようとする事業場等の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して提出すること。
- 2 収入印紙は、申請者において消印しないこと。
- 3 住所は、申請者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 氏名は、申請者が法人である場合にあっては、名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第8号 (第49条関係)

特定化学物質製造許可証再交付
書替申請書

様式第八号を次のように改める。

製造許可番号及び許可年月日	
製造を行う事業場等の所在地及び名称	
再交付又は書替えの理由	

年 月 日

住 所
氏 名

厚生労働大臣 殿

備考

- 1 住所は、申請者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 氏名は、申請者が法人である場合にあつては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 申請書は、製造を行う事業場等の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して提出すること。

様式第11号（第38条の17、第38条の18、第53条関係）

特別管理物質等関係記録等報告書

事業の種類	
事業場の名称	
事業場の所在地	電話 ()
製造し、又は取り扱った特別管理物質等の名称	

様式第十一号を次のように改める。

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 1 「事業の種類」の欄は日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 この報告書に記載しきれない事項については別紙に記載して添付すること。

様式第2号(第40条関係)(表面)

高気圧業務健康診断結果報告書

第六十五条 高気圧作業安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第四十号)の一部を次のように改正する。様式第二号を次のように改める。(高気圧作業安全衛生規則の一部改正)

80306

標準字体

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

労働保険番号	<input type="text"/>	在籍労働者数	人
事業場の名称	<input type="text"/>		事業の種類
事業場の所在地	郵便番号() 電話()		

対象年	7:平成 元号 年 9:令和 → <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (月~ 月分) (報告 回目)	健診年月日	7:平成 元号 年 月 日 9:令和 → <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
健康診断実施機関の名称	<input type="text"/>				
健康診断実施機関の所在地	<input type="text"/>		精密健康診断 年 月 日		
項目	高気圧業務の種別	高気圧業務コード 具体的業務内容 <input type="text"/> <input type="text"/> ()	高気圧業務コード 具体的業務内容 <input type="text"/> <input type="text"/> ()		
	従事労働者数	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人		
	受診労働者数	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人		
	上記のうち精密健康診断を要するとされた者の数	人	人		
	精密健康診断実施者数	人	人		
高気圧業務による有所見者数	高気圧業務への就業を禁止された者	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人		
	その他	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人		
検査項目別内訳		実施者数	有所見者数	実施者数	有所見者数
	自覚症状又は他覚症状	人	人	人	人
	骨 関 節	人	人	人	人
	聴 器	人	人	人	人
	循 環 器	人	人	人	人
	呼 吸 器	人	人	人	人
	尿	人	人	人	人

産業医	氏名 所属機関の名称及び所在地
-----	--------------------

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿



様式第2号(第40条関係)(裏面)

備考

- 1 □□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の(月～月分)にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の(報告回数)は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表に掲げる高気圧業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 10 「高気圧業務の種別」の欄は、別表を参照して、該当コードを全て記入し、()内には具体的業務内容を記載すること。
- 11 「高気圧業務による有所見者数」の欄の高気圧業務への就業を禁止された者は、高気圧作業安全衛生規則第41条の規定により高気圧業務に従事させてはならない労働者の数を記入すること。

別表

コード	高 気 圧 業 務 の 内 容
10	高圧室内作業(潜函 ^{かん} 工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業に限る。)に係る業務
20	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務

様式第1号 (第41条の14関係)

事故由来廃棄物等処分業務に係る作業届

(電離放射線障害防止規則の一部改正)
第六十六条 電離放射線障害防止規則(昭和四十七年労働省令第四十一号)の一部を次のように改正する。
様式第一号を次のように改める。

事業場の名称			事業場の所在地	電話 ()	
工事の名称					
施設又は設備の名称			施設又は設備の所有者	電話 ()	
作業の概要	発注者	電話 ()			
	作業場の所在地				
	作業の期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
	作業責任者の氏名			作業を行う場所の線量当量率 (μ Sv / h)	
	作業区分	1 事故由来廃棄物等に汚染された設備の分解作業 2 事故由来廃棄物等に汚染された設備の内部への立入作業 3 実効線量が1週間につき1mSvを超えるおそれのある作業			
関係請負人一覧及び労働者数の概数			人		人
			人		人
			人		人
			人		人
			人		人

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長 殿

備考

- 1 本届は、施設又は設備単位で届け出ることを原則とすること。
- 2 「施設又は設備の所有者」の欄には、事業者と所有者が異なる場合に、所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号を記入すること。
- 3 「発注者」の欄には、発注者の氏名又は名称、住所及び電話番号を記入すること。
- 4 「作業場の所在地」の欄には、作業を行う範囲を具体的に記入すること。配置図等を用いる場合には別添として添付すること。
- 5 「作業を行う場所の線量当量率」の欄には、あらかじめ把握した作業を行う場所の線量当量率を記入すること。作業箇所ごとに線量当量率が異なる場合は、作業箇所ごとの線量当量率の一覧を別添として添付すること。
- 6 「作業区分」の欄には、該当する番号に丸印を付すること。
- 7 「関係請負人一覧及び労働者数の概数」の欄には、関係請負人ごとの名称と、当該作業に従事する労働者数を記入すること。欄が不足する場合には、別添として添付すること。

様式第2号(第58条関係)(表面)

様式第二号を次のように改める。

電離放射線健康診断結果報告書

標準字体

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

帳票種別	80307		労働保険番号			都道府県	所管	年齢番号	扶番号	被-括事業場番号						
対象年	7:平成 9:令和	元号	年	(月~月分)	(報告回数)	健診年月日	7:平成 9:令和	元号	年	月	日					
事業の種類						事業場の名称										
事業場の所在地	郵便番号()					電話()										
健康診断実施機関の名称及び所在地						在籍労働者数			人							
従事労働者数	男	女	計		線源の種類	線源コード	線源コード	線源コード								
	人	人	人	人												
有所見者数 (受診所見の内訳は裏面に記入すること。)	男	女	計		線源の種類	具体的内容										
	人	人	人	人												
受診労働者数	実効線量による区分			眼の水晶体の等価線量による区分			皮膚の等価線量による区分									
	1	5ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人	45ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人	150ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人
		計	人	人	人	計		人	人	計	人		人			
	2	5ミリシーベルトを超え20ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人	45ミリシーベルトを超え150ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人	150ミリシーベルトを超え500ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人
計		人	人	人	計	人		人	計	人	人					
3	20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人	150ミリシーベルトを超える者	男	人	女	人	500ミリシーベルトを超える者	男	人	女	人	
	計	人	人	人	計		人	人	計	人		人				
4	50ミリシーベルトを超える者	男	人	女	人											
	計	人	人	人												

ページ / 総ページ

□ / □

産 業 医

氏 名

所属機関の名称及び所在地

年 月 日 事業者職氏名



労働基準監督署長殿

様式第2号(第58条関係)(裏面)

受診所見の内訳

項 目		実施者数	有所見者数
白血球数	男	人	人
	女	人	人
白血球百分率	男	人	人
	女	人	人
赤血球数	男	人	人
	女	人	人
血色素量	男	人	人
	女	人	人

項 目		実施者数	有所見者数
ヘマトクリット値	男	人	人
	女	人	人
眼	男	人	人
	女	人	人
皮膚	男	人	人
	女	人	人

備考

- で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の(月～月分)にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 「対象年」の欄(報告回数)は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。

- 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は放射線業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 「有所見者数」の欄は、各健康診断項目の有所見者の合計ではなく、健康診断項目のいずれかが有所見であった者の人数を記入すること。
- 「線源の種類」の欄は、別表を参照して、該当コードを全て記入し、()内には具体的内容(種類別)を記載すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的内容のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 線量による区分は、今回の健康診断を行った日の属する年の前年一年間に受けた線量によって行うこと。

別表

コード	線源
10	医療用のエックス線装置
11	工業用等のエックス線装置で撮影用のもの
12	工業用等のエックス線装置で透視用のもの
13	工業用等のエックス線装置で分析用のもの
14	工業用等のエックス線装置でその他のもの
15	荷電粒子を加速する装置
16	製造工程中のエックス線管
17	製造工程中のケントロン
18	医療用のガンマ線照射装置
19	工業用等のガンマ線照射装置
20	ガンマ線照射装置以外の放射性物質を装備している機器
21	放射性物質
22	原子炉
23	坑内におけるラドンガス

様式第2号の2 (第58条関係) (表面)

様式第二号の二を次のように改める。

標準字体

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

緊急時電離放射線健康診断結果報告書

帳票種別	8 0 3 1 4				労働保険番号	都道府県 所管 管轄				登録番号				枝番号		被一括事業場番号				
対象年	7:平成 9:令和	元号	年	(月分) (報告 回目)	健診年月日	7:平成 9:令和	元号	年	月	日	[数字] 1~3年は右									
事業の種類											事業場の名称									
事業場の所在地	郵便番号 ()										電話 ()									
健康診断実施機関の名称											在籍労働者数		人							
健康診断実施機関の所在地																				
緊急作業従事労働者数	男		女		計		有所見者数				男		女		計					
	人		人		[] [] [] [] 人						人		人		[] [] [] [] 人					
作業の場所																				
健康診断項目	実施者数				有所見者数				ヘマトクリット値	実施者数				有所見者数						
	白血球数	男	人	女	人	男	人	女		人	男	人	女	人	男	人	女	人		
	計	[] [] [] [] 人		計		[] [] [] [] 人		計	[] [] [] [] 人		計		[] [] [] [] 人							
	白血球百分率	男	人	女	人	男	人	女	人	甲状腺	男	人	女	人	男	人	女	人		
	計	[] [] [] [] 人		計		[] [] [] [] 人		計	[] [] [] [] 人		計		[] [] [] [] 人							
	赤血球数	男	人	女	人	男	人	女	人	眼	男	人	女	人	男	人	女	人		
	計	[] [] [] [] 人		計		[] [] [] [] 人		計	[] [] [] [] 人		計		[] [] [] [] 人							
	血色素量	男	人	女	人	男	人	女	人	皮膚	男	人	女	人	男	人	女	人		
計	[] [] [] [] 人		計		[] [] [] [] 人		計	[] [] [] [] 人			計		[] [] [] [] 人							

折り曲げる場合は()の所を谷に折り曲げる()

ページ 総ページ

[] / []

氏 名

産業医 所属機関の名称及び所在地

年 月 日

事業者職氏名



労働基準監督署長殿

様式第2号の2 (第58条関係) (裏面)

実効線量による区分			
項 目		実 施 者 数	有 所 見 者 数
5ミリシーベルト以下の者	男	人	人
	女	人	人
5ミリシーベルトを超え20ミリシーベルト以下の者	男	人	人
	女	人	人
20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者	男	人	人
	女	人	人
50ミリシーベルトを超え100ミリシーベルト以下の者	男	人	人
	女	人	人
100ミリシーベルトを超え150ミリシーベルト以下の者	男	人	人
	女	人	人
150ミリシーベルトを超え200ミリシーベルト以下の者	男	人	人
	女	人	人
200ミリシーベルトを超え250ミリシーベルト以下の者	男	人	人
	女	人	人
250ミリシーベルトを超える者	男	人	人
	女	人	人

眼の水晶体の等価線量による区分			
項 目		実 施 者 数	有 所 見 者 数
90ミリシーベルト以下の者	男	人	人
	女	人	人
90ミリシーベルトを超え300ミリシーベルト以下の者	男	人	人
	女	人	人
300ミリシーベルトを超える者	男	人	人
	女	人	人
皮膚の等価線量による区分			
項 目		実 施 者 数	有 所 見 者 数
300ミリシーベルト以下の者	男	人	人
	女	人	人
300ミリシーベルトを超え1000ミリシーベルト以下の者	男	人	人
	女	人	人
1000ミリシーベルトを超える者	男	人	人
	女	人	人

備 考

- で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 記入すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとすること。
- 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記入すること。
- 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 健診年月日は、報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 「対象年」の欄（報告 回目）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 「在籍労働者数」、「緊急作業従事労働者数」及び「実施者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「緊急作業従事労働者数」は緊急作業に従事した労働者数をそれぞれ記入すること。
- 「有所見者数」の欄は、各健康診断項目の有所見者の合計ではなく、健康診断項目のいずれかが有所見であった者の人数を記入すること。
- 「作業の場所」の欄は、報告対象とした労働者が従事した施設名を記入すること。
- 線量による区分は、今回の健康診断を行った日の属する月の前月一月間に受けた線量によって行うこと。

様式第 4 号 (第 59 条の 3 関係)

緊急作業実施状況報告書 (外部線量・旬報)

様式第四号から様式第六号までを次のように改める。

事業場の名称 所在地				(電話)
在籍労働者数	人	緊急作業 従事者数		人	
施設名					
関係請負人一覧 及び緊急作業従 事者数の概数		人		人	
		人		人	
		人		人	
		人		人	
		人		人	
対象期間	平成 令和	年	月	日	～ 平成 令和
外部線量区分	対象期間の 緊急作業従事者数		平成 令和	年	月
				日	以降の累積の 緊急作業従事者数
50mSv を超え 100mSv 以下	人				人
100mSv を超え 150mSv 以下	人				人
150mSv を超え 200mSv 以下	人				人
200mSv を超え 250mSv 以下	人				人
250mSv を超えるもの	人				人
合 計					
平均外部線量 (mSv)					
最高外部線量 (mSv)					

令和 年 月 日

事業者職氏名

厚生労働大臣 殿

【備考】

- 1 本報告は、緊急作業に従事する労働者のうち、当該緊急作業で受けた外部線量が 1 年間につき

50mSv を超えるものについて、10 日ごとの外部線量について行うこと。

- 2 「関係請負人一覧及び緊急作業従事者数の概数」の欄には、関係請負人ごとの名称及び緊急作業に従事する労働者数を記入すること。欄が不足する場合には、別添として添付すること。
- 3 「対象期間」の欄には、緊急作業に従事する間、10 日分を対象期間とすること（提出は、当該対象期間の最後の日から 5 日を経過する日まで）。
- 4 「平成 年 月 日以降の累積の緊急作業従事者数」の欄の日付の空白部分には、当該緊急作業を開始した日を記入すること。また、同欄には、同日から対象期間の末日までの当該緊急作業に従事した労働者の累積数を記入すること。

様式第 5 号 (第 59 条の 3 関係)

緊急作業実施状況報告書 (実効線量・月報)

事業場の名称 所在地	(電話)		
在籍労働者数	人	緊急作業 従事者数	人
施設名			
関係請負人一覧 及び緊急作業従 事者数の概数		人	人
		人	人
		人	人
		人	人
		人	人
対象期間	令和 年 月分		
実効線量区分	対象期間の 緊急作業従事者数	平成 令和	年 月 日 以降の累積の 緊急作業従事者数
5 mSv 以下	人		人
5 mSv を超え 20mSv 以下	人		人
20mSv を超え 50mSv 以下	人		人
50mSv を超え 100mSv 以下	人		人
100mSv を超え 150mSv 以下	人		人
150mSv を超え 200mSv 以下	人		人
200mSv を超え 250mSv 以下	人		人
250mSv を超えるもの	人		人
合 計			
平均実効線量 (mSv)			
最高実効線量 (mSv)			

令和 年 月 日

事業者職氏名

厚生労働大臣 殿

【備考】

- 1 本報告は、緊急作業に従事する労働者について、1 か月ごとの実効線量について行うこと。
- 2 「関係請負人一覧及び緊急作業従事者数の概数」の欄には、関係請負人ごとの名称及び緊急作業に従事する労働者数を記入すること。欄が不足する場合には、別添として添付すること。
- 3 「対象期間」の欄は、緊急作業に従事する間、1 か月分を対象期間とすること（提出は、当該対象期間とする月の翌月末日まで）。
- 4 「平成
令和 年 月 日以降の累積の緊急作業従事者数」の欄の日付の空白部分には、当該緊急作業を開始した日を記入すること。また、同欄には、同日から対象期間の末日までの当該緊急作業に従事した労働者の累積数を記入すること。

様式第 6 号 (第 61 条関係)

ガンマ線透過写真撮影作業届

事業場の名称			事業場の所在地	電話 ()			
使用する透過写真撮影用ガンマ線照射装置の概要	製造者の氏名又は名称		型式及び製造番号	放射線源送し装置	有無	台数	
	所有者	電話 ()					
	収納されている放射性物質の種類			収納されている放射性物質の数量	ベクレル		
透過写真の撮影の作業の概要	注文者	電話 ()					
	作業場の所在地						
	作業の期間	年 月 日		～	年 月 日		
	作業人数	人	作業主任者の氏名		作業主任者の免許番号		
	被撮影物						
放射線障害防止のための措置の概要							

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 「放射線源送し装置」の欄には、該当するものに○印を付すること。
- 「所有者」の欄には、事業者と所有者が異なる場合に、所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号を記入すること。
- 「収納されている放射性物質の数量」の欄には、この届を提出する際の数量を記入すること。
- 「注文者」の欄には、注文者の氏名又は名称、住所及び電話番号を記入すること。
- 「被撮影物」の欄には被撮影物の種類、形状、大きさ、数量等を、「放射線障害防止のための措置の概要」の欄には放射線障害防止のために講ずる措置を具体的に記入すること。

(労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正)
 第六十七条 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和四十七年労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	改 正 前
	(業務規程)		(業務規程)
	第一条の六 (略)		第一条の六 (略)
	2 登録製造時等検査機関の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。		2 登録製造時等検査機関の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。
	一 一四 (略)		一 一四 (略)
	五 製造時等検査に合格した第一条の三の申請に係る特定機械等(第一条の八の五及び第一条の九において「製造時等検査対象機械等」という。)についての刻印に関する事項		五 製造時等検査に合格した第一条の三の申請に係る特定機械等(第一条の八の五及び第一条の九において「製造時等検査対象機械等」という。)についての刻印及び製造時等検査済の印の押印に関する事項
	六 一四 (略)		六 一四 (略)
	3 (略)		3 (略)
	(業務規程)		(業務規程)
	第十五条 (略)		第十五条 (略)
	2 登録個別検定機関の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。		2 登録個別検定機関の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。
	一 一四 (略)		一 一四 (略)
	五 個別検定に合格した第十二条の申請に係る第十一条各号に掲げる機械等(第十八条において「個別検定対象機械等」という。)についての刻印又は刻印を押した銘板に関する事項		五 個別検定に合格した第十二条の申請に係る第十一条各号に掲げる機械等(第十八条において「個別検定対象機械等」という。)についての合格の印の押印及び刻印又は刻印を押した銘板に関する事項
	六 一四 (略)		六 一四 (略)
	3 (略)		3 (略)

様式第1号の5（第1条の2の2の5、第1条の2の6、第1条の2の44の7、第1条の5の2、第5条の2、第14条の2、第19条の6の2、第19条の24の2の6、第19条の24の7、第19条の24の22、第19条の24の37、第22条の2、第25条の9、第58条関係）

登録〔 〕 機関登録事項変更届出書

登 録 番 号		
届出者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名		
届 出 者 の 住 所		電 話 ()
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 し よ う と す る 年 月 日		
変 更 の 理 由		

年 月 日

届出者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 1 表題には、「衛生工学衛生管理者講習」、「安全衛生推進者等養成講習」、「適合性証明」、「製造時等検査」、「性能検査」、「個別検定」、「型式検定」、「検査業者検査員研修」、「校正」、「発破実技講習」、「ボイラー実技講習」、「教習」、「コンサルタント講習」及び「計画作成参画者研修」のうち、該当する文字を記入すること。
- 2 この届出書は、登録適合性証明機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録検査業者検査員研修機関、登録校正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。
- 3 法人の代表者の氏名を変更する場合にあっては、変更後の代表者の略歴を記載した書面を添付すること。
- 4 この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第一号から様式第一号の四までの様式中「㊟」を削る。
様式第一号の五から様式第四号までを次のように改める。

様式第2号(第1条の2の2の6、第1条の2の7、第1条の2の44の8、第1条の6、第6条、第15条、第19条の7、第19条の24の2の7、第19条の24の8、第19条の24の23、第19条の24の38、第23条、第25条の10、第59条関係)

業務規程届出書

登 録 番 号	
届 出 者 の 氏 名 又 は 名 称	
届 出 者 の 住 所	電話 ()
業 務 開 始 予 定 年 月 日	

年 月 日

届出者

厚生労働大臣
都道府県労働局長 殿

備考

この届出書は、登録適合性証明機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあつては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあつては都道府県労働局長に提出すること。

様式第 3 号 (第 1 条の 2 の 2 の 6、第 1 条の 2 の 7、第 1 条の 2 の 44 の 8、第 1 条の 6、第 6 条、第 15 条、第 19 条の 7、第 19 条の 24 の 2 の 7、第 19 条の 24 の 8、第 19 条の 24 の 23、第 19 条の 24 の 38、第 23 条、第 25 条の 10、第 59 条関係)

業 務 規 程 変 更 届 出 書

登 録 番 号		
届出者の氏名又は名称		
届 出 者 の 住 所	電 話 ()	
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変更しようとする年月日		
変 更 の 理 由		

年 月 日

届出者

厚生労働大臣
都道府県労働局長 殿

備考

- この届出書は、登録適合性証明機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。
- この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第4号(第1条の2の2の7、第1条の2の8、第1条の2の44の9、第1条の7、第7条、第16条、第19条の8、第19条の24の2の8、第19条の24の9、第19条の24の24、第19条の24の39、第23条の2、第25条の11、第60条関係)

() 業務休廃止届出書

1	登 録 番 号	
2	届出者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
3	届出者の住所	電話 ()
4	(休止・廃止)しようとする業務の範囲	
5	(休止・廃止)年月日	
6	休 止 の 期 間	
7	(休止・廃止)の理由	

年 月 日

届出者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 表題には、「衛生工学衛生管理者講習」、「安全衛生推進者等養成講習」、「適合性証明」、「製造時等検査」、「性能検査」、「個別検定」、「型式検定」、「検査業者検査員研修」、「較正」、「発破実技講習」、「ボイラー実技講習」、「教習」、「コンサルタント講習」及び「計画作成参画者研修」のうち、該当する文字を記入すること。
- この届出書は、登録適合性証明機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。
- 4、5及び7の欄中()内は、該当しない文字を抹消すること。

様式第 4 号の 3 (第 1 条の 2 の 44 の 6 関係)

適合性証明申請書

1	製 造 者 の 名 称	
2	製 造 者 の 住 所	電話 ()
3	品 名 及 び 型 式	
4	適 用 し た 規 格 等	
5	用 途 及 び 仕 様	
6	使 用 条 件	

殿

年 月 日

申請者

備考

- 1 本申請書には、ボイラー及び圧力容器安全規則第25条第2項に規定する厚生労働大臣の定める技術上の指針（以下「技術指針」という。）への適合性を明らかにする書面を添付すること。
- 2 適用した規格等の欄には、証明に当たって適用した技術指針以外の日本産業規格又は国際規格等の名称を記載すること。
- 3 用途及び仕様の欄には、証明対象機器の用途に加え、当該機器が適合する安全度水準（日本産業規格C0508）並びにカテゴリー及びパフォーマンスレベル（日本産業規格B9705）を記載すること。

様式第四号の二中「㊟」を削る。
様式第四号の三から様式第四号の五までを次のように改める。

様式第4号の4 (第1条の2の44の6関係)

適合証明書

1	証明書番号		2	証明年月日	年 月 日
3	製造者の名称				
4	製造者の住所	電話 ()			
5	品名及び型式				
6	適用した規格等				
7	用途及び仕様				
8	使用条件				
9	証明書の期限の末日				

年 月 日

殿

適合性証明機関

備考

- 1 適用した規格等の欄には、証明に当たって適用した技術指針以外の日本産業規格又は国際規格等の名称を記載すること。
- 2 用途及び仕様の欄については、証明対象機器の用途に加え、当該機器が適合する安全度水準（日本産業規格C0508）並びにカテゴリー及びパフォーマンスレベル（日本産業規格B9705）を記載すること。

様式第 4 号の 5 (第 1 条の 2 の 44 の 6 関係)

適合性証明実施結果報告書

登録番号		登録年月日		年月日	
報告者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名					
報告者の住所					
報告対象期間	年	月	日から	年	月
適合性証明を実施した適合自動制御装置の詳細	別添一覧表のとおり。				

年 月 日

報告者

厚生労働大臣 殿

備考

適合性証明を実施した適合自動制御装置の詳細に係る別添一覧表には、適合性証明を実施した適合自動制御装置の製造者の氏名又は名称、品名、型式、用途及び仕様、証明書番号並びに証明年月日を記入すること。

様式第6号の2 (第1条の8の5関係)

製造時等検査結果報告書

1	申請者	氏名			
		住所			
2	特定機械等の区分				
3	製造時等検査の種類		(構造検査・溶接検査・使用検査)		
4	型	式	性能		
5	検査結果の概要				
6	構造検査、使用検査 又は溶接検査の刻印				
7	備考				

年 月 日

報告者

都道府県労働局長 殿

備考

- 2の欄には、第1条の2の45による区分を記入すること。
- 3の欄中()内は、該当しない文字を抹消すること。
- 4の「性能」の欄には、ボイラーにあつては最高使用圧力及び伝熱面積、第一種圧力容器にあつては最高使用圧力及び内容積を記入すること。
- 6の欄には、構造検査又は使用検査に係る報告書にあつてはボイラー及び圧力容器安全規則様式第4号による刻印番号、溶接検査に係る報告書にあつては同令様式第9号による刻印を記入すること。
- 7の欄には、検査証を交付した場合における検査証番号その他参考となる事項を記入すること。
- 実施した製造時等検査に係る申請書(ボイラー及び圧力容器安全規則様式第2号、同令様式第7号又は同令様式第13号)及び明細書(同令様式第3号、同令様式第8号又は同令様式第23号)を添付すること。

様式第五号及び様式第六号中「㊟」を削る。
様式第六号の二を次のように改める。

様式第六号の三を次のように改める。

様式第6号の3 (第1条の15関係)

証明書作成実施結果報告書

指 定 番 号	指 定 年 月 日	年 月 日
報告者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名		
報告者の住所		電話 ()
報告対象期間	年 月 日から 年 月 日まで	
基準等適合証明書を作成した機械等の詳細	別添一覧表のとおり。	

年 月 日

厚生労働大臣殿

報告者

備考

基準等適合証明書を作成した機械等の詳細に係る別添一覧表には、基準等適合証明書を作成した機械等の区分、型式、性能、証明書番号及び証明年月日を記入すること。

様式第7号の2 (第19条の14関係)

検査業者登録申請書

1	氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	
2	業 務 開 始 予 定 日 年 月	
3	住 所	郵便番号 () 電話 ()
4	登録を受けようとする機械等の種類	
5	労働安全衛生法第54条の4の厚生労働省令で定める資格を有する者の数	
6	特定自主検査の業務に使用する検査機器	
7	特定自主検査の業務を行うための事務所の所在地	

年 月 日

申請者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 1 事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出すること。ただし、事務所が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる場合には、厚生労働大臣に提出すること。
- 2 1欄、3欄及び5欄から7欄までに記入した事実を証する書面並びに特定自主検査の業務に関する規程を添付すること。
- 3 登録の申請を行う場合には、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けること。

様式第七号中「㊟」を削る。
様式第七号の二を次のように改める。

様式第 7 号の 4 (第 19 条の 17 関係)

検査業者登録事項等変更申請書

登 録 番 号		登録年月日
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 の 理 由		

令和 年 月 日

申請者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

氏名若しくは名称又は住所の変更の場合には、登録証及び書換えの理由を証する書面を添付すること。第 19 条の 13 第 2 号に掲げる事項（法人の代表者の氏名）の変更の場合には、変更事項を証する書面を添付すること。

様式第七号の四から様式第七号の七までを次のように改める。

様式第7号の5 (第19条の18関係)

検査業者登録証再交付申請書

登録番号		登録年月日	
氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名			
住所	郵便番号 ()	電話 ()	
再交付を受けようとする理由	1 登録証の損傷	2 登録証の滅失	

令和 年 月 日

申請者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 「再交付を受けようとする理由」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 登録証の損傷による再交付の申請の場合には、登録証を添付すること。
- 登録証の滅失による再交付の申請の場合には、その事実を記載した書面を添付すること。

様式第 7 号の 6 (第 19 条の 21 関係)

特定自主検査実施状況報告書

登 録 番 号		登録年月日	
氏名又は名称及び法人に あつては、その代表者の 氏名			
住 所	郵便番号 ()	電話 ()	
機 械 等 の 種 類	特定自主検査を実施す る者の数	特定自主検査を行っ た機械等の数	

令和 年 月 日

報告者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 1 「機械等の種類」の欄には、特定自主検査を行うことができる機械等の種類を記入すること。
- 2 「特定自主検査を実施する者の数」の欄には、労働安全衛生法第 54 条の 4 の厚生労働省令で定める資格を有する者の 4 月 1 日現在の数を記入すること。
- 3 「特定自主検査を行った機械等の数」の欄には、前年の 4 月 1 日から本年の 3 月 31 日までの間に特定自主検査を行った機械等の数を記入すること。

様式第7号の7 (第19条の23関係)

検査業者承継届出及び登録事項変更等申請書

承継者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
承 継 者 の 住 所	
承 継 年 月 日	年 月 日
承 継 の 理 由	1 事業の全部譲渡 2 相続 3 合併 4 分割
特定自主検査の業務を行うための事務所の所在地	
特定自主検査を行うことができる機械等の種類	1 動力プレス 2 フォークリフト 3 車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用) 4 車両系建設機械 (基礎工事用) 5 車両系建設機械 (締固め用) 6 車両系建設機械 (コンクリート打設用) 7 不整地運搬車 8 高所作業車
被承継者の登録番号	
被承継者の登録年月日	
被承継者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
被 承 継 者 の 住 所	
被承継者に関する登録証の添付の有無	1 有 2 無

令和 年 月 日

申請者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 「承継の理由」、「特定自主検査を行うことができる機械等の種類」及び「被承継者に関する登録証の添付の有無」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 承継の理由を証する書面を添付すること。

様式第八号及び様式第九号中「㊟」を削る。
 (機械等検定期則の一部改正)
 第六十八条 機械等検定期則(昭和四十七年労働省令第四十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

様式第1号(1) (第1条関係)

ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置（電氣的制動方式）個別検定申請書

型 式 の 名 称	
構造及び作用の概要	
製造者の氏名及び住所	
個別検定希望地	
受 検 希 望 日	年 月 日

年 月 日

住 所
申請者
氏 名



殿

備考

- 「型式の名称」の欄は、製造し、又は販売する場合に用いる名称を記入すること。
- 厚生労働大臣に申請するときは、収入印紙を貼付し、この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第1号(1)を次のように改める。

<p>第四条 (明細書の交付) 個別検定実施者は、個別検定に合格した機械等について、第一条第一項第二号の明細書を個別検定申請者に交付する。</p>	<p>改 正 後</p>
<p>第四条 (個別検定合格印) 個別検定実施者は、個別検定に合格した機械等について、第一条第一項第二号の明細書に様式第三号による合格の印を押して個別検定申請者に交付する。</p>	<p>改 正 前</p>

(傍線部分は改正部分)

様式第1号(3) (第1条関係)

第二種圧力容器
 小型ボイラー 個別検定申請書
 小型圧力容器

様式第一号(三)を次のように改める。

種 類		型 式 の 名 称	
最高使用圧力又は使用圧力	MPa	内容積又は伝熱面積	m ³ m ²
胴の最大内径	mm	胴 の 長 さ	mm
製造者の氏名及び住所			
個別検定希望地			
受 検 希 望 日	年 月 日		

年 月 日

収 入
 印 紙

住 所
 申請者 氏 名

殿

備考

- 表題中「第二種圧力容器」、「小型ボイラー」及び「小型圧力容器」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 「最高使用圧力又は使用圧力」及び「内容積又は伝熱面積」の欄は、第二種圧力容器にあつては最高使用圧力及び内容積を、小型ボイラーにあつては使用圧力及び伝熱面積を、小型圧力容器にあつては使用圧力及び内容積をそれぞれ記入するものとし、容器又はボイラーに圧力の異なる部分があるときは、それぞれについて記入すること。
- 都道府県労働局長に申請するときは、収入印紙を貼付し、この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第 2 号(1) (第 1 条関係)

ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置（電氣的制動方式）明細書

様式第二号（一）を次のように改める。

個別検定申請者の氏名及び住所			
製造者の氏名及び住所			
型式の名称			
制 動 ト ル ク	Nm		
フライホイール効果 (GD ²) (電動機軸換算値)	Nm ²		
電動機の定格出力	KW		
電動機と減速機との接続方法			
製 造 年 月	年 月		
ロール機の名称及び用途	ロ ー ル の 寸 法		
前部ロールの回転数及び表面速度	rps m / s	後部ロールの回転数及び表面速度	rps m / s
減速機の型式及び減速比			
操作部の種類、位置、構造及び個数			
主要な電気機器の仕様			
※個別検定実施の場所			
※作動試験停止距離	※個別検定年月日		
※個別検定者の所属及び氏名			

備考

- 1 「ロールの寸法」の欄は、(前部ロールの直径) × (後部ロールの直径) × (ロールの長さ) のように記入すること。
- 2 「主要な電気機器の仕様」の欄は、操作盤、電磁開閉器、制御用電磁継電器、操作用スイッチ等の仕様を記入し、性能に関する説明書又はカタログを添付すること。
- 3 ※印を付してある欄は、申請者において記入しないこと。
- 4 制動トルク計算書及びGD²計算書を添付すること。

様式第2号(3) (第1条関係)

第二種圧力容器明細書

個別検定申請者の氏名及び住所					
製造者の氏名及び住所					
種 類					
型 式 の 名 称					
最高使用圧力		MPa			
内 容 積		m ³			
製 造 年 月		年 月			
胴	材 料	最 大 内 径	長 さ	板 の 厚 さ	
		mm	mm	mm	
鏡板	材 料	形 状	すみの丸みの内半径	板 の 厚 さ	
			mm	mm	
胴の長手継手の種類及び効率					
マンホール、掃除穴又は検査穴	種 類	大 き さ		安全弁又はこれに代わる安全装置	
		mm	mm		
		mm	mm		
		mm	mm		
※個別検定実施の場所					
※水圧試験圧力				※個別検定年月日	
※個別検定者の所属及び氏名					
参 考 事 項					

備考

- ※印を付してある欄は、申請者において記入しないこと。
- 「参考事項」の欄は、溶接効率を高くとつた場合の条件を記入すること。
- 「安全弁又はこれに代わる安全装置」の欄は、名称並びに構造及び機能の概要を記入すること。

様式第二号(三)から様式第二号(五)までを次のように改める。

様式第 2 号(4) (甲) (第 1 条関係)

小型ボイラー明細書 (小型鋼製ボイラー)

個別検定申請者の氏名及び住所					
製造者の氏名及び住所					
種 類					
使 用 圧 力		MPa			
最 大 蒸 発 量		kg/hr			
製 造 年 月		年 月			
小 型 ボ イ ラー の 構 造	伝 熱 面 積	m ²			
	火 格 子 面 積	m ²			
	洞	材 料	最 大 内 径		
			mm		
長 さ		板 の 厚 さ			
	mm		mm		
鏡板又は管板	材 料	形 状	すみの丸みの内半径	板 の 厚 さ	
			mm	mm	
炉筒又は火室	材 料	形 状	最 大 内 径	板 の 厚 さ	
			mm	mm	
ス テ ー	種 類	材 料	径 (ガセットステーにあつては、板の厚さ)	洞、鏡板等との取付方法	
			mm		
			mm		
	洞の長手継手の種類及び効率				
マンホール、 掃除穴又は検査穴	種 類	大 き さ		数	
	マ ン ホ ール	mm × mm			
	掃 除 穴	mm × mm			
	検 査 穴	mm			
水管又は煙管	種 類	材 料	外 径	厚 さ	

				mm	mm
管 寄 せ	材 料	形 式	内径（内法）又は外径		穴がある側の厚さ
				mm	mm
安全弁又は逃がし弁	種 類	形 式	呼 び 径		個 数
				mm	
				mm	
水面測定装置	種 類	個 数	ガラス管の内径		
				mm	
				mm	
※ 個別検定実施の場所					
※ 水圧試験圧力	MPa	※個別検定年月日	年 月 日		
※ 個別検定者の所属及び氏名					
参 考 事 項					

備考

- 1 「胴の長手継手の種類及び効率」の欄は、管穴があるときは、管穴部の効率を併記すること。
- 2 「安全弁又は逃がし弁」の欄の「種類」の項には、ばね安全弁、おもり安全弁等の別を、同欄の「形式」の項には、低揚程式、高揚程式等の別を記入すること。
- 3 ※印を付してある欄は、申請者において記入しないこと。

様式第 2 号(4) (乙) (第 1 条関係)

小型ボイラー明細書 (小型貫流ボイラー)

個別検定申請者の氏名及び住所					
製造者の氏名及び住所					
種 類					
使 用 圧 力		MPa			
最 大 蒸 発 量		kg/hr			
製 造 年 月		年 月			
小 型 ボ イ ー ラ ー の 構 造	伝 熱 面 積	m ²			
	水 管	材 料	外 径		
			mm		
		厚 さ	周 継 手 の 方 法		
			mm		
	管 寄 せ	材 料	内径又は内法	穴のある側の厚さ	継 手 の 方 法
			mm	mm	
	気水分離器	材 料	胴 の 内 径	胴 の 長 さ	胴 板 の 厚 さ
			mm	mm	mm
	過 熱 器	形 式	材 料	過熱管の外径	過 熱 管 の 厚 さ
				mm	mm
	節 炭 器	形 式	材 料	節炭器用管の外径 (鑄鉄管にあつては、内径)	節炭器用管の厚さ
			mm	mm	

	種 類	形 式	呼 び 径	個 数
安全弁又は逃がし弁			mm	
			mm	
	自動制御装置の概要			
※	個別検定実施の場所			
※	水圧試験圧力	MPa	※個別検定年月日	年 月 日
※	個別検定者の所属及び氏名			
参 考 事 項				

備考

- 「安全弁又は逃がし弁」の欄の「種類」の項には、ばね安全弁、おもり安全弁等の別を、「形式」の項には、低揚程式、高揚程式等の別を記入すること。
- ※印を付してある欄は、申請者において記入しないこと。

様式第2号(4) (丙) (第1条関係)

小型ボイラー明細書 (小型鋳鉄製ボイラー)

個別検定申請者の氏名及び住所						
製造者の氏名及び住所						
形 式						
使 用 圧 力		MPa				
製 造 年 月		年 月				
小型ボイラーの構造	伝 熱 面 積				m ²	
	火 格 子 面 積				m ²	
	材 料	ね ず み 鋳 鉄 品			種	
	セクションの数及び組合せ後の大きさ	セクションの数	組 合 せ 後 の 寸 法			
			幅	高 さ	奥 行	
			m	m	m	
	セクションの最小肉厚		mm	検 査 穴	大 き さ	数
					mm	
	安全弁又は逃がし弁	種 類	形 式	呼び径 (逃がし管にあつては、その内径)		個 数
				mm		
水面測定装置	種 類	個 数	ガラス管の内径			
			mm			
			mm			
※	個別検定実施の場所					
※	水 圧 試 験 圧 力		MPa	※個別検定年月日	年 月 日	
※	個別検定者の所属及び氏名					
参 考 事 項						

備考

- 1 「安全弁又は逃がし弁」の欄は、ばね安全弁、おもり安全弁等の別を記入すること。
- 2 ※印を付してある欄は、申請者において記入しないこと。

様式第2号(5) (第1条関係)

小型压力容器明細書

個別検定申請者の氏名及び住所					
製造者の氏名及び住所					
種 類					
形 式					
使 用 圧 力		MPa			
		MPa			
製 造 年 月		年 月			
小 型 圧 力 容 器	内 容 積	m ³			
	胴	材 料	最 大 内 径	長 さ	板 の 厚 さ
			mm	mm	mm
	鏡板又は管板	材 料	形 式	すみの丸みの内半径	板 の 厚 さ
				mm	mm
	ふ た 板	材 料	形 式	板 の 厚 さ	フランジ部の厚さ
				mm	mm
	ス テ ー	種 類	材 料	径	胴、鏡板等との取付方法
				mm	
				mm	
ふた板締付ボル	材 料	呼 び 径	数		

の 構 造	ト		mm			
	胴の長手継手の種類及び効率					
	マンホール、掃除穴、検査穴等の大きさ及び数	種 類	大 き さ		数	
			mm × mm			
			mm			
	管	材 料	外 径		厚 さ	
			mm		mm	
	安全弁又はこれに代わる安全装置	種 類	形 式	呼 び 径	個 数	
				mm		
				mm		
※	個別検定実施の場所					
※	水 圧 試 験 圧 力	MPa	※個別検定年月日	年 月 日		
※	個別検定者の所属及び氏名					
参 考 事 項						

備考

- 1 「使用圧力」及び「安全弁又はこれに代わる安全装置」の欄は、間接加熱式小型圧力容器にあつては、上欄は被加熱物側について、下欄は熱源側について、それぞれ記入すること。
- 2 「安全弁又はこれに代わる安全装置」の欄の「種類」の項には、ばね安全弁、おもり安全弁等の別を、同欄の「形式」の項には、低揚程式、高揚程式等の別を記入すること。
- 3 ※印を付してある欄は、申請者において記入しないこと。

様式第6号(1) (第6条関係)

安全装置等新規検定申請書

安全装置等の種類	
型式の名称	
構造	
作用又は性能	
製造者の氏名及び住所	
新規検定希望地及びその理由	

年 月 日



住所
申請者 氏名

殿

備考

- 「安全装置等の種類」の欄は、プレス機械の安全装置、シヤアの安全装置、ゴム、ゴム化合物若しくは合成樹脂を練るロール機の急停止装置、クレーン若しくは移動式クレーンの過負荷防止装置、木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置、絶縁用保護具、絶縁用防具又は保護帽の別を記入すること（保護帽にあつては、物体の飛来若しくは落下による危険を防止するためのもの又は墜落による危険を防止するためのものの別も、併せて記入すること。）。
- 「構造」の欄は、詳細に記入すること（保護帽にあつては、帽体の材質を記入すること。）。
- 「作用又は性能」の欄は、詳細に記入し、作用については図面を添付すること。
- 「新規検定希望地及びその理由」の欄は、型式検定実施者の所在する場所で新規検定を受ける場合には、記入する必要はないこと。また、プレス機械の安全装置、シヤアの安全装置、ゴム、ゴム化合物若しくは合成樹脂を練るロール機の急停止装置又は木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置については、理由を記入する必要はないこと。
- この申請書に記入しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 厚生労働大臣に申請するときは、収入印紙を貼付し、この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第三号を次のように改める。
様式第六号を次のように改める。
様式第三号 削除

様式第 6 号(2) (第 6 条関係)

防爆構造電気機械器具新規検定申請書

品 名	
型 式 の 名 称	
防 爆 構 造 の 種 類	
対 象 ガ ス 又 は 蒸 気 の 発 火 度 及 び 爆 発 等 級	
定 格	
製 造 者 の 氏 名 及 び 住 所	
新 規 検 定 希 望 地 及 び そ の 理 由	

年 月 日

申請者 住所
氏名

殿

備考

- 1 「型式の名称」の欄は、製造し、又は販売する場合に用いる名称を記入すること。
- 2 「対象ガス又は蒸気の発火度及び爆発等級」の欄は、粉じん防爆普通防じん構造及び粉じん防爆特殊防じん構造のものについては、記入しないこと。
- 3 「新規検定希望地及びその理由」の欄は、型式検定実施者の所在する場所で新規検定を受ける場合には、記入する必要はないこと。
- 4 厚生労働大臣に申請するときは、収入印紙を貼付し、この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第6号(3) (第6条関係)

労働衛生保護具新規検定申請書

品名	
型式の名称	
種類	式 ()
構造	
製造者の氏名及び所在地	
新規検定希望地及びその理由	

年 月 日

住所
申請者 氏名

殿

備考

- 「品名」の欄は、防じんマスク、防毒マスク又は電動ファン付き呼吸用保護具の別を記入すること。
- 「種類」の欄は、防毒マスクにあつては、その用途を () 内に、ハロゲンガス用、有機ガス用のごとく記入すること。
- 「構造」の欄は、詳細に記入すること。
- 「新規検定希望地及びその理由」の欄は、型式検定実施者の所在する場所で新規検定を受ける場合には、記入する必要はないこと。
- この様式に記入しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 性能に関する説明書、使用方法に関する説明書及び試験成績書を別紙として添付すること。
- 厚生労働大臣に申請するときは、収入印紙を貼付し、この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第 6 号(4) (第 6 条関係)

動力プレス機械新規検定申請書

型 式 の 名 称	
危険防止機能の種類	ガード式 両手操作式 光線式 その他 ()
製造者の氏名及び住所	
新規検定希望地	

年 月 日

収入
印紙住所
申請者 氏名

殿

備考

- 1 「型式の名称」の欄は、製造し、又は販売する場合に用いる名称を記入すること。
- 2 「危険防止機能の種類」の欄は、該当する事項に○印を付すること。
- 3 厚生労働大臣に申請するときは、収入印紙を貼付し、この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第8号(1) (第9条関係)

安全装置等型式検定合格証

申 請 者	
製 造 者	
品 名	
型 式 の 名 称	
構 造	
作 用 又 は 性 能	
型 式 検 定 合 格 番 号	
有 効 期 間	型式検定者の所属及び氏名
年 月 日 から 年 月 日まで	
年 月 日 から 年 月 日まで	
年 月 日 から 年 月 日まで	
年 月 日 から 年 月 日まで	

機械等検定規則による型式検定に合格したことを証明する。

年 月 日

型式検定実施者

様式第八号から様式第十号までを次のように改める。

様式第 8 号(2) (第 9 条関係)

防爆構造電気機械器具型式検定合格証

申 請 者	
製 造 者	
品 名	
型 式 の 名 称	
防 爆 構 造 の 種 類	
対象ガス又は蒸気の発火 度 及 び 爆 発 等 級	
定 格	
使 用 条 件	
型 式 検 定 合 格 番 号	
有 効 期 間	型式検定者の所属及び氏名
年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日から 年 月 日まで	

機械等検定規則による型式検定に合格したことを証明する。

年 月 日

型式検定実施者

様式第8号(3) (第9条関係)

労働衛生保護具型式検定合格証

申 請 者			
製 造 者			
品 名			
型 式 の 名 称			
型式検定合格番号		区 分	
種 類			
使 用 条 件			
有 効 期 間	型式検定者の所属及び氏名		
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			

機械等検定規則による型式検定に合格したことを証明する。

年 月 日

型式検定実施者

様式第 8 号(4) (第 9 条関係)

動力プレス機械型式検定合格証

申 請 者	
製 造 者	
型 式 の 名 称	
危険防止機能の種類	
型式検定合格番号	
有 効 期 間	型式検定者の所属及び氏名
年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日から 年 月 日まで	

機械等検定規則による型式検定に合格したことを証明する。

年 月 日

型式検定実施者

様式第9号(1) (第11条関係)

安全装置等更新検定申請書

安全装置等の種類	
型式の名称	
構造	
性能及び作用	
製造者の氏名及び住所	
型式検定合格番号	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

住 所

申請者

氏 名



殿

備考

- 「安全装置等の種類」の欄は、プレス機械の安全装置、シヤアの安全装置、ゴム、ゴム化合物若しくは合成樹脂を練るロール機の急停止装置、クレーン若しくは移動式クレーンの過負荷防止装置、木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置、絶縁用保護具、絶縁用防具又は保護帽の別を記入すること（保護帽にあつては、物体の飛来若しくは落下による危険を防止するためのもの又は墜落による危険を防止するためのものの別を、併せて記入すること。）。
- 「構造」の欄は、詳細に記入し（保護帽にあつては、帽体の材質を記入すること）、構造を示す図面を添付すること。
- 「性能及び作用」の欄は、詳細に記入し、作用を示す図面を添付すること。ただし、絶縁用保護具、絶縁用防具及び保護帽にあつては、作用についての記入及び作用を示す図面の添付は、必要ない。
- 「有効期間」の欄は、型式検定合格証に記載されている有効期間を記入すること。
- この様式に記入しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 厚生労働大臣に申請するときは、収入印紙を貼付し、この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第 9 号(2) (第11条関係)

防爆構造電気機械器具更新検定申請書

品 名	
型 式 の 名 称	
防 爆 構 造 の 種 類	
対 象 ガ ス 又 は 蒸 気 の 発 火 度 及 び 爆 発 等 級	
定 格	
製 造 者 の 氏 名 及 び 住 所	
型 式 検 定 合 格 番 号	
有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

年 月 日

住 所
申 請 者
氏 名

殿

備考

- 1 「型式の名称」の欄は、製造し、又は販売する場合に用いる名称を記入すること。
- 2 「対象ガス又は蒸気の発火度及び爆発等級」の欄は、粉じん防爆普通防じん構造及び粉じん防爆特殊防じん構造のものについては、記入しないこと。
- 3 「有効期間」の欄は、型式検定合格証に記載されている有効期間を記入すること。
- 4 厚生労働大臣に申請するときは、収入印紙を貼付し、この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第9号(3)(第11条関係)

労働衛生保護具更新検定申請書

品名	
型式の名称	
種類	式()
型式検定合格番号	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

住 所

申請者

氏 名



殿

備考

- 「品名」の欄は、防じんマスク、防毒マスク又は電動ファン付き呼吸用保護具の区別を記入すること。
- 「種類」の欄は、防毒マスクにあつてはその用途を()内にハロゲンガス用、有機ガス用のごとく記入すること。
- 「有効期間」の欄は、型式検定合格証に記載されている有効期間を記入すること。
- 厚生労働大臣に申請するときは、収入印紙を貼付し、この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第9号(4) (第11条関係)

動力プレス機械更新検定申請書

型 式 の 名 称	
危険防止機能の種類	ガード式 両手操作式 光線式 その他 ()
製造者の氏名及び住所	
型式検定合格番号	
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

住 所

申請者

氏 名



殿

備考

- 1 「型式の名称」の欄は、製造し、又は販売する場合に用いる名称を記入すること。
- 2 「危険防止機能の種類」の欄は、該当する事項に○印を付すること。
- 3 「有効期間」の欄は、型式検定合格証に記載されている有効期間を記入すること。
- 4 厚生労働大臣に申請するときは、収入印紙を貼付し、この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第10号 (第12条、第13条関係)

() 型式検定合格証 (再交付)
変 更) 申 請 書

品 名	
型 式 の 名 称	
型 式 検 定 合 格 番 号	
再 交 付 の 理 由 又 は 変 更 事 項	

年 月 日

住 所

申 請 者

氏 名

殿

備考

- 1 表題の()には、安全装置等、防爆構造電気機械器具、労働衛生保護具又は動力プレス機械の別を記入すること。
- 2 表題の「再交付」及び「変更」のうち、該当しない文字は、抹消すること。
- 3 型式検定合格証を損傷したために再交付を申請する者は、当該型式検定合格証を添付すること。
- 4 型式検定合格証の変更を申請する者は、変更の事実を証する書面を添付すること。

(障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正)

第六十九条 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和五十年厚生省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p>(届書の記載事項)</p> <p>第十二条 第七条から第十条までの届書には、届出者の氏名及び住所並びに届出の年月日を記載しな<u>ら</u>なければならない。</p> <p>(口頭による請求)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の請求書又は届書の様式に従つて聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、陳述者とともに氏名を記載しな<u>ら</u>なければならない。</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>(届書の記載事項)</p> <p>第十二条 第七条から第十条までの届書には、届出者の氏名、住所及び届出の年月日を記載し、押印しな<u>ら</u>なければならない。ただし、届出者の氏名を自署により記載する場合にあつては、押印を省略することができる。</p> <p>(口頭による請求)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の請求書又は届書の様式に従つて聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、陳述者とともに記名押印しな<u>ら</u>なければならない。</p>
---	--

様式第一号(表面)中「㉔」を削る。

様式第四号(第二条、第十五条関係)

(表 面)

障害児福祉手当(福祉手当) 特別障害者手当		被災状況書	
① 提出者	氏 名	住 所	
	個人番号		
② 被災者	氏 名	被災当時の住所又は居所	
	個人番号		
	提出者との続柄	職 業	
③ 災害	災害の種類	被災年月日	令和 年 月 日
④ 被災状況	財産の種類	被災前の財産の概要とその価格	損害の程度とその金額
	住 宅		
	家 財		
	田 畑		
	宅 地		
	住宅でない建物		
	その他の財産		
⑤ 保険金又は損害賠償金の受給状況	1 受けた(種類) 2 受けることができる 3 受けていない	金 額	円
上記のとおり、被災状況を申し立てます。 令和 年 月 日			氏名
殿			
※ 審査			

様式第四号(表面)を次のように改める。

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
- ◎ 字は楷書^{かい}ではつきり書いてください。
- ◎ ※の欄は記入しないでください。

様式第五号(表面)中「㉞」を削る。
 (雇用保険法施行規則の一部改正)
第七十条 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改正後		改正前
<p>355 (略)</p> <p>一、四 (略)</p> <p>2 事業主は、前項の代理人を選任し、又は解任したときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、当該代理人の選任又は解任に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出するとともに、当該代理人が使用すべき認印の印影を届け出なければならない。</p>	<p>2 前項の規定により文書で確認の請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、その者を雇用し又は雇用していた事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。この場合において、証拠があるときは、これを添えなければならない。</p> <p>一、五 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の規定による陳述を受けた公共職業安定所長は、聴取書を作成し、請求者に読み聞かせた上、氏名を記載させなければならない。</p> <p>5、8 (略)</p> <p>9 前二項の規定による陳述を受けた公共職業安定所長は、聴取書を作成し、請求者に読み聞かせた上、氏名を記載させなければならない。</p> <p>10 (略)</p> <p>(代理人)</p> <p>第百四十五条 (略)</p>	<p>355 (略)</p> <p>一、四 (略)</p> <p>2 事業主は、前項の代理人を選任し、又は解任したときは、次の各号に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した届書を、当該代理人の選任又は解任に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出するとともに、当該代理人が使用すべき認印の印影を届け出なければならない。</p>	<p>2 前項の規定により文書で確認の請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を、その者を雇用し又は雇用していた事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。この場合において、証拠があるときは、これを添えなければならない。</p> <p>一、五 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の規定による陳述を受けた公共職業安定所長は、聴取書を作成し、請求者に読み聞かせた上、署名又は記名押印させなければならない。</p> <p>5、8 (略)</p> <p>9 前二項の規定による陳述を受けた公共職業安定所長は、聴取書を作成し、請求者に読み聞かせた上、署名又は記名押印させなければならない。</p> <p>10 (略)</p> <p>(代理人)</p> <p>第百四十五条 (略)</p>

注意

- 1 □□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当番号を記入し、※印のついた欄又は記入枠には記載しないこと。
- 3 記入枠の部分は、枠からはみださないように大きめのカタカナ及びアラビア数字の標準字体により明瞭に記載すること。
この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取り扱い（例：ガ→ガ^濁、パ→パ^濁）、また、「中」及び「エ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用すること。
- 4 1欄には、必ず番号確認と身元確認の本人確認を行った上で、個人番号（マイナンバー）を記載すること。
- 5 2欄には、3欄で「2 再取得」を選択した場合にのみその被保険者証に記載されている被保険者番号を記載すること。
なお、被保険者番号が16桁（上下2段で表示されている。）で構成されている場合は、下段の10桁のみを記載すること。この場合、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「□」に続く6つの枠内に記載し、最後の枠は空枠とすること。

（例：

4	6	0	1	1	8	*	*	*	*
1	3	0	1	5	4	3	2	1	0

 → □□□□-□□□□□□□□□□）

- 6 3欄には、次の区分に従い、該当するものの番号を記載すること。
 - (1) 次のイ及びロのいずれかに該当する者……………1（新規）
 - イ 過去に被保険者になったことのないこと。
 - ロ 最後に被保険者でなくなった日から7年以上経過していること。
 - (2) 上記(1)に該当する者以外の者……………2（再取得）
- 7 4のフリガナ欄には、被保険者証の交付を受けている者については、その被保険者証に記載されているとおり、カタカナで記載し、姓と名の間は1枠空けること。
なお、5欄に記載した場合であっても必ず記載すること。
- 8 5欄には、3欄で「2 再取得」を選択した場合で、被保険者証の氏名と現在の氏名が異なっているときに記載すること。
- 9 6欄には、該当するものの番号を記載すること。
- 10 7欄の元号は、該当するものの番号を記載し、年月日の年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載すること。
（例：昭和51年5月6日 → □□-□□0□□□□□）
- 11 8欄は、事業所番号が連続した10桁の構成である場合は、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「□」に続く6つの枠内にそれぞれ記載し、最後の枠は空枠とすること。（例：1301000001 → □□□□□□□□□□□□）
- 12 9欄には、次の区分に従い、該当するものの番号を記載すること。
 - (1) 新規学校卒業者のうち、11欄が卒業年の3月1日から6月30日までの間である場合……………1
 - (2) 中途採用者を雇入れた場合、取締役等委任関係であるとして被保険者から除外されていた者が、新たに明確な雇用関係に基づいて就労したような場合……………2
 - (3) 日雇労働被保険者が2月の各月において18日以上又は継続して31日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合（資格継続の認可を受けた場合を除く。）……………3
 - (4) 次に該当する場合等……………4
 - イ その被保険者の雇用される事業が新たに適用事業となった場合
 - ロ 適用事業に雇用されていた被保険者が、在籍出向し、出向先で新たに被保険者資格を取得していた場合であって、出向元に復帰し、出向元で再度被保険者資格を取得することとなったとき（在籍専従の場合も同様）
 - ハ 同一の事業主の下で、船員と陸上勤務を本務とする労働者（船員でない労働者）との間の異動があった場合
 - (5) 被保険者資格を取得した原因が2以上に該当する場合……………1、2又は3のいずれか
 - (6) 65歳以上の者が出向元に復帰した場合等……………8
- 13 10欄には、11欄に記載した年月日現在における支払の態様及び賃金月額（臨時の賃金、1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金及び超過勤務手当を除く。）（単位千円……千円未満四捨五入）を記載すること。なお、支払の態様は、該当するものの番号を記載すること（日給月給は月給に含める。）。
- 14 11欄は、試用期間、研修期間を含む雇入れの初日を記載すること。
また、年、月又は日が1桁の場合は、7欄の場合と同様に記載すること。
- 15 12欄には、該当するものの番号を記載すること。届出に係る者が派遣労働者（いわゆる登録型の派遣労働者であり船員を除く。）に該当する場合には、「2」（派遣労働者）、短時間労働者（週所定労働時間が30時間未満の者（派遣労働者、船員に該当する者を除く。））に該当する場合には、「3」（パートタイム）、有期契約労働者（派遣労働者、パートタイム、船員に該当する者を除く。）に該当する場合には、「4」（有期契約労働者）と記載すること。
- 16 13欄には、次の区分に従い、該当するものの番号を記載すること。

A 管理的職業……………01	E サービスの職業……………05	I 輸送・機械運転の職業……………09
B 専門的・技術的職業……………02	F 保安の職業……………06	J 建設・探掘の職業……………10
C 事務的職業……………03	G 農林漁業の職業……………07	K 運搬・清掃・包装等の職業……………11
D 販売の職業……………04	H 生産工程の職業……………08	

- 17 14欄には該当するものの番号を記載すること。
- 18 15欄には、4欄の者の11欄に記載した年月日現在における1週間の所定労働時間を記載すること。
- 19 16欄は、契約期間の定めについて該当するものの番号を記載し、1を記載した場合には、その契約期間とともに、契約更新の条項の有無を記載すること。
- 20 事業所名欄右の備考欄には、9欄の「4 その他」に該当する者についての具体的説明その他を記載すること。
- 21 事業主の住所及び氏名欄には、事業主が法人の場合は、その主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載するとともに、代表者の氏名を付記すること。
- 22 外国人労働者（「外交」又は「公用」の在留資格の者及び特別永住者を除く。）の場合は、以上に加え17欄から23欄に、ローマ字氏名、在留カードの番号（英字2桁-数字8桁-英字2桁）、在留期間、国籍・地域、在留資格等を記載し、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条の外国人雇用状況の届出とすることができる。
なお、「家族滞在」の在留資格の者等、資格外活動の許可を得て就労する者については、当該許可の有無について20欄に記載のこと。また、派遣・請負労働者として主として8欄以外の事業所で就労する者については21欄に1を記載し、該当しない場合は2を記載のこと。

お願い
 1. 雇用保険の資格取得年月日の属する月の翌月10日までに提出してください。
 2. 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿その他記載内容を確認できる書類を持参していただく場合があります。
 3. 4欄の者が法人の取締役又は事業主同居の親族の場合は、事業所名欄右の備考欄にその旨記載してください。

※本手続は電子申請による届出も可能です。詳しくは管轄の公共職業安定所までお問い合わせください。
 なお、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

様式第4号(第7条関係)(第2面)

雇用保険被保険者資格喪失届

14欄から19欄は、被保険者が外国人の場合のみ記入してください。

帳票種別

15105

14. 被保険者氏名(ローマ字)又は新氏名(ローマ字)(アルファベット大文字で記入してください。)

[Grid for name entry]

被保険者氏名(ローマ字)又は新氏名(ローマ字)〔続き〕

[Grid for name continuation]

15. 在留カードの番号(在留カードの右上に記載されている12桁の英数字)

[Grid for residence card number]

16. 在留期間

[Grid for residence period]

西暦 年 月 日

17. 派遣・請負就労区分

[Grid for dispatch/contract work classification]

1 派遣・請負労働者として主として当該事業所以外で就労していた場合
2 1に該当しない場合

18. 国籍・地域

[Grid for nationality/region]

19. 在留資格

[Grid for residence qualification]

※備考
確認通知 令和 年 月 日

注意

- 1 [Grid]で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学式文字読取装置(OCR)で直接読取を行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当番号を記入し、※印のついた欄又は記入枠には記載しないこと。
3 記入枠の部分は、枠からはみださないように大きめのカタカナ及びアラビア数字の標準字体により明瞭に記載すること。
この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取り扱い(例: ガー [カ]、パー [パ])、また、「平」及び「エ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用すること。
4 事業主の住所及び氏名欄には、事業主が法人の場合は、主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載するとともに、代表者の氏名を付記すること。
5 4欄には、被保険者でなくなったことの原因となる事実のあった年月日を記載すること。なお、年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載すること。
(例:平成19年3月1日→[19][03][01])
6 5欄には、次の区分に従い、該当するものの番号を記載すること。
(1)死亡、在籍出向、出向元への復帰、その他離職以外の理由.....1
(2)天災その他やむを得ない理由によって事業の継続が不可能になったことによる解雇、(3)被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇
(4)契約期間の満了、(5)任意退職(事業主の勧奨等によるものを除く。)、(6)(2)から(5)まで以外の事業主の都合によらない離職(定年等).....2
(7)移籍出向(ただし、退職金又はこれに準じた一時金の支給が行われたもの以外の出向は「1」)
(8)事業主の都合による解雇、事業主の勧奨等による任意退職等.....3
7 6欄には、被保険者でなくなった者が離職票の交付を希望するときは「1」を、希望しない場合は「2」を記載すること。
なお、被保険者でなくなった者が離職時においては妊娠、出産、育児、疾病、負傷、親族の看護等の理由により一定期間職業に就くことができない場合及び60歳以上の定年等による離職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合であって、その後に失業等給付を受けようとするときは、「1」を記載すること。また、離職の日において59歳以上の者については、「1」を記載すること。
また、船員として高齢求職者給付金を受給した者が65歳以降に離職した場合には「2」を記載すること。
8 7欄には、「被保険者氏名」欄に印字されている者の4欄に記載した年月日現在の1週間の所定労働時間を記載すること。
9 8欄には、「被保険者氏名」欄に印字されている者の離職等に伴い、これを補充するため、この届書を提出する際に公共職業安定所又は地方運輸局の紹介、その他の方法による労働者の採用を予定している場合は「1」を記載し、予定していない場合は空欄とすること。
10 被保険者に氏名変更があった場合は、9欄に新氏名を記載するとともに、「被保険者でなくなったことの原因及び被保険者に氏名変更があった場合は氏名変更年月日」欄に氏名変更年月日を記載すること。
11 10欄には、必ず番号確認と身元確認の本人確認を行った上で、個人番号(マイナンバー)を記載すること。
12 「被保険者の住所又は居所」欄には、離職後の住所又は居所が明らかであるときは、その住所又は居所を記載し、その住所又は居所が明らかでないときは、離職時の住所又は居所を記載すること。
13 本手続は電子申請による届出も可能であること。
また、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。
14 外国人労働者に係る留意事項
外国人労働者(「外交」又は「公用」の在留資格の者及び特別永住者を除く。)の場合は、14欄から19欄に、ローマ字氏名、在留カードの番号(英字2桁-数字8桁-英字2桁)、在留期間、国籍・地域、在留資格等を記載し、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条の外国人雇用状況の届出とすることが出来る。なお、派遣・請負労働者として、主として2欄以外の事業所において就労していた者については17欄に1を記載し、該当しない場合は2を記載のこと。

様式第4号の2 (第7条関係) □雇用保険被保険者資格喪失届

安定所控

※ 帳票種別 1. 個人番号

2. 雇用保険被保険者番号 3. 雇用保険適用事業所番号

4. 雇用保険資格取得年月日 (35 昭和 / 47 平成 / 59 令和) 5. 雇用保険離職等年月日 6. 雇用保険喪失原因 (1 離職以外の理由 / 2 3以外の離職 / 3 事業主の都合による離職)

7. 離職票交付希望 (1 有 / 2 無) 8. 1週間の所定労働時間 9. 補充採用予定の有無 (空白 無 / 1 有)

10. 被保険者氏名 フリガナ (カタカナ)

11. 性別	12. 生 年 月 日
男・女	(大正 昭和 / 平成 令和) 年 月 日

13. 被保険者の住所又は居所

14. 被保険者でなくなったことの原因

15. (フリガナ) 変更前氏名

16. 氏名変更年月日 令和 年 月 日

(この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)

様式第四号の二を次のように改める。

被保険者が外国人の場合のみ記入してください。

26. 被保険者氏名 (ローマ字) (アルファベット大文字で記入してください。)

被保険者氏名 (ローマ字) [続き]

27. 在留カードの番号 (在留カードの右上に記載されている12桁の英数字)

28. 在留期間 まで (西暦 年 月 日) 29. 派遣・請負就労区分 (1 派遣・請負労働者として主として当該事業所以外で就労していた場合 / 2 1に該当しない場合)

30. 国籍・地域 () 31. 在留資格 ()

※ 公共職業安定所欄

32. 喪失時被保険者種類 (3 季節) 33. 国籍・地域コード (30欄に対応するコードを記入) 34. 在留資格コード (31欄に対応するコードを記入)

35. 事業所名称

雇用保険法施行規則第7条第1項の規定により、上記のとおり届けます。 令和 年 月 日

住 所 〒 公共職業安定所長 殿

事業主氏名

電話番号

窓口受付機関印

作成年月日、提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電話番号
社会保険労務士記載欄		

※

所長	次長	課長	係長	係	操作者
----	----	----	----	---	-----

※ 備考

確認通知 令和 年 月 日

様式第9号の2 (第12条の2関係) (第1面) 雇用継続交流採用終了届

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

様式第九号の二を次のように改める。

帳票種別

13109

1. 事業所番号

□□□□-□□□□□□□□□□

2. 被保険者番号

□□□□-□□□□□□□□□□

3. 姓 (漢字)

□□□□□□

4. 名 (漢字)

□□□□□□

5. フリガナ (カタカナ)

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

6. 生年月日

□□-□□□□□□□□ (2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和)

7. 資格取得年月日

□□-□□□□□□□□ (3 昭和 4 平成 5 令和)

8. 雇用継続交流採用開始年月日

□□-□□□□□□□□ (4 平成 5 令和)

9. 雇用継続交流採用終了年月日

□□-□□□□□□□□ (4 平成 5 令和)

10. 出向先官署コード

□□

※ 11. 交流採用記録取消

□

- 01...内閣官房 02...内閣法制局
03...人事院 04...内閣府 (宮内庁及び国家公安委員会を除く)
05...宮内庁 06...国家公安委員会
07...防衛省 08...総務省
09...法務省 10...外務省
11...財務省 12...文部科学省
13...厚生労働省 14...農林水産省
15...経済産業省 16...国土交通省
17...環境省 18...会計検査院
99...その他

Table with 3 columns: 12. (フリガナ) 変更前氏名, 13. 氏名変更年月日, 令和 年 月 日

雇用保険法施行規則第12条の2の規定により、上記のとおり届けます。
令和 年 月 日
公共職業安定所長 殿
事業所名 (所在地)
電話番号
事業主氏名

備考

Table with 4 columns: 社会保険 労務士 記載欄, 作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示, 氏 名, 電 話 番 号

Table with 6 columns: 所 長, 次 長, 課 長, 係 長, 係, 操 作 者

(この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)

様式第9号の2 (第12条の2関係) (第2面)

注 意

- 1 この届は、被保険者が国と民間企業との間の人事交流に関する法律第21条第1項に規定する雇用継続交流採用職員でなくなったときに、これを雇用する事業主が、当該事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出してください。
- 2 この届の提出にあたっては、当該被保険者が雇用継続交流採用職員でなくなったことの実態及び雇用継続交流採用職員であった期間を証明することができる書類を添えてください。
- 3 届の記載について
 - (1) □□□□ で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行うので、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
 - (2) 記載すべき事項のない欄は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当番号を記入し、※印の付いた欄又は記入枠には記載しないでください。
 - (3) 枠からはみださないように大きめのカタカナ、漢字（3欄、4欄及び12欄に限る。）又はアラビア数字の標準字体により明瞭に記載してください。

この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取り扱い（例：団→団□、団→団□）、また、「キ」及び「エ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用してください。
 - (4) 1欄は、事業所番号が連続した10桁の構成である場合は、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「日」に続く6つの枠内にそれぞれ記載し、最後の枠は空枠としてください。

2欄には、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号を記載してください。

なお、被保険者番号が16桁（上下段で表示されている。）で構成されている場合は、下段の10桁のみを記載してください。
 - (5) 3～5欄について、被保険者に氏名変更があった場合は、新氏名を記載するとともに、12欄及び13欄を記載してください。

5欄は、被保険者の氏名をカタカナで記載し、姓と名の間は1枠空けてください。
 - (6) 6欄の元号は、該当するものの番号を記載し、年月日の年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。（例：昭和51年2月2日→3日5日02日02日）
 - (7) 7欄には、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は雇用保険被保険者証に記載されている資格取得年月日を、6欄の場合と同様に記載してください。
 - (8) 8欄には、被保険者が雇用継続交流採用を開始した日を、6欄の場合と同様に記載してください。
 - (9) 9欄には、被保険者が雇用継続交流採用を終了した日を、6欄の場合と同様に記載してください。
 - (10) 10欄の官署コードは、該当する官署の番号を記載してください。
 - (11) 事業主の住所及び氏名欄には、事業主が法人の場合は、その主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載するとともに、代表者の氏名を付記してください。

※

公 共 職 業 安 定 所 記 載 欄

確認通知 令和 年 月 日

様式第10号の2（第14条の2、附則第1条の3関係）（第2面）

注 意

- 1 □□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当番号を記載し、※印のついた欄又は記入枠には記載しないこと。
- 3 記入枠の部分は、枠からはみださないように大きめのカタカナ及びアラビア数字の標準字体により明瞭に記載すること。
この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取り扱い（例：ガ→ガ[°]、パ→パ[°]）、また「中」及び「エ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用すること。
- 4 1欄には、新規に個人番号を登録する場合は「1」を、登録した個人番号を変更する場合は「2」を記載すること。
- 5 2欄には、必ず番号確認と身元確認の本人確認を行った上で、個人番号（マイナンバー）を記載すること。
- 6 個人番号（マイナンバー）の変更を届け出る場合は、2欄には、必ず番号確認と身元確認の本人確認を行った上で、変更後の個人番号（マイナンバー）を記載し、3欄には変更前の個人番号（マイナンバー）を記載すること。
- 7 4欄には、雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号を記載すること。なお、被保険者番号が16桁（2段／上6桁・下10桁）で記載されている場合は、下段の10桁について左詰めで記載し、最後の枠を空枠とすること。
- 8 5欄には、氏名をカタカナで記載し、姓と名の間は1枠空けること。
被保険者に氏名変更があった場合は、新氏名を記載するとともに、10欄及び11欄にも記載すること。
- 9 6欄には、該当するものの番号を記載すること。
- 10 7欄には、在留カードに記載されている順にローマ字氏名を記載すること。
- 11 8欄には、元号の該当するものの番号を記載し、年月日の年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載すること。
（例：平成28年1月1日→

4	2	8	0	1	0	1
---	---	---	---	---	---	---

）
- 12 事業主の住所及び氏名欄には、事業主が法人の場合は、その主たる事業所の所在地及び法人の名称を記載するとともに、代表者の氏名を付記すること。

事業主の方へのお願い

被保険者の方から個人番号（マイナンバー）を取得する際は、①正しい番号であることの確認（番号確認）と②正しい番号の持ち主であることの確認（身元確認）の本人確認を必ず行ってください。

様式第10号の2の2(第14条の2、第14条の3関係)

雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書 (安定所提出用) (介護・育児)
所定労働時間短縮開始時賃金証明書

様式第十号の二の二を次のように改める。

Form with fields for insurance number, business number, name, address, and a table for wage payment status. Includes a section for special notes and employment period.

雇用保険法施行規則第14条の3第1項の規定により被保険者の介護又は育児のための休業又は所定労働時間短縮開始時の賃金の届出を行う場合は、当該賃金の支払の状況を明らかにする書類を添えてください。本手続は電子申請による申請が可能です。なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本届書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

Table with 4 columns: Social Insurance Laborer Record, Adult Day/Representative/Agent, Name, Telephone Number.

Table with 5 columns: Supervisor, Deputy, Section Chief, Branch Chief, Relationship.

様式第10号の4(第17条の2関係)

未支給失業等給付請求書

様式第十号の四を次のように改める。

1. 死亡した者	氏 名			支 給 番 号			
				被 保 険 者 番 号			
	死亡の当時の住所又は居所						
	死亡年月日	令和	年	月	日		
2. 請求者	氏名(カナ)						
	氏 名						
	個人番号						
	生年月日	昭和 平成	年	月	日	性別	
		令和					
	住所又は居所						
	死亡した者との関係						
3. 請求する失業等給付の種類	基本手当・技能習得手当・寄宿手当・傷病手当・高年齢求職者給付金・特例一時金・日雇労働求職者給付金・就業手当・再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当・移転費・求職活動支援費・教育訓練給付金・教育訓練支援給付金・高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金・介護休業給付金・育児休業給付金						
上記により未支給の失業等給付又は育児休業給付の支給を請求します。 令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿 請求者氏名 地方運輸局長							
※公共職業安定所又は地方運輸局記載欄							
	所 属 長		次 長		課 長	係 長	

注意

- この請求書は、受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者、日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者、教育訓練給付金若しくは教育訓練支援給付金の支給を受けることができる者若しくは雇用継続給付の支給を受けることができる者又は育児休業給付の支給を受けることができる者(以下「受給資格者等」という。)が死亡した日の翌日から起算して6か月以内に、原則として死亡した受給資格者等の死亡の当時の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局長(ただし、教育訓練給付金、教育訓練支援給付金、高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金、介護休業給付金、育児休業給付金は公共職業安定所の長に限る。)に提出すること。
- 2の個人番号欄には請求者の個人番号を記載してください。
- 2の生年月日欄については、該当する年号を○で囲むこと。
- 3欄については、請求しようとする失業等給付を○で囲むこと。
- この請求書には、受給資格者証、高年齢受給資格者証、特例受給資格者証又は被保険者手帳のほか次の書類を添えること。ただし、(4)から(18)までの書類については、死亡した受給資格者等が既に提出している場合は、添える必要がないこと。
 - 死亡の事実及び死亡の年月日を証明できる書類……死亡診断書等
 - 請求者と死亡した受給資格者等との続柄を証明することができる書類……戸籍謄本等
 - 請求者が死亡した受給資格者等と生計を同じくしていたことを証明することができる書類……住民票の謄本等
 - 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金を請求するとき……失業認定申告書
 - 技能習得手当又は寄宿手当を請求するとき……公共職業訓練等受講証明書
 - 傷病手当を請求するとき……傷病手当支給申請書
 - 就業手当を請求するとき……就業手当支給申請書
 - 再就職手当を請求するとき……再就職手当支給申請書
 - 就業促進定着手当を請求するとき……就業促進定着手当支給申請書
 - 常用就職支度手当を請求するとき……常用就職支度手当支給申請書
 - 移転費を請求するとき……移転費支給申請書
 - 求職活動支援費を請求するとき……求職活動支援費支給申請書
 - 教育訓練給付金を請求するとき……教育訓練給付金支給申請書、教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)支給申請書又は、教育訓練給付金(第101条の2の7第3号関係)支給申請書
 - 教育訓練支援給付金を請求するとき……教育訓練支援給付金受講証明書
 - 高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金を請求するとき……高年齢雇用継続基本給付支給申請書
 - 介護休業給付金を請求するとき……介護休業給付金支給申請書
 - 育児休業給付金を請求するとき……育児休業給付金支給申請書
 - その他必要な書類
- ※印欄には、記載しないこと。

様式第14号 (第22条関係) (第1面)

失業認定申告書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

様式第十四号を次のように改める。(あてはまるものに○をつけ、必要なことから記入してください。)

※ 帳票種別 11203

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労又は内職・手伝いをしましたか。	ア した 就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。 イ しない	1	2	3	4	5	6	7	月	1	2	3	4	5	6	7
		8	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13	14
		15	16	17	18	19	20	21		15	16	17	18	19	20	21
		22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28
		29	30	31	29	30	31									

2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額(何日分か)などを記入してください。	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分
	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分
	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分

3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動をしましたか。

(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。

求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容
(ア) 公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等			
(イ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等			
(ウ) 派遣元事業主に よる派遣就業相談等			
(エ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等			

(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。

事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募したきっかけ	応募の結果
(電話番号)				(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他	
(電話番号)				(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他	

イ 求職活動をしなかった (その理由を具体的に記載してください。)

4 今、公共職業安定所又は地方運輸局から自分に適した仕事を紹介されれば、すぐに応じられますか。

ア 応じられる
イ 応じられない

イに○印をした人は、すぐに応じられない理由を第2面の注意の8の中から選んで、その記号を○で囲んでください。

(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)

5 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。

ア 就職	(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	(就職先事業所) 事業所名 () 所在地 (〒)
	月 日より就職(予定)	電話番号 ()
イ 自営	月 日より自営業開始(予定)	

雇用保険法施行規則第22条第1項の規定により上記のとおり申告します。

令和 年 月 日 受給資格者氏名 _____

(この申告書を提出する日) 公共職業安定所長 殿 支給番号 ()

※公共職業安定所又は地方運輸局記載欄	1. 支給番号	2. 未支給区分 (空欄 未支給以外 未支給)	3. 待期満了年月日
4. 支給期間 (初日) 年 月 日 ~ (末日) 年 月 日	5. 内職又は手伝いによる収入 (労働日数) (収入額)	6. 基本手当支給日数	
7. 就業手当支給日数	8. 就業手当に相当する特別給付支給日数	9. 就職年月日一経路	

次回認定日・時間	認定対象期間	※連絡事項
月 日 時から 時まで	月 日 ~ 月 日	
備考	取扱者印	操作者印

様式第14号（第22条関係）（第2面）

注 意

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならぬ事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあること。
- 3 1欄及び3欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日（この申告書を提出する日）の前日までの期間をいうものであること。ただし、今回の認定日が求職申込み後初めての認定日である場合は、求職申込みの日から今回の認定日の前日までの期間をいうものであること。
- 4 1欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）、又は会社の役員になった場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること（無償のボランティア活動など下記5に該当するものを除く。）。
- 5 1欄及び2欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満（雇用保険の被保険者となる場合を除きます。）であって、「就職」又は「就労」とはいえない程度のもの（1日の労働時間が4時間以上であっても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。）をいうものであること。
なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も1欄に記載すること。
- 6 3の(1)欄には、(ア)～(エ)により求職活動を行った場合にそれぞれについて「活動日」、「利用した機関の名称」及び「求職活動の内容」を具体的に記載すること。なお、(イ)～(エ)の職業紹介事業者、派遣元事業主、公的機関等を利用した場合には、「利用した機関の名称」欄に、機関の名称のほか、その機関の電話番号をあわせて記載すること。
- 7 3の(2)欄には、3の(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記載すること。
また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
- 8 4欄の「イ 応じられない」に○印をつけた人は、その理由を次に掲げる(ア)～(オ)の中から選んで、4欄に記載してある記号のうち該当するものを○で囲むこと。
(ア) 病気やけがなど健康上の理由
(イ) 個人的又は家庭的事情のため（例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため）
(ウ) 就職したため又は就職予定があるため
(エ) 自営業を開始したため又は自営業の開始予定があるため
(オ) その他
なお、(オ)を○で囲んだ人は、公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を下記の（ ）内に具体的に記載すること。

（ ）

- 9 ※印欄には、記載しないこと。

様式第15号(第27条関係)(第2面)

注 意

- 1 公共職業訓練等を受けなかった日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を5欄に記載すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあること。
- 3 6欄及び7欄は、該当する記号を○で囲むこと。なお、6欄又は7欄においてイを○で囲んだ者は、その内容を失業認定申告書により申告すること。
- 4 6欄及び7欄の「2の期間」は、公共職業訓練等受講開始前及び受講修了後の期間を除くものであること。
- 5 6欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても雇用保険の被保険者となる場合は就職又は就労となります。)、又は日雇労働者として臨時に労働したり会社の役員になったりした場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 6 6欄及び7欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合又はボランティア活動をした場合などであって、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働いた場合で、「就職」又は「就労」とはいえない程度のものをいうものであること。なお、「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。
- 7 8欄には、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」を○で囲んだ者であって「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を()内に記載すること。
- 8 この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、8欄の下の「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」を抹消すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

受給期間・教育訓練給付適用対象期間延長申請書の記載に当たっての注意

様式第十六号を次のように改める。

- 1 記載すべき事項のない欄は空欄のままとし、※印欄には記載しないこと。
- 2 この申請書により同時に複数の延長申請を行うことができるが、申請しない延長がある場合は表題の申請しない延長の文言を抹消すること。
- 3 妊娠、出産、育児(3歳未満の乳幼児の育児に限る。)、疾病、負傷等により職業に就くことができない(対象教育訓練の受講を開始することができない)ため、この申請書を提出する場合の記載及び提出方法
 - (1) この申請書は、原則として、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局長(ただし、教育訓練給付適用対象期間及び高年齢雇用継続給付延長申請は公共職業安定所長に限る。)に対し、上記の理由により職業に就くことができなくなった(対象教育訓練の受講を開始することができなくなった)期間が30日に至った日の翌日から、受給資格に係る離職の日の翌日(教育訓練給付適用対象期間の延長に関しては、一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなった日)から起算して4年(教育訓練給付適用対象期間の延長に関しては、20年)を経過する日までの間(延長された期間が4年(教育訓練給付適用対象期間の延長に関しては、20年)に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)に提出すること。

なお、職業に就くことができない場合は、受給資格者証(受給資格者証の交付を受けていない場合には、離職票)を添えて提出すること。

また、この場合、代理人又は郵送による提出でも差し支えないこと。
 - (2) 2欄については、申請する延長を全て○で囲むこと。
 - (3) 受給資格者証の交付を受けている場合は、5欄の記載を省略して差し支えないこと。
 - (4) 受給資格者証の交付を受けていない場合は、6欄は記載しないこと。
 - (5) 7欄は「イ」を○で囲み、職業に就くことができない(対象教育訓練の受講を開始することができない)理由を〔 〕内に具体的に記載すること。
 - (6) 8欄は7欄の理由により職業に就くことができない(対象教育訓練の受講を開始することができない)期間を記載すること。

なお、職業に就くことができない期間と対象教育訓練の受講を開始することができない期間が異なる場合は、それぞれ申請書を提出する必要があること。
 - (7) 受給期間の延長を申請する場合は、申請書下方の「第31条の3第1項」の文字を抹消すること。

また、受給期間の延長を申請しない場合は「雇用保険法施行規則第31条第1項・第31条の3第1項の規定により受給期間の延長、」を、教育訓練給付適用対象期間の延長を申請しない場合は「、第101条の2の5第1項の規定により教育訓練給付に係る適用対象期間の延長」をそれぞれ抹消すること。
- 4 定年等の理由により離職し、一定期間求職の申込みをしないことを希望するため、この申請書を提出する場合の記載及び提出方法
 - (1) この申請書は、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局長に対し、定年等の理由により離職した日の翌日から2か月以内に離職票を添えて提出すること。
 - (2) 2欄については、申請する延長を全て○で囲むこと。

ただし、教育訓練給付適用対象期間の延長は○で囲まないこと。
 - (3) 6欄及び9欄は記載しないこと。
 - (4) 7欄は「ロ」を○で囲み、離職理由を〔 〕内に具体的に記載すること。
 - (5) 8欄は求職の申込みをしないことを希望する期間を記載すること。
 - (6) この申請書下方の「第31条第1項・」及び「、第101条の2の5第1項の規定により教育訓練給付に係る適用対象期間の延長」の文字を抹消すること。

様式第16号(第31条、第31条の3、第101条の2の5関係)(第2面)

受給期間・教育訓練給付適用対象期間延長申請書

1 申請者	氏名	生年月日	大正 昭和 平成 令和	年 月 日	性別	男・女
	住所又は居所	〒 (電話)				
2 申請する延長の種類	受給期間 ・ 教育訓練給付適用対象期間					
3 離職年月日	令和 年 月 日	4 被保険者となった年月日	昭和 平成 令和	年 月 日		
5 被保険者番号						
6 支給番号						
7 この申請書を提出する理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就く(対象教育訓練の受講を開始する)ことができないため ロ 定年等の理由により離職し、一定期間求職の申込みをしないことを希望するため 具体的理由					
8 職業に就く(対象教育訓練の受講を開始する)ことができない期間又は求職の申込みをしないことを希望する期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	※ 処理欄	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで			
※ 延長後の受給(教育訓練給付適用対象)期間満了年月日	令和 年 月 日					
9 7のイの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称	診療機関の名称・診療担当者				
雇用保険法施行規則第31条第1項・第31条の3第1項の規定により受給期間の延長、第101条の2の5第1項の規定により教育訓練給付に係る適用対象期間の延長を上記のとおり申請します。 令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿 申請者氏名 _____						
備考	離職票交付安定所名					
	離職票交付年月日					
	離職票交付番号					

※	所長		次長		課長		係長		係		操作者	
---	----	--	----	--	----	--	----	--	---	--	-----	--

様式第18号（第44条関係）（第2面）

注 意

- 1 指定の届出をするときは、「変更」の文字を抹消し、変更の届出をするときは、「指定」の文字を抹消すること。
- 2 1欄及び3欄の「フリガナ」は、カタカナで正確に記載すること。
- 3 3欄には、失業等給付の払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）をはっきり記載すること。
- 4 4欄又は5欄には、あなたの本人名義の通帳の記号（口座）番号を間違いのないよう記載すること。
- 5 この届の提出と同時にあなたの本人名義の通帳、キャッシュカードその他の払渡希望金融機関の口座情報を確認できるものを提出すること。
- 6 ※印欄には、記載しないこと。

様式第20号(第49条関係)(第2面)

注 意

- 1 氏名を変更したときは、標題中「住所」の文字を抹消すること。この場合には、2欄には記載しないこと。
 - 2 住所を変更したときは、標題中「氏名」の文字を抹消すること。この場合には、1欄には記載しないこと。
 - 3 この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類(例えば住民票)を添えること。
 - 4 ※印欄には、記載しないこと。
-

様式第22号(第63条関係)(第2面)

注 意

- 1 この申請書は、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局長に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格者証を添えること。
- 3 9欄は、7欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号(2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができる全ての給付の番号)を○で囲むこと。
 - (1) 健康保険法による傷病手当金
 - (2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付、複数事業労働者休業給付若しくは休業給付
 - (3) 船員法による傷病手当又は船員保険法による傷病手当金
 - (4) 国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により国家公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
 - (5) 国家公務員共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
 - (6) 国民健康保険法による傷病手当金
 - (7) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
 - (8) 公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費
- 4 10欄には、7欄の期間のうち、9欄の給付を受けることができる期間を記載すること。なお、9欄で2以上の番号を○で囲んだ場合には、その給付を受けることができる期間を、それぞれの番号の順に記載すること。
- 5 12欄には、7欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であって、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものであること。
- 6 ※印欄には、記載しないこと。

様式第22号の3 (第65条の5関係) (第1面)

高齢受給資格者失業認定申告書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

様式第二十二号の三を次のように改める。

※ 帳票種別

12220

1. 支給番号

□□-□□□□□□□□

2. 未支給区分

□ (空欄 未支給以外) 1 未支給

3. 待期満了年月日

□-□□□□□□ (4平成 5令和)
元号 年 月 日

4. 高齢求職者給付金失業認定年月日

□-□□□□□□ (4平成 5令和)
元号 年 月 日

—
—
—
—

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職又は就労をされましたか。	ア	し	た	就職又は就労した人は、した月日を記載してください。		
	イ	し	な		い	
2 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動をしましたか。						
ア 求職活動をした	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。					
	求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容		
	(ア) 公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等 (イ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等 (ウ) 派遣元事業主による派遣就業相談等 (エ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等					
	(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。	事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募したきっかけ
	(電話番号)				(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他	
	(電話番号)				(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他	
イ 求職活動をしなかった	(その理由を具体的に記載してください。)					
3 今、公共職業安定所又は地方運輸局から自分に適した仕事を紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア	応	じ	ら	る	すぐに応じられない理由を第2面の注意の6の中から選んで、その記号を○で囲んでください。 (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)
	イ	応	じ	ら	れ	
4 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。	ア	就	職	(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	(就職先事業所) 事業所名 () 所在地 (〒) 電話番号 ()	
	イ	自	営	月 日より自営業開始 (予定)		
雇用保険法施行規則第65条の5第1項において準用する第22条第1項の規定により上記のとおり申告します。 令和 年 月 日 (この申告書を提出する日)						
公共職業安定所長 殿			高齢受給資格者氏名 _____			
地方運輸局長 _____			支給番号 () _____			

(あてはまるものに○をつけ、必要なことから記入してください。)

認定日・時間
月 日 時から 時まで

※ 公共職業安定所又は地方運輸局記載欄	連絡事項	取扱者印	操作者印
備考			

様式第22号の3(第65条の5関係)(第2面)

注 意

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあること。
- 3 1欄及び2欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回安定所に来所した日から認定日(この申告書を提出する日)までの期間をいうものであること。
- 4 1欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。)、又は会社の役員になった場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 5 2欄の「ア 求職活動をした」に○印を付けた人は、(1)の(ア)～(エ)により求職活動を行った場合にそれぞれについて「活動日」、「利用した機関の名称」及び「求職活動の内容」を具体的に記載すること。なお、(イ)～(エ)の職業紹介事業者、派遣元事業主、公的機関等を利用した場合には、「利用した機関の名称」欄に、機関の名称のほか、その機関の電話番号を併せて記載すること。
また、(2)には、(1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号を併せて記載し、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
- 6 3欄の「イ 応じられない」に○印を付けた人は、下記の(ア)～(オ)の中からその理由を選んで3欄に記載してある記号のうち該当するものを○で囲むこと。
(ア) 病気やけがなど健康上の理由
(イ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、家事の都合のため)
(ウ) 就職したため又は就職予定があるため
(エ) 自営業を開始したため又は自営業の開始予定があるため
(オ) その他
なお、(オ)を○で囲んだ人は、公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を下記の()内に具体的に記載すること。

- 7 ※印欄には、記載しないこと。

様式第24号(第69条関係)(第2面)

注 意

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならぬ事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあること。
- 3 1欄及び2欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回安定所に来所した日から認定日(この申告書を提出する日)までの期間をいうものであること。
- 4 1欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。)、又は会社の役員になった場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 5 3欄の「イ 応じられない」に○印を付けた人は、下記の(ア)～(オ)の中からその理由を選んで3欄に記載してある記号のうち該当するものを○で囲むこと。
 - (ア) 病気やけがなど健康上の理由
 - (イ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため)
 - (ウ) 就職したため又は就職予定があるため
 - (エ) 自営業を開始したため又は自営業の開始予定があるため
 - (オ) その他

なお、(オ)を○で囲んだ人は、公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を下記の()内に具体的に記載すること。

()

- 6 ※印欄には、記載しないこと。

様式第 25 号 (第 71 条関係)

様式第二十五号を次のように改める。

雇用保険日雇労働被保険者資格取得届

※

所長	次長	課長	係長	係

※被保険者番号				
1. 氏 名		2. 性 別	男・女	3. 生 年 月 日
4. 住所又は居所		大 昭 平 令 年 月 日		
5. 個 人 番 号				
6. 職 種		7. 雇用保険法 第 43 条第 1 項第 1 号から第 3 号ま でのいずれかに 該当するに至っ た年月日	令 和 年 月 日	
<p>雇用保険法施行規則第 71 条の規定により上記のとおり届けます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">被保険者氏名</p> <p style="text-align: center;">公共職業安定所長 殿</p>				

※印欄には、記載しないこと。

様式第26号(第72条関係)

雇 用 保 険
日雇労働被保険者任意加入申請書

様式第二十六号を次のように改める。

※	所長	次長	課長	係長	係

※被保険者番号					
1. 氏 名	2. 性 別	男・女	3. 生 年 月 日	大 昭 平 令	年 月 日
4. 住所又は居所				5. 職 種	
雇用保険法施行規則第72条の規定により上記のとおり日雇労働被保険者任意加入についての認可を申請します。					
令和 年 月 日					
申請者氏名					
公共職業安定所長 殿					
※認可の可否			※	年 月 日	
※理 由			認 可 年 月 日	年 月 日	

※印欄には、記載しないこと。

様式第 28 号(第 74 条関係)

雇 用 保 険
日雇労働被保険者資格継続認可申請書

※	所長	次長	課長	係長	係

様式第二十八号を次のように改める。

1. 氏 名		2. 性別	男・女	3. 生 年 月 日	大昭平令 年 月 日
4. 住 所 又 は 居 所				5. 被 保 険 者 番 号	
6. 継 続 雇 用 され た 月 又 は 期 間					
継 続 雇 用 され た 事 業 主	7. 氏 名				
	8. 住 所				
継 続 雇 用 され た 事 業 所	9. 名 称				
	10. 所 在 地				
雇用保険法施行規則第 74 条第 1 項の規定により上記のとおり日雇労働被保険者の資格の継続についての認可を申請します。 令和 年 月 日 被保険者氏名 公共職業安定所長 殿					
※認可の可否		※理由			

注 意

- 6 欄から 10 欄までには、2 月の各月において 18 日以上又は継続して 31 日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合のその月又は期間、事業主及び事業所を記載すること。
- 継続雇用された事業主が法人の場合は、7 欄には法人の名称及び代表者の氏名を、8 欄には法人の主たる事務所の所在地を記載すること。
- 9 欄及び 10 欄には、継続雇用された事業所の名称及び所在地が 7 欄及び 8 欄の記載と異なる場合にのみ記載すること。
- ※印欄には、記載しないこと。

様式第29号の2 (第82条の7関係) (第1面) 再就職手当支給申請書

様式第二十九号の二を次のように改める。

※ 帳票種別

1 2 2 2 1

1. 支給番号

11-1111-1111

2. 未支給区分

1 (空欄 未支給以外) 1 未支給

3. 番号複数取得チェック不要

(チェック・リストが出力されたが、調査の結果、同一人でなかった場合に「1」を記入すること。)

4. 就職年月日

11-11-11 (4 平成) (5 令和)

5. 不支給理由

1 待期未経過 4 早期支援履歴有 7 退職前事業主 13 調査時点離職
2 残日数不足 5 紹介要件不該当 8 雇用予約
3 手当等履歴有 6 安定就業不該当 9 安定要件不認定

6. 姓 (漢字)

姓の漢字入力欄

7. 名 (漢字)

名の漢字入力欄

8. 郵便番号

郵便番号入力欄

9. 電話番号 (項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。)

電話番号入力欄

10. 申請者の住所 (漢字) 市・区・郡及び町村名

住所入力欄 (市外局番、市内局番、番号)

申請者の住所 (漢字) 丁目・番地

住所入力欄 (丁目・番地)

申請者の住所 (漢字) アパート、マンション名等

住所入力欄 (アパート、マンション名等)

事業主の証明

11. 就職先の事業所 (開始した事業) 名称、所在地、事業の種類、(雇用保険)事業所番号、(電話番号)
12. 雇入年月日 (事業開始年月日) 令和 年 月 日 13. 採用内定年月日 令和 年 月 日
14. 職種 15. 一週間の所定労働時間 時間 分 16. 賃金月額 万 千円 17. 雇用期間 イ 定めなし 令和 年 月 日まで 契約更新条項 (イ有 □無) □ 定めあり 1年を超えて雇用する見込み (イ有 □無)
18. 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 令和 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名) 印

19. 上記12欄の日前3年間における就職についての再就職手当又は常用就職支度手当の受給の有無 イ 再就職手当又は常用就職支度手当を受給したことがある。 □ 再就職手当又は常用就職支度手当のいずれも受給したことがない。

雇用保険法施行規則第82条の7第1項の規定により、上記のとおり再就職手当の支給を申請します。 令和 年 月 日 公共職業安定所長 地方運輸局長 殿 申請者氏名

Table with 4 rows: 所定給付日数 (90-360日), 支給残日数 (日), 支給金額 (円), 支給決定年月日 (令和 年 月 日). Includes a '備考' column.

※ 所属長 次長 課長 係長 係 操作者

(記載もれのないよう御注意ください。)

様式第29号の2（第82条の7関係）（第2面）

注 意

- 1 この申請書は、12欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内に、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長に提出すること。
- 2 この申請書は、受給資格者証を添えること。
- 3 雇用された受給資格者にあつては6欄から19欄まで、事業を開始した受給資格者にあつては6欄から12欄まで及び19欄にそれぞれ記載すること。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあること。
- 5 申請書の記載について
 - (1) □□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行うので、大きめのアラビア数字の標準字体、カタカナ及び漢字（6欄、7欄及び10欄に限る。）によって枠からはみ出さないように明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり必要以上に折り曲げたりしないこと。
 - (2) 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、※印のついた欄には記載しないこと。
 - (3) 9欄には申請者の電話番号を記載すること。この場合、項目ごとにそれぞれ左詰めで、市内局番及び番号は「日」に続く5つの枠内にそれぞれ左詰めで記載すること。
(例：03-3456-XXXX→)
 - (4) 10欄1行目には、都道府県名は記載せず、特別区名、市名又は郡名とそれに続く町村名を左詰めで記載すること。
10欄2行目には、丁目及び番地のみを左詰めで記載すること。
また、所在地にアパート名又はマンション名等が入る場合は10欄3行目に左詰めで記載すること。
 - (5) 17欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「口 定めあり」を○で囲んだ場合にはその雇用期間を記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
 - (6) 19欄は、該当する記号を○で囲むこと。
- 6 事業主は、18欄の証明を行うとともに、速やかに雇用保険被保険者資格取得届の提出を行うこと。
- 7 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあること。

※	公共職業安定所又は地方運輸局記載欄

様式第29号の3（第84条関係）（第2面）

注 意

- 1 この申請書は、13欄に記載した雇入年月日の翌日から起算して1箇月以内に、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局（日雇受給資格者にあつては、就職先事業所の所在地を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局）の長に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格者証、高年齢受給資格者証、特例受給資格者証又は日雇労働被保険者手帳を添えること。
- 3 申請書の記載について
 - (1) □□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行うので、大きめのアラビア数字の標準字体、カタカナ及び漢字（7欄、8欄及び11欄に限る。）によって枠からはみ出さないように明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり必要以上に折り曲げたりしないこと。
 - (2) 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、※印のついた欄には記載しないこと。
 - (3) 10欄には申請者の電話番号を記載すること。この場合、項目ごとにそれぞれ左詰めで、市内局番及び番号は「日」に続く5つの枠内にそれぞれ左詰めで記載すること。
(例：03-3456-XXXX→)
 - (4) 11欄1行目には、都道府県名は記載せず、特別区名、市名又は郡名とそれに続く町村名を左詰めで記載すること。
11欄2行目には、丁目及び番地のみを左詰めで記載すること。
また、所在地にアパート名又はマンション名等が入る場合は11欄3行目に左詰めで記載すること。
 - (5) 18欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「口 定めあり」を○で囲んだ場合にはその雇用期間を記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年以上雇用する見込みの有無について、該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
 - (6) 20欄は、該当する記号を○で囲むこと。

※	公共職業安定所又は地方運輸局記載欄

様式第30号 (第92条関係) (第1面)

移転費支給申請書

様式第三十号を次のように改める。

※ 帳票種別

112201

1. 支給番号

00-00000000-00

2. 未支給区分

0 (空欄 未支給以外)
1 未支給

3. 移転区分 支給金額

00-00000000, 円

移転区分

1 就職移転
2 訓練移転

4. 紹介区分

1 公共職業安定所
2 特定地方公共団体 (都道府県)
3 特定地方公共団体 (市町村)
4 職業紹介事業者

5. 就職時期又は訓練開始時期

1 給付制限期間中
2 受給中
3 受給終了後
4 未定

Table with columns for applicant name, address, employer details, dates, and transportation costs (train, ship, air, car).

雇用保険法施行規則第92条第1項の規定により上記のとおり移転費の支給を申請します。

令和 年 月 日
公共職業安定所長 申請者氏名
地方運輸局長 殿

Summary table with columns for payment details, including payment amount, recipient, and administrative roles.

様式第30号（第92条関係）（第2面）

注 意

- 1 この申請書は、移転の日の翌日から起算して1箇月以内に、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局長に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格者証、高年齢受給資格者証、特例受給資格者証又は日雇労働被保険者手帳を添えること。
- 3 公共職業安定所の紹介による就職及び公共職業訓練等の受講のために移転する場合には、3欄には記載しないこと。
- 4 就職するために移転する場合には、5欄は記載しないこと。
- 5 6欄には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。
- 6 9の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によって生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

様式第32号(第94条関係)

様式第三十二号を次のように改める。

移 転 証 明 書

1. 移転した者	氏 名			※ 支給番号等	
	移 転 後 の 住 所 又 は 居 所				
2. 就職した事業所	名 称				
	所 在 地				
3. 雇入年月日	令和 年 月 日	4. 雇用形態	常用・臨時・日雇	5. 雇用期間	
6. 支給した就職支度費の額		円	7. 備 考		
雇用保険法施行規則第94条第2項の規定により上記のとおり移転し、就職したことを証明する。					
令和 年 月 日					
公共職業安定所長 地方運輸局長 殿					
事業主氏名					

注 意

- この証明書は、移転した者から移転費支給決定書の提出を受けたときに作成し、速やかに移転費を支給した公共職業安定所又は地方運輸局長に送付すること。
- 3欄には、実際に就労した最初の日を記載すること。
- 4欄には、該当する事項を○で囲むこと。
- 5欄には、日雇、臨時工等雇用契約の期間が短いものにあつては、その者の実際の就業期間を記載すること。
- 6欄には、移転した者に事業主が支給した移転に要する費用の全てを記載すること。
- この証明書の記載事項と移転費支給決定書の記載事項とが異なる場合には、その理由をできるだけ詳細に7欄に記載すること。
- 事業主の氏名欄には、事業主が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- ※印欄には、記載しないこと。

様式第32号の2 (第99条関係) (第1面)

求職活動支援費 (広域求職活動費) 支給申請書

様式第三十二号の二を次のように改める。

※ 帳票種別

11217

1. 支給番号

□□-□□□□□□□□

2. 未支給区分

□ (空欄 未支給以外)
1 未支給

3. 支給金額 (広域求職活動費)

□□□□□□□□ 円

4. 広域求職活動開始時期

□ (1 給付制限期間中)
2 受給中
3 受給終了後

1	申請者	氏名	住所又は居所
2	訪問事業所	名称	所在地
雇用保険法施行規則第99条第1項の規定により上記のとおり求職活動支援費 (広域求職活動費) の支給を申請します。			
		令和 年 月 日	申請者氏名
		公共職業安定所長	地方運輸局長 殿

※ 処 理 欄	支給番号等		支給決定年月日		令和 年 月 日					
	宿泊地	公共職業安定所 地方運輸局関係	公共職業安定所 地方運輸局関係	公共職業安定所 地方運輸局関係	公共職業安定所 地方運輸局関係	公共職業安定所 地方運輸局関係				
区 間	泊 数	泊	泊	泊	泊	泊				
鉄 道 運 賃 急行料金 (円)	距離 (キロメートル)	船 運 賃 (円)	距離 (キロメートル)	航 空 運 賃 (円)	距離 (キロメートル)	車 運 賃 (円)	距離 (キロメートル)	宿 泊 料 (円)	計 (円)	鉄 道 距 離 換算キロ数 (キロメートル)
キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円	円	円	キロメートル
キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円	円	円	キロメートル
キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円	円	円	キロメートル
キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円	円	円	キロメートル
合 計										円

備 考	求人者から支給される広域求職活動に必要な費用の額		円		
	差 引 支 給 額		円		
	所 属 長	次 長	課 長	係 長	係

様式第32号の2 (第99条関係) (第2面)

注 意

- 1 この申請書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に本人の住居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局長に提出してください。
- 2 ※印欄には、記載しないでください。

様式第32号の3 (第100条の4関係) (第1面)

求職活動支援費 (短期訓練受講費) 支給申請書

様式第三十二号の三を次のように改める。

※ 帳票種別

11218

1. 支給番号

□□-□□□□□□□□

2. 未支給区分

□ (空欄 未支給以外)
1 未支給

3. 支給金額 (短期訓練受講費)

□□□□□□
, □□ 円

1 講座	教育訓練施設の名称	講座名	受講開始 年月日	受講修了 年月日	当該講座に関連する公的資格	受講費 (入学科含む) (円)
						資格名 () 4. 分類 □ (1~9) 第2面参照 5. 種別 □ (1~3) 第2面参照

雇用保険法施行規則第100条の4第1項の規定により上記のとおり求職活動支援費 (短期訓練受講費) の支給を申請します。

令和 年 月 日 申請者氏名
公共職業安定所長 殿
地方運輸局長

※ 処 理 欄	支給番号等	支給決定年月日	令和 年 月 日
		計算欄	支給額 (円)

円

備考欄

所属長		次長		課長		係長		係		操作者	
-----	--	----	--	----	--	----	--	---	--	-----	--

様式第32号の3 (第100条の4関係) (第2面)

注 意

- 1 この申請書は、教育訓練を行う者（以下「教育訓練実施者」という。）の発行する短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類（以下「教育訓練修了証明書」という。）に記載された受講修了日の翌日から起算して1ヵ月以内に、受給資格者証等に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、原則として、本人の住居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長に提出してください。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができませんので、教育訓練実施者より（１）、（２）及び（３）の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練実施者に対して修正を依頼してください。
 - （１）教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」
 - （２）教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」
教育訓練経費の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、教育訓練実施者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を教育訓練実施者が付記したクレジット伝票でもよい）、教育訓練実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出してください。
 - （３）教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に必要です。）
- 3 申請書の記載について
 - （１） で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行いますので、枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり必要以上に折り曲げたりしないでください。
 - （２）1欄の当該講座に関連する公的資格の分類については、以下の区分に該当するものを記載してください。

1 輸送・機械運転関係	4 情報関係	7 技術関係
2 医療・社会福祉・保健衛生関係	5 事務関係	8 製造関係
3 専門的サービス関係	6 営業・販売・サービス関係	9 その他
 - （３）1欄の当該講座に関連する公的資格の種別については、以下の区分に該当するものを記載してください。

1 労働安全衛生法に規定する講習（フォークリフト、クレーン等）
2 運転免許取得講習（大型特殊免許等）
3 その他（介護職員初任者研修等）
 - （４）※印欄には記載しないでください。
 - （５）受講費の額は、「教育訓練修了証明書」及び教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の両方に記載された額と同一額となっていることを確認してください。なお、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合は、受講費の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となっていることを確認してください。

様式第32号の4（第100条の8関係）（第1面）

求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）支給申請書

※ 帳票種別

11219

1. 支給番号

□□-□□□□□□□□

2. 未支給区分

□ (空欄 未支給以外
1 未支給)

3. 支給金額（求職活動関係役務利用費）

□□□□□□
円

項番	保育等サービス 利用理由	保育等サービス 事業者名	保育等サービス 利用日	保育等 サービス 利用日数	保育等サービス名	保育等サービス利 用期間内の 求職活動実施日	保育等サービス 利用期間内の求 職活動実施日数	費用（自己負担分） （円）
1 保育等 サービ ス	4. その1 (1・2) 第2面 参照			日	5. その1 (01~14) 第2面 参照		6. その1	円
(1)	□			日	□□		□□日	
(2)	7. その2 (1・2) 第2面 参照			日	8. その2 (01~14) 第2面 参照		9. その2	円
(3)	10. その3 (1・2) 第2面 参照			日	11. その3 (01~14) 第2面 参照		12. その3	円
(4)	13. その4 (1・2) 第2面 参照			日	14. その4 (01~14) 第2面 参照		15. その4	円
雇用保険法施行規則第100条の8第1項の規定により上記のとおり求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）の支給を申請します。								
令和 年 月 日 申請者氏名 公共職業安定所長 地方運輸局長 殿								

※	支給番号等	支給決定年月日	令和 年 月 日
処 理 欄	項番	計算欄	支給額（円）
	(1)		円
	(2)		円
	(3)		円
	(4)		円
	合計		円

備考

所属長		次長		課長		係長		係		操作者	
-----	--	----	--	----	--	----	--	---	--	-----	--

様式第三十二号の四を次のように改める。

様式第32号の4(第100条の8関係)(第2面)

注意

1 この申請書は、失業の認定を受けようとする期間(前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間=支給対象期間(求職活動関係役務利用費))中に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の認定を受ける日(認定日=確認日(求職活動関係役務利用費))に、受給資格者証等に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、原則として、本人の住居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局長に提出してください。

ただし、高年齢受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者の方が求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)支給申請書を提出する場合にあっては、当該求職活動関係役務利用費の支給に係る保育等サービスを利用をした日の翌日から起算して四ヶ月以内に行ってください。

2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができませんので、保育等サービス事業者より(1)、(2)及び(3)の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、保育等サービス事業者に対して修正を依頼してください。

(1) 保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」又は「契約書」

保育等サービス費用の支払いをクレジット会社を介してクレジット契約により行う場合は、保育等サービス事業者の発行する「クレジット契約証明書」(必要事項を保育等サービス事業者が付記したクレジット伝票でもよい)、保育等サービス事業者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出してください。

(2) 事業主の証明を受けた「面接証明書」又は求職活動関係役務利用費対象訓練を実施する者の発行する求職活動関係役務利用費対象訓練を受講したことを証明することができる書類(「教育訓練修了証明書」など)

(3) 保育等サービス費用について、求人者、地方公共団体その他の者から補助を受けた場合はその額を証明する書類

3 申請書の記載について

(1) □□□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学式文字読取装置(OCR)で直接読取を行いますので、枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり必要以上に折り曲げたりしないでください。

(2) 1欄の保育等サービス利用理由については、以下の区分に該当する番号を記載してください。

1 面接等のため

2 訓練のため

(3) 1欄の保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数については、利用する保育等サービスの全ての利用日及び利用日数を記載してください。ただし、保育等サービスであって、求職活動のために利用するものではないものは、記載しないでください。

(4) 1欄の保育等サービス利用期間内の求職活動実施日及び保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数については、保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数に記載した利用日及び利用日数のうち、支給対象期間中に求職活動を実施した日及び日数を記載してください。

(5) 1欄の保育等サービス名については、以下の区分に該当する番号を記載してください。

01 認可保育所で行う保育
02 認可幼稚園で行う保育
03 認定子ども園で行う保育
04 小規模保育
05 家庭的保育

06 居宅訪問型保育
07 事業所内保育
08 一時預かり事業
09 子育て短期事業
10 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

11 延長保育事業
12 病児保育事業
13 放課後児童クラブ
14 その他の保育等サービス
(認可外保育施設が行う保育等)

(6) ※印欄には記載しないでください。

(7) 費用(自己負担分)の額は、保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」(又はクレジット契約証明書)の額と同一額となっていることを確認してください。

様式第33号の2 (第101条の2の11、第101条の2の11の2関係) (第1面)

教育訓練給付金支給申請書

様式第三十三号の二を次のように改める。

帳票種別

16501

1. 個人番号

□□□□□□□□□□□□□□□□

- 第2面の注意をよくお読みください。
- 支給申請期間は、受講修了日の翌日から1ヵ月以内です。

2. 被保険者番号

□□□□□□□□□□□□□□□□

3. 姓 (漢字)

□□□□□□□□□□

4. 名 (漢字)

□□□□□□□□□□

5. フリガナ (カタカナ)

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

6. 生年月日

□□□□□□□□□□□□□□□□

(2 大正 3 昭和
4 平成 5 令和)

7. 指定番号

□□□□□□□□□□□□□□□□

教育訓練施設の名称

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

教育訓練講座名

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

8. 受講開始年月日 (基準日)

□□□□□□□□□□□□□□□□

9. 受講修了年月日

□□□□□□□□□□□□□□□□

10. 教育訓練経費

□□□□□□□□□□□□□□□□

キャリアコンサルタントの名称

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

11. キャリアコンサルティングを受けた年月日

□□□□□□□□□□□□□□□□

12. キャリアコンサルティングの費用

□□□□□□□□□□□□□□□□

13. 郵便番号

□□□□□□□□□□□□□□□□

教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

14. 住所 (漢字) ※市・区・郡及び町村名

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

住所 (漢字) ※丁目・番地

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

住所 (漢字) ※アパート、マンション名等

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

※公共職業安定所欄	15. 決定年月日	□□□□□□□□□□□□□□□□	16. 未支給区分	□□ (空欄 未支給以外 1 未支給)	17. 支払区分	□□
	18. 金融機関・店舗コード	□□□□□□□□□□□□□□□□	口座番号	□□□□□□□□□□□□□□□□	特定一般区分	□□ (空欄 一般 1 特定)

雇用保険法施行規則第101条の2の11又は第101条の2の11の2の規定により、電話番号 _____ 上記のとおり教育訓練給付金の支給を申請します。申請者 _____

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 公共職業安定所長 殿 氏 名 _____

払渡希望金融機関指定届

19. 払渡希望金融機関	フリガナ			金融機関コード	店舗コード
	名称	本店	支店		
	銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	口座番号 (普通)			
	ゆうちょ銀行	記号番号 (総合)			

備考

※	所長	次長	課長	係長	係	操作者	決 定 年 月 日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	支 給 決 定 額 _____ 円	不 支 給 理 由 _____	通 知 年 月 日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	修了証明書	領収書	本人・住所	運・健・被 受・出・保 住・印・險 者・者 証・証	本・代・郵

(この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)

様式第33号の2(第101条の2の11、第101条の2の11の2関係)(第2面)

注意

- 1 この申請書は、指定教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」に記載された受講修了日の翌日から起算して1ヵ月以内に、下記の確認書類を添付して、原則として、申請者本人が、本人の住所を管轄する公共職業安定所に提出してください。また申請書の提出は、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によって行うことができません。当該やむを得ない理由のために期間内に公共職業安定所に出頭することができない場合に限り、その理由を記載した証明書を添付のうえ、代理人又は郵送により提出することができます。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができませんので、教育訓練施設より(1)、(2)及び(5)の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練施設に対して修正を依頼してください。
 - (1) 指定教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」
 - (2) 指定教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」
教育訓練経費の支払をクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、施設の発行する「クレジット契約証明書」(必要事項を施設が付記したクレジット伝票でもよい)、教育訓練施設に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出してください。
 - (3) 教育訓練の受講開始日前1年以内に受けたキャリアコンサルティングの費用の支給を受ける場合は次に掲げる書類
 - ア キャリアコンサルティング実施者の発行するキャリアコンサルティングの費用に係る「領収書」
キャリアコンサルティングの費用の支払をクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、キャリアコンサルティング実施者の発行する「クレジット契約証明書」(必要事項をキャリアコンサルティング実施者が付記したクレジット伝票でもよい)、キャリアコンサルティング実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出してください。
 - イ 当該教育訓練の受講に関する「キャリアコンサルティングの記録」
 - ウ キャリアコンサルティング実施者の発行する担当キャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングが実施されたことを証明することができる書類(以下「キャリアコンサルティング実施証明書」という。)
 - (4) 本人確認及び本人の住所の確認できる官公署の発行した書類
具体的には「個人番号カード(マイナンバーカード)」「運転免許証」「住民票の写し」「雇用保険受給資格者証」「高齢受給資格者証」「出稼労働者手帳」「印鑑証明書」「国民健康保険被保険者証」のいずれかとなります(コピーは不可)。なお、「住民票の写し」「印鑑証明書」の場合、支給・不支給決定通知書については、即日交付は行われず後日、本人の住所あてに送付されることとなります。
 - (5) 指定教育訓練実施者又はキャリアコンサルティング実施者の発行する「返還金明細書」(「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費又はキャリアコンサルティングの費用の一部が指定教育訓練実施者又はキャリアコンサルティング実施者から本人に対して還付された(される)場合に必要です。)
- 3 妊娠、出産、育児、疾病若しくは負傷又はこれらに準ずる理由で申請者本人の居住地を管轄する公共職業安定所長がやむを得ないとして、教育訓練給付の対象となり得る期間の延長を認める場合には、「教育訓練給付適用対象期間延長申請書」の提出が必要になります。
- 4 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合には、教育訓練給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。なお、詳細については、「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。
- 5 申請書の記載について
 - (1) □□□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学式文字読取装置(OCR)で直接読取を行いますので、枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり必要以上に折り曲げたりしないでください。
 - (2) ※印の付いた欄には記載しないでください。
 - (3) 1欄には、指定された個人番号(マイナンバー)を間違いのないよう記載してください。
 - (4) 2欄には、雇用保険被保険者証(雇用保険受給資格者証又は高齢受給資格者証)に記載されている被保険者番号を記載してください。なお被保険者番号が16桁(2段/上6桁・下10桁)で記載されている場合は、下段の10桁について左詰めで記載し、最後の欄を空欄としてください。
 - (5) 3～5欄には、漢字、カタカナ、平仮名により明瞭に記載してください。
 - (6) 5欄のフリガナ欄は、姓名と氏名の間に1文字分の空欄をあけてください。この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取扱い(例:ガ→ガ、パ→パ)、また「キ」及び「エ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用してください。
また、12欄は、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字(英字については大文字とする。)により明瞭に記載してください。
 - (7) 6欄には、元号をコード番号で記載した上で、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。(例:平成3年2月1日→030201)
 - (8) 7～10欄は、指定教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」に記載された内容を記載してください。
 - (9) 10欄の額は、指定教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」(又はクレジット契約証明書)の額及び「教育訓練修了証明書」の両方に記載された額と同一額となっていることを確認してください。なお、教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された(される)場合は、教育訓練経費の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となっていることを確認して下さい。
また、「教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称」欄に、教育訓練施設の台帳に登載されていない販売代理店等、販売員が記載されている場合や講座受講をあっせんした販売代理店等、販売員があるにもかかわらず記載がない場合は、教育訓練給付金支給申請書が受理されないことがあります。なお、この記載内容につきましては、後日公共職業安定所により調査を行い確認させていただくことがあります。
 - (10) 11欄及び12欄は、キャリアコンサルティング実施者の発行する「キャリアコンサルティング実施証明書」に記載された内容を記載してください。なお、11欄には、「キャリアコンサルティング実施証明書」に記載されたキャリアコンサルティングを受けた年月日の最後の年月日を記載してください。
 - (11) 12欄の額は、キャリアコンサルティング実施者の発行するキャリアコンサルティングの費用に係る「領収書」(又はクレジット契約証明書)及び「キャリアコンサルティング実施証明書」の両方に記載された額と同一額となっていることを確認してください。なお、キャリアコンサルティングの費用の一部がキャリアコンサルティング実施者から本人に対して還付された(される)場合は、キャリアコンサルティングの費用の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となっていることを確認してください。
 - (12) 申請書の電話番号欄は、平日昼間に連絡のとりやすい電話番号を記入してください。
- 6 払渡希望金融機関指定届の記載について
 - (1) 「名称」欄には教育訓練給付金の払渡しを希望する金融機関(ゆうちょ銀行を含む。)の名称及び店舗名(ゆうちょ銀行の場合は名称のみ)を記載してください。
 - (2) 「銀行等(ゆうちょ銀行以外)」の「口座番号」欄又は「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄には、申請者本人名義の普通預(貯)金口座の通帳の記号(口座)番号を記載してください。
 - (3) 支給申請書の提出と同時に申請者本人の名義の通帳、キャッシュカードその他の払渡希望金融機関の口座情報を確認できるものを提示してください。
また、雇用保険の基本手当受給資格者等であって既に払渡希望金融機関指定届を届けている方は、届の必要がありません。

様式第33号の2の2(第101条の2の7第1号の2、第101条の2の7第2号関係)(第2面)

注 意

- 1 この確認票は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の給付に必要な受給資格の確認を行うためのものです。
8欄に記載した受講開始予定年月日の前日から起算して1か月前の日までに、下記の確認書類を添付して、原則として、申請者本人が、本人の住居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。
確認票の提出は、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によって行うことができません。当該やむを得ない理由のために期間内に公共職業安定所に出頭することができない場合に限り、その理由を記載した証明書を添付の上、代理人又は郵送により提出することができます。代理人が提出する場合は、委任状も必要になります。
- 2 確認票に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と確認票の内容が異なる場合は、受給資格の確認を行うことができません。なお、当該手続及びこれに続き今後行う支給申請時に個人番号カード(マイナンバーカード)を提示する場合には(3)の書類を省略することが可能です。
 - (1) 当該教育訓練の受講に関する「キャリア・コンサルティングの記録」
 - (2) 本人確認及び本人の住居所の確認できる官公署の発行した書類(コピーは不可)

個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証、本人の写真付き住民基本台帳カード。これがない場合は、①旅券(パスポート)、②住民票記載事項証明書(住民票、印鑑証明書)、③国民健康保険被保険者証(健康保険被保険者証)のうちいずれか2種類(①、②又は③から各1種類で合計2種類)。

 - (3) 最近の写真(3か月以内の写真であって、正面上半身が写った、縦3.0cm×横2.5cmのものを、2枚。ただし、特定一般教育訓練給付金の受給資格の確認を行う場合を除く。)
 - (4) 雇用保険被保険者離職票-1及び2(教育訓練支援給付金の受給資格の確認を行う場合にのみ添付してください。基本手当等の資格決定を受け、雇用保険受給資格者証又は高年齢受給資格者証の交付を受けている場合は、雇用保険受給資格者証又は高年齢受給資格者証を添付してください。)
- 3 妊娠、出産、育児、疾病若しくは負傷又はこれらに準ずる理由で申請者本人の居住地を管轄する公共職業安定所長がやむを得ないとして、教育訓練給付の対象となり得る期間の延長を認める場合には、「教育訓練給付適用対象期間延長申請書」の提出が必要になります。
- 4 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがあります。なお、詳細については「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。
- 5 確認票の記載について
 - (1) この確認票により、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の受給資格があるか確認の申請をすることができますが、受給資格の確認を申請しない給付金がある場合は、表題及び第1面署名欄の確認しない給付の文書と「及び」を抹消してください。
 - (2) □□□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学式文字読取装置(OCR)で直接読取を行いますので、記入枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
 - (3) ※印のついた欄には記載しないでください。
 - (4) 1欄には、指定された個人番号(マイナンバー)を間違いのないよう記載してください。
 - (5) 2欄には、雇用保険被保険者証(雇用保険受給資格者証又は高年齢受給資格者証)に記載されている被保険者番号を記載してください。なお被保険者番号が16桁(2段/上6桁・下10桁)で記載されている場合は、下段の10桁について左詰めで記載し、最後の欄を空欄としてください。
 - (6) 3～5欄は漢字、カタカナ、平仮名により明瞭に記載してください。
 - (7) 5欄のフリガナ欄は、姓名と氏名の間に1文字分の空欄をあけてください。この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取扱い(例：ガ→、パ→)、また「井」及び「エ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用してください。
 - (8) 6欄には元号コードを記載した上で、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。(例：平成3年2月1日→)
 - (9) 7欄及び8欄は受講を希望する指定教育訓練の実施者に確認の上、記載してください。照会票に記載された受講開始予定日と実際の受講開始日が異なる場合は、各給付金の支給申請時に受給できないことがあります。実際の受講開始日が変更された場合、速やかに公共職業安定所あて連絡してください。
 - (10) 10欄は、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字(英字については大文字体とする。)により明瞭に記載してください。
 - (11) 11欄の電話番号は、平日昼間に連絡の取りやすい電話番号を記載してください。
- 6 払渡希望金融機関指定届の記載について
 - (1) 「名称」欄には教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金を今後申請する際に払渡しを希望する金融機関(ゆうちょ銀行を含む。)の名称及び店舗名(ゆうちょ銀行の場合は名称のみ)を記載してください。
 - (2) 「銀行等(ゆうちょ銀行以外)」の「口座番号」欄又は「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄には、申請者本人の名義の通帳の記号(口座)番号を記載してください。
 - (3) 確認票の提出と同時に申請者本人の名義の通帳、キャッシュカードその他の払渡希望金融機関の口座情報を確認できるものを提示してください。また、雇用保険の基本手当受給資格者等であって既に払渡希望金融機関指定届を届けている方は、届の必要がありません。

様式第33号の2の4 (第2面)

注 意

- 1 この申請書は、教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）の支給申請を行うためのものです。
指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して1か月以内に、下記の確認書類を添付して、原則として、申請者本人が、本人の住居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。
申請書の提出は、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によって行うことができません。当該やむを得ない理由のために期間内に公共職業安定所に出頭することができない場合に限り、その理由を記載した証明書を添付の上、代理人又は郵送により提出することができます。代理人が提出する場合は、委任状も必要になります。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができませんので、教育訓練施設より（1）～（3）の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練施設に対して修正を依頼してください。なお、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格確認の際に、顔写真の添付を省略した場合には、個人番号カード（マイナンバーカード）の提示が必要になります。
 - （1）教育訓練実施者の発行する、本支給申請の対象となる支給単位期間の「受講証明書」
 - （2）教育訓練実施者の発行する、本支給申請の対象となる支給単位期間の教育訓練経費に係る「領収書」
教育訓練経費の支払をクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、施設の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を施設が付記したクレジット伝票でもよい）、教育訓練施設に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出してください。
 - （3）指定教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練施設から本人に対して還付された（される）場合に必要です。）
 - （4）教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）受給資格者証（教育訓練支援給付金の受給資格もある方は教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証。）
- 3 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがあります。なお、詳細については「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。
- 4 申請書の記載について
 - （1）□□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行いますので、記入枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
 - （2）※印のついた欄には記載しないでください。
 - （3）1欄には、教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）受給資格者証（教育訓練支援給付金の受給資格もある方は、教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証）に記載されている被保険者番号を記載してください。
 - （4）2欄は、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。
（例：平成3年2月1日→

4	0	3	0	2	0	1
---	---	---	---	---	---	---

）
 - （5）3～6欄は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された内容を記載してください。年月日の記載は2欄の記載方法に従ってください。また、訓練が修了した方のみ5欄を記載してください。
 - （6）6欄の額は、指定教育訓練実施者の発行する当該支給単位期間の教育訓練経費にかかる「領収書」（又はクレジット契約証明書）の額及び「受講証明書」の両方に記載された額と同一額となっていることを確認してください（「返還金明細書」が必要な場合を除きます。）。
また、「教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称」欄に、教育訓練施設の台帳に登録されていない販売代理店等、販売員が記載されている場合や講座受講をあっせんした販売代理店等、販売員があるにもかかわらず記載がない場合は、教育訓練給付金が支給されないことがあります。なお、この記載内容につきましては、後日公共職業安定所により調査を行い、確認させていただくことがあります。

様式第33号の2の5 (第1面)

教育訓練給付金 (第101条の2の7第3号関係) 支給申請書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

帳票種別

12505

1. 被保険者番号

□□□□-□□□□□□□□□□

2. 受講開始年月日

□□-□□□□□□□□ (4平成 5令和)
元号 年 月 日

3. 指定番号

□□□□□□□□-□□□□□□□□□□

教育訓練施設の名称

□□□□□□□□□□□□□□□□

教育訓練講座名

□□□□□□□□□□□□□□□□

教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称

(販売代理店等) □□□□□□□□□□ (販売員)

4. 受講修了年月日

□□-□□□□□□□□
元号 年 月 日

5. 資格等取得年月日

□□-□□□□□□□□
元号 年 月 日

取得資格名称

□□□□□□□□□□□□□□□□

6. 就職年月日

□□-□□□□□□□□
元号 年 月 日

就職先事業所名

□□□□□□□□□□□□□□□□

事業主の証明

① 就職先の事業所	名称	所在地		(電話番号)	(雇用保険) 事業所番号	事業の種類	
② 雇入年月日	令和 年 月 日	③ 職種	④ 一週間の所定労働時間		時間 分	⑤ 賃金月額	万 千円
⑥ 雇用期間	ア 定めなし イ 定めあり 令和 年 月 日まで 契約更新条項 (ア 有 イ 無) 1年を超えて雇用する見込み (ア 有 イ 無)						
上記の記載事実と誤りのないことを証明する。 令和 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)							

7. 教育訓練経費 (1回目)	円 (追納金額)	円
8. 教育訓練経費 (2回目)	円 (追納金額)	円
9. 教育訓練経費 (3回目)	円 (追納金額)	円
10. 教育訓練経費 (4回目)	円 (追納金額)	円
11. 教育訓練経費 (5回目)	円 (追納金額)	円
12. 教育訓練経費 (6回目)	円 (追納金額)	円
13. 教育訓練経費 (7回目)	円 (追納金額)	円
14. 教育訓練経費 (8回目)	円 (追納金額)	円

雇用保険法施行規則第101条の2の12第6項の規定により、上記のとおり教育訓練給付金(第101条の2の7第3号関係)の支給を申請します。
 令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿 申請者氏名

15. 教育訓練給付金追加給付支給・不支給決定年月日 □□-□□□□□□□□ (4平成 5令和) 元号 年 月 日
 16. 未支給区分 □ (空欄 未支給以外 1 未支給)
 17. 支払区分 □
 18. 不支給理由 □ (1 資格等未取得 2 未就職 3 申請期限)

備考

決定年月日	令和 年 月 日				
支給決定額	円				
不支給決定理由					
通知年月日	令和 年 月 日				
合格等年月日・合格証等	令和 年 月 日 ()				
資格者証	受講証明	領収書	本人・住所	運・健・出・印	本・代・郵

※ 所長	次長	課長	係長	係	操作者
------	----	----	----	---	-----

(この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)

様式第三十三号の二の五を次のように改める。

様式第33号の2の5 (第101条の2の7第3号関係) (第2面)

注 意

- 1 この申請書は、教育訓練給付金(第101条の2の7第3号関係)の追加給付の支給申請を行うためのものです。
教育訓練受講中又は受講修了後1年以内に定められた資格を取得するとともに、受講修了後1年以内に雇用保険の被保険者として就職した場合に支給申請を行うことができます。
この場合、資格取得と就職の両条件を満たした日の翌日から起算して1ヶ月以内に、下記の確認書類を添付して、原則として、申請者本人が、本人の住居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。申請書の提出は、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によって行うことができません。当該やむを得ない理由のために期間内に公共職業安定所に出頭することができない場合に限り、その理由を記載した証明書を添付の上、代理人又は郵送により提出することができます。
代理人が提出する場合は、委任状も必要になります。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができませんので、教育訓練施設より(1)～(3)の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練施設に対して修正を依頼してください。なお、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格確認の際に、顔写真の添付を省略した場合には、個人番号カード(マイナンバーカード)の提示が必要になります。
(1) 教育訓練実施者の発行する、全教育訓練期間の「受講証明書」
(2) 教育訓練実施者の発行する全教育訓練経費にかかる「領収書」
 教育訓練経費の支払をクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、施設の発行する「クレジット契約証明書」(必要事項を施設が付記したクレジット伝票でもよい)、教育訓練施設に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出してください。
(3) 指定教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」(「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練施設から本人に対して還付された(される)場合に必要です。)
(4) 教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)受給資格者証(教育訓練支援給付金の受給資格もある方は、教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)及び教育訓練支援給付金受給資格者証。)
(5) 定められた資格を取得したことを証明する書類の写し(合格証等)
- 3 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがあります。なお、詳細については「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。
- 4 申請書の記載について
(1) □□□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学式文字読取装置(OCR)で直接読取を行いますので、記入枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
(2) ※印のついた欄には記載しないでください。
(3) 1欄には、教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)受給資格者証(教育訓練支援給付金の受給資格もある方は、教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)及び教育訓練支援給付金受給資格者証)に記載されている被保険者番号を記載してください。
(4) 2欄は、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。
(例：平成3年2月1日→)
(5) 2～4欄は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された内容を記載してください。年月日の記載は2欄の記載方法に従ってください。
(6) 5欄は定められた資格を取得した日を記載してください。
(7) 6欄は就職した日を記載してください。
(8) 7～14欄は受講期間によって記入すべき欄の数が変わります。記入することがない欄は、空欄にしてください。
 受講期間が6ヶ月以下…7欄のみ記入 受講期間が6ヶ月を超えて1年以下…7欄及び8欄を記入
 受講期間が1年を超えて1年6ヶ月以下…7～9欄を記入 受講期間が1年6ヶ月を超えて2年以下…7～10欄を記入
 受講期間が2年を超えて2年6ヶ月以下…7～11欄を記入 受講期間が2年6ヶ月を超えて3年以下…7～12欄を記入
 受講期間が3年を超えて3年6ヶ月以下…7～13欄を記入 受講期間が3年6ヶ月を超えて4年以下…7～14欄を記入
(9) 7～14欄の額は、指定教育訓練実施者の発行するこれまでの全ての各支給単位期間の教育訓練経費にかかる「領収書」(又はクレジット契約証明書)の額及び「受講証明書」の両方に記載された額と同一額となっていることを確認してください(「返還金明細書」が必要な場合を除きます。)
また、「教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称」欄に、教育訓練施設の台帳に登録されていない販売代理店等、販売員が記載されている場合や講座受講をあっせんした販売代理店等、販売員があるにもかかわらず記載がない場合は、教育訓練給付金が支給されないことがあります。なお、この記載内容につきましては、後日公共職業安定所により調査を行い、確認させていただくことがあります。

様式第33号の2の6 (第1面)

教育訓練給付金 (第101条の2の7第2号関係) 受給者

氏名住所変更届
電話番号

※ 帳票種別

11506

1. 被保険者番号

11-1111-1111-1111

2. 受講開始年月日

11-11-11 (平成5 令和)

元号 年 月 日

1 氏名	フリガナ												
	新												
2 住所	新	〒											
	旧	〒											
3 電話番号	新	- -											
	旧	- -											
4 生年月日	大正 昭和 平成 令和	年	月	日	5 変更年月日	令和	年	月	日				

雇用保険法施行規則第101条の2の15の規定により上記のとおり届けます。

令和 年 月 日

公共職業安定所長 殿

受給者氏名 _____

電話番号 (_____)

備考											
	※口座名義変更確認欄										

※	所属長	次長	課長	係長	係	操作者
---	-----	----	----	----	---	-----

様式第三十三号の二の六を次のように改める。

様式第33号の2の6（第2面）

注 意

- 1 氏名を変更したときは、標題中「住所」及び「電話番号」の文字を抹消すること。この場合には、2欄及び3欄には記載しないこと。
- 2 住所を変更したときは、標題中「氏名」及び「電話番号」の文字を抹消すること。この場合には、1欄及び3欄には記載しないこと。
- 3 電話番号を変更したときは、標題中「氏名」及び「住所」の文字を抹消すること。この場合には、1欄及び2欄には記載しないこと。
- 4 この届書には、電話番号を変更する場合を除き、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類（例えば住民票）を添えること。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

様式第33号の2の7 (第1面)

教育訓練支援給付金受講証明書
(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

帳票種別

01503

(この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)

様式第三十三号の二の七を次のように改める。

1 受講者氏名
2 証明対象期間
3 教育訓練講座名
4 右のカレンダーに該当する印をつける...
5 特記事項

6 失業と受講の認定を受けようとする期間中に、就職をしましたか。
7 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。

雇用保険法施行規則第28条の規定により、上記のとおり申告し、教育訓練支援給付金の支給を申請します。
令和 年 月 日
申請者氏名
公共職業安定所長 殿
被保険者番号

1. 被保険者番号
2. 受講開始年月日
3. 未支給区分
4. 支払区分
5. 支給期間その1
6. 認定日数その1
7. 不支給理由その1
8. 支給期間その2
9. 認定日数その2
10. 不支給理由その2
11. 就職年月日-経路
12. 離職年月日-離職理由

備考
※ 所長 次長 課長 係長 係 操作者